

令和2年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和2(2020)年7月
植草学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念, 使命・目的, 大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学生	1 2
基準 3 教育課程	4 1
基準 4 教員・職員	5 8
基準 5 経営・管理と財務	7 2
基準 6 内部質保証	8 3
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	8 9
基準 A 地域社会との連携及び地域社会への貢献	8 9
V. 特記事項	9 7
VI. 法令等遵守状況一覧	9 8
VII. エビデンス集一覧	1 1 2
エビデンス集 (データ編) 一覧	1 1 2
エビデンス集 (資料編) 一覧	1 1 2

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 植草学園建学の精神

植草学園は、明治37年の千葉和洋裁縫女学校設立以来、115年に及ぶ歴史を持つ。その歴史の中で培ってきた建学の精神は、次のとおりである。

「徳育を教育の根幹として、国を愛し、心の豊かなたくましい人間の形成を目指すとともに、誠実で道徳的実践力のある人材を育成する。」

2. 大学の基本理念

(1) 徳育を教育の根幹とする

教育基本法第2条教育の目標は、その第1項で「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。」として、知育、徳育、体育を述べている。

本学は、この三つのうち徳育、すなわち豊かな情操と道徳心を培うことを根幹に据えて教育活動を進めている。徳育による、平和を愛し、人間を愛する情操や道徳心が基盤にあつてこそ、知育や体育は実を結び、知識や技術を人類にとって有意義なものとし、健康で安全で平和な世界を築くことができる。

また、教育基本法第7条では、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」としている。本学は、社会の発展に有用な教育・保育・保健医療に関する研究を行うとともに、その研究成果を基盤とする教育を通して、教育・保育・保健医療領域の人材を育成する。本学学生には、本学における学びを通して、高い道徳心、倫理観に根ざし、修得した知識や技能を自らの人生、自らの職業に生かし、豊かな文化を進展させる社会人となること、そして個性豊かな人格を備えた人間として自立することを期している。

(2) 共生社会の実現を目指す

多様な社会・文化・価値観がダイナミックに接触する現代のグローバルな世界において、その多様性を認め、相互に尊重し、共に生きる世界の構築は大きな課題である。また、福祉思想や社会観の進歩に伴い、障害などのある人もない人も、地域で共に生きることを当たり前のこととする思潮が主流となりつつある。

高齢化と人口減少が急速に進み、地域での支え合いが希薄化していく中、障害のある人をはじめ様々な生きにくさを持った人々が主体的・自律的に社会に関わることを求められるようになった。すなわち、制度や分野ごとの「縦割り」をなくし、「支え手」と「受け手」が一体となって課題の克服を目指す共生社会（多様な人々を包み込むインクルーシブ社会）である。

本学は、そのような共生社会の実現を目指し、学則で「共生社会の実現に寄与する人材を養成する」と謳っている。本学学生には、共生社会実現のため、道徳観・倫理観を確立し、他者を思いやり、助け合う心と、現実を改善するための行動力を身につけることを期している。また、障害のある学生も積極的に受け入れ、個々の障害特性にあつた

合理的配慮を通して学習支援に努めるなど、共生の理念の実践にも直接取り組んでいる。

3. 大学の使命・目的

様々な背景や個性を持つ人々にとって、障害や困難性の有無にかかわらず、主体的・自律的に生きることは、権利である。この権利の実現には、教育、福祉、保健医療の各分野からの支援が必要不可欠である。本学は、学園建学の精神である徳育を教育の基本とし、共生社会の実現を目指す、という基本理念の下、学則第1条でその使命・目的を次のように定めている。「徳育を教育の根幹とする学園建学の精神に則り、広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって我が国の文化の発展及び共生社会の実現に寄与する有為な人材を養成することを目的としている。」

本学は、この使命・目的のもと、発達教育学部と保健医療学部を設置し、各学部において、共生社会実現のための基礎的・応用的研究を進めると共に、教育・保育、医療の分野において社会のニーズに応え、共生社会の実現に寄与する、高い専門性を持つ有為な人材を育成する。こうした、使命・目的を本学では「インクルーシブを学び実践する学園」と表現している。

本学は、幅広い教養と確かな人間観と共生社会を実現しようとする実践力を備えた人材の養成を期す。各学部においては、それぞれの専門性に基づき以下のような人材養成を行う。

発達教育学部発達支援教育学科においては、障害や困難性のある子どもにも、ない子どもにも、一人一人に的確に対応できるインクルーシブ教育・保育の研究を進めるとともに、こうした教育・保育に対応できる小学校教諭、特別支援学校教諭、幼稚園教諭、保育士を養成する。

保健医療学部リハビリテーション学科においては、健康領域におけるインクルーシブを支える基礎的・応用的研究を行うとともに、障害児・者、高齢者等の運動障害に的確に対応できる理学療法士ならびに生活支援に対応できる作業療法士を養成する。

4. 大学の個性・特色

本学は、これからの社会において、子どもの教育・保育の充実および高齢者の保健医療・福祉の向上が、極めて重要な役割を持つこととなることに鑑み、これらの分野に寄与することを目指して発達教育学部と保健医療学部の2学部を設置している。2つの学部は、ともに共生社会の実現に寄与しようという共通の基本理念を持ち、同じキャンパス内で教育研究活動を展開している。

発達教育学部における特色は、第一に、その学部名称に反映されているように、発達と教育を総合的に捉え、学校教育・乳幼児保育に求められる諸課題に対応した教育研究を推進することである。第二に、生活や学習上に困難性を持つ子どもの増加傾向に対応できる発達支援を担える人材を養成することをねらいとし、特別支援に関する教育研究を充実させていることである。

保健医療学部における特色は、第一に、リハビリテーションに関する専門学科として、先進的な研究を推進するとともに、理学療法学ならびに作業療法学の分野で指導的な高度の知識と技能を持った人材を養成することである。第二に、基礎的、応用的な研究の

成果を、子ども、高齢者、障害者などを対象とする多様な臨床の場で活用できる技術的開発を行い、地域の医療機関との連携を深め、地域医療の充実に寄与することである。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治 37 年 11 月	植草学園の源流である「千葉和洋裁縫女学校」を千葉県千葉町（現千葉市中央区院内）に設立
昭和 21 年 9 月	千葉市弁天町（現千葉市中央区弁天）に移転
昭和 23 年 6 月	「千葉和洋裁縫女学校」を「植草文化服装学院」に改称
昭和 23 年 10 月	植草文化服装学院の組織を財団法人とする。
昭和 25 年 10 月	植草文化服装学院が「高等学校家庭科教員免許指定校」に指定される。
昭和 26 年 1 月	財団法人を「学校法人植草学園」に組織変更
昭和 34 年 4 月	「植草家政専門学院」を設立
昭和 47 年 4 月	「植草幼児教育専門学院」及び「植草学園幼稚園」を設立
昭和 47 年 10 月	「植草学園幼稚園」を「植草幼児教育専門学院附属幼稚園」に改称
昭和 51 年 4 月	学校教育法の改正により、専修学校制度が発足し、校名を改称 「植草文化服装学院」は「植草文化服装専門学校」となる。 「植草家政専門学院」は「植草家政高等専修学校」となる。 「植草幼児教育専門学院」は「植草幼児教育専門学校」となる。 「植草幼児教育専門学院附属幼稚園」は「植草幼児教育専門学校附属幼稚園」となる。
昭和 52 年 4 月	「植草幼児教育専門学校附属第二幼稚園」を千葉市高洲（現千葉市美浜区高洲）に設立
昭和 54 年 4 月	「文化女子高等学校」を設立
昭和 57 年 3 月	「植草家政高等専修学校」を廃止
昭和 60 年 4 月	「文化女子高等学校」を「植草学園文化女子高等学校」に改称
平成 9 年 3 月	「植草文化服装専門学校」を廃止
平成 11 年 4 月	「植草学園短期大学」を設置（千葉市若葉区小倉町） 福祉学科（地域介護福祉専攻，児童障害福祉専攻）を設置
平成 13 年 4 月	植草学園短期大学に専攻科児童障害福祉専攻を設置
平成 15 年 4 月	植草学園短期大学専攻科の「児童障害福祉専攻」を「特別支援教育専攻」に改称
平成 20 年 3 月	植草幼児教育専門学校を廃止

植草学園大学

- 平成 20 年 4 月 「植草学園大学」を設置（千葉市若葉区小倉町）発達教育学部発達支援教育学科，保健医療学部理学療法学科を設置
「植草幼児教育専門学校附属幼稚園」を「植草学園大学附属弁天幼稚園」に改称
「植草幼児教育専門学校附属第二幼稚園」を「植草学園大学附属美浜幼稚園」に改称
- 平成 21 年 1 月 植草学園大学図書館（大学・短期大学共用）を開設
平成 21 年 4 月 植草学園短期大学に専攻科介護福祉専攻を設置
「植草学園文化女子高等学校」を「植草学園大学附属高等学校」に改称
「植草弁天保育園」を設置（千葉市中央区弁天）
- 平成 21 年 10 月 植草学園大学相談支援センターを開設
平成 26 年 4 月 植草学園大学・植草学園短期大学特別支援教育研究センターを開設
- 平成 27 年 4 月 植草学園大学相談支援センターを改組し，植草学園大学・植草学園短期大学子育て支援・教育実践センターを開設
- 平成 28 年 4 月 植草学園大学附属弁天幼稚園と植草弁天保育園を幼保連携型認定こども園 植草学園大学附属弁天こども園に移行
千葉県生涯大学校の指定管理者として運営を開始
- 平成 29 年 4 月 収益事業「独立行政法人国立病院機構千葉医療センター院内保育所（運營業務委託）」開始
- 平成 30 年 4 月 「植草学園千葉駅保育園」を設置
平成 31 年 4 月 「植草学園このはの家」を設置
植草学園大学附属美浜幼稚園を認定こども園 植草学園大学附属美浜幼稚園に移行
- 令和 2 年 4 月 植草学園大学保健医療学部理学療法学科をリハビリテーション学科に改組
植草学園大学・植草学園短期大学教職・公務員支援センターを開設

2. 本学の現況

- ・ 大学名 植草学園大学
- ・ 所在地 千葉県千葉市若葉区小倉町 1639 番 3
- ・ 学部構成

学 部	学 科	専攻
発達教育学部	発達支援教育学科	
保健医療学部	理学療法学科	
	リハビリテーション学科	理学療法学専攻 作業療法学専攻

※保健医療学部理学療法学科は、令和2(2020)年度より、リハビリテーション学科(理学療法学専攻、作業療法学専攻)に改組。

- ・ 学生数, 教員数, 職員数

(令和2年5月1日現在)

学部	学科	専攻	入学定員	収容定員	在籍学生数				
					1年	2年	3年	4年	計
発達教育学部	発達支援教育学科		140	560	126	128	141	125	520
保健医療学部	理学療法学科					44	39	37	120
	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	40	160	46				46
		作業療法学専攻	40	160	26				26
計			220	880	198	172	180	162	712

※令和2(2020)年4月より、保健医療学部は理学療法学科からリハビリテーション学科(理学療法学専攻、作業療法学専攻)に改組。

- ・ 教員数

(令和2年5月1日現在)

学部・学科等	専任教員数					助手	備考
	教授	准教授	講師	助教	計		
発達教育学部・発達支援教育学科	12	8	3	3	26	0	
設置基準数(別表第一)	5	5			10		
保健医療学部(理学療法学科)	(5)	(1)	(2)	(3)	(11)	(1)	
設置基準数(別表第一)	(6)	(6)			(12)		
保健医療学部リハビリテーション学科	8	3	3	4	18	1	
設置基準数(別表第一)	7	7			14		
大学全体設置基準数(別表第二)	7	6			13		
計	20	11	6	7	44	1	
設置基準数	19	18			37		

※令和2(2020)年4月より、保健医療学部は理学療法学科からリハビリテーション学科(理学療法学専攻、作業療法学専攻)に改組したため、教員数はリハビリテーション学科に移行している。

・職員数

(令和2年5月1日現在)

	正職員		嘱託		パート (アルバイトを含む)		派遣		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	19	16	1	9	2	22	1	0	23	47
合計	35		10		24		1		70	
%	50.0		14.3		34.3		1.4		100.0	

注 職員数は学校基本調査では、大学担当職員及び短大担当職員と区分して表示しているが、本資料では法人本部及び大学、短大の担当職員の合計者数を表示している。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神に基づいて学則第1条に明確に示してある。また、設置している両学部（発達教育学部と保健医療学部）の教育目的は、それぞれの学部規程第2条に明確に定めてある。

「植草学園大学の使命・目的等」

植草学園大学（以下「本学」という。）は、我が国の伝統と文化に基づく徳育を教育の根幹とする学園建学の精神に則り、広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって我が国の文化の発展及び共生社会の実現に寄与する有為な人材を養成することを目的としている。

学則第1条の「広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸を教授研究し」と述べている部分が、教育に関する目的を表し、「我が国の文化の進展及び共生社会の実現に寄与する有為な人材を養成」と述べている部分が、社会に対する使命を表している。

また、学部の教育目的は、この学則を基盤に、両学部それぞれの使命に応じて具体化

し明確にしたものである。

1-1-② 簡潔な文章化

両学部とも、当該学部の専門領域を生かし、養成する人材像とその教育の基礎として推進すべき研究領域を学部規程に次のように簡潔な文章で明確化してある。

「発達教育学部の教育目的」

本学部は、幼児及び児童等の保育と教育に関し、専門的な知見と能力を備え、特に生活上学習上の障害や困難性に関する理解と対応能力又は知的障害等発達障害、肢体不自由及び病弱に関する専門的な知見と支援能力を備え、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭等として、保育及び教育の向上に寄与する人材を養成するとともに、幼児及び児童等の成長と発達並びに障害や生活上学習上の困難性等に関する研究及びそれらの関連領域に関する研究を推進することを目的とする。

「保健医療学部の教育目的」

本学部は、人間性の尊重を基本に、保健医療福祉の科学的知識と技術を追求し、より豊かな社会の創造的担い手となる医療専門職を養成するとともに、医療に関する学術研究を推進し、医療技術の進歩に寄与することを目的とする。

以上の状況から、使命・目的及び教育目的については、明確性が確保され、簡潔な文章化ができています。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の大きな個性・特色はそれぞれの学部で共生社会の実現を目指し、そのための学習機会を充実させていることにある。

発達教育学部の使命・目的は、子どもの発達と教育とを総合的に把握し、子どもの教育及び保育の分野における有為な人材を養成しようとするものである。特に、種々の困難性や障害を持つ子どもが増加傾向にあり、特別な配慮と支援の必要性が高まっている。こうした子ども達への支援に関する教育研究を通して、適切に対応できる人材を養成することが本学部の個性であり特色である。

保健医療学部の使命・目的は、リハビリテーション学の教育研究を通して、その普及・高度化に寄与するとともに、人間性に優れた理学療法士・作業療法士を養成することである。特に、千葉地域を中心としてリハビリテーションを必要とする子ども、高齢者、障害者など多様な人々の治療・支援に貢献しようとする人材を養成することが本学部の個性であり特色である。保健医療学部においても共生社会に関する教育については、大学創設時より専門基礎科目に「特別支援教育概論」「障害者・高齢者の福祉」「障害者・高齢者の心理」を選択科目として設定している。1年次に全員がいずれかの科目を受講している。

これら両学部の特色は、『履修要項』及びホームページ(以下「HP」という)に具体的に明示している。

以上のように、本学の個性・特色は両学部の使命・目的及び教育目的に反映されており、明示されている。

1-1-④ 変化への対応

大学は、社会に対する使命を持ち、目的を持った教育研究活動をしている以上、社会のニーズの変化に応じてその使命・目的を再検証し、改善するという姿勢を常時保持していなければならない。また、大学は、教育研究機関として将来を予測し、よりよい社会の実現を目指して、一歩先を行く施策の基盤形成にも寄与しなければならない。この原則に基づいて、本学は開学以来、6年ごとに将来構想並びに中期計画を立案し、その進捗検証のPDCAサイクルを確立するため、各部署の報告をもとに毎年度末に事業報告書を作成している。

学園全体の将来構想及び中長期計画は常任理事会(昨年度までは理事会)において審議、決定されるが、常任理事会に置かれる専門部会である植草学園将来構想等検討会議が将来構想及び中長期計画の企画立案を行っている。

大学の将来構想については、大学運営協議会や大学・短期大学運営会議における意見交換を通して将来進むべき方向に関する認識を共有し、それを踏まえて大学将来構想検討委員会において審議、決定し、教授会で報告し、その達成のための教職員の行動を促している。常任理事会(及びその専門部会である植草学園将来構想等検討会議)との相互のやり取りを通してその実現を図っている。

大学の中期計画については、将来構想を踏まえ、学長が各副学長及び各事項の所管委員会、課・室との意見交換を通して取りまとめ、大学運営協議会に提示する。学長は大学運営協議会の意見を踏まえ、中期計画を決定し、教授会で報告する。平成30(2018)年度には新たな「学校法人植草学園中期計画(UGPlan2018-2023)」を策定した。なおこの中期計画については事項ごとに達成年次を設定し、その着実な進捗を図っている。中期目標の達成については自己点検評価委員会が進捗をチェックし、大学運営協議会と学長に報告し、必要に応じて修正等を加えることとしている。

高齢社会への対応として、平成29(2017)年度の大学将来構想検討委員会での審議を踏まえて、平成30(2018)年度に保健医療学部理学療法学科の改組計画が立案され、設置準備を経て令和2(2020)年よりリハビリテーション学科(理学療法学専攻、作業療法学専攻)として発足した。

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

本学は、平成20(2009)年の開学に当たり、少子化、高齢化など我が国の社会の方向を予測して、本学が果たすべき使命・目的等を設定したが、それら使命・目的の必要性・重要性は現在一層高まっている。使命・目的については当面改善の必要があるとは考えていないが、今後の社会の変化に応じて将来構想や中期計画を適宜見直し、その実質化のためPDCAサイクルを通して、教育面、研究面、また施設・設備を強化充実させていく。

(【資料1-1-1】植草学園大学学則第1条)

(【資料1-1-2】発達教育学部規程第2条及び保健医療学部規程第2条)

(【資料1-1-3】『履修要項』(抜粋))

- (【資料 1-1-4】植草学園大学 HP
発達教育学部紹介ページ https://www.uekusa.ac.jp/university/dev_ed
保健医療学部紹介ページ https://www.uekusa.ac.jp/university/hea_medi)
(【資料 1-1-5】令和元年度第 6 回理事会議事要録 R2. 3. 27)
(【資料 1-1-6】学校法人植草学園中期計画 (UGPlan2018-2023))
(【資料 1-1-7】令和元年度(2019 年度)植草学園事業報告書)
(【資料 1-1-8】平成 29 年度大学将来構想検討委員会議事録 H29. 6. 28)

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員，教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員，教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は，大学設置を構想し，設置準備を進める段階において，綿密に社会情勢を分析し，建学の理念が社会に浸透することを目指して，理事長，学長，事務局長等が議論を重ね定め，理事会，評議員会においてもその方針が審議され，支持されたものである。その後も毎年度理事会，評議員会にて確認し，支持を得ている。

教職員には，年度当初に新任教職員を含め全教職員に，使命・目的及び教育目的を理事長あるいは学長が説明し，その一層の浸透を図っている。教職員は建学の理念ならびに，インクルーシブ社会の実現を目指すという本学の個性・特色を十分理解している。年度計画は本学の使命・目的を踏まえた教育研究活動の展開を設定し，教授会で年度毎に確認するなど，教職員の理解と支持のもとで計画を進めている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的は，学内に対しては理事会，評議員会ならびに年度始めの「教職員の集い」，教授会及び FD(Faculty Development)研修会等でとり上げ，周知を図っており，教職員は，その意を体して業務に当たっている。

学外に対しては，冊子『大学案内』，HP による教育情報の公表，大学ポートレート，学校説明会，オープンキャンパス，公開講座，高大連携協議会，実習校・実習施設との連絡調整会議等，さまざまな機会を捉えて周知を図っている。平成 30(2018)年から学園イメージを「インクルーシブを学び実践する学園」と表現し，本学の使命・目的をわかりやすく伝えている。

オープンキャンパスにおける高校生，保護者，高等学校教員の声から，本学が福祉，幼児教育，特別支援教育，保健医療福祉に特徴があるという認識が浸透していることが

感じられる。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

大学の中・長期計画は学長が、副学長、各種委員会、各課・室との意見交換を踏まえ、大学運営協議会の意見を踏まえて立案・決定している。大学の中・長期計画は理事会（植草学園将来構想等検討会議）における学園将来構想や中長期計画，ならびに大学将来構想検討委員会による大学将来構想との整合性を取りながら策定している。策定は，建学の精神ならびに本学の使命・目的に照らして行われており，本学の使命・目的は中期計画の中に反映されている。

中期計画への使命・目的及び教育目的の反映状況については，次のような関係として整理できる。

使命・目的	中期計画
<p style="text-align: center;">植草学園大学学則第1条</p> <p>植草学園大学は，我が国の伝統と文化に基づく<u>徳育</u>を教育の根幹とする学園建学の精神に則り，<u>広く知識を授け</u>，人格の陶冶を図るとともに，<u>深く専門の学芸を教授研究し</u>，もって我が国の<u>社会の発展及び文化の進展に寄与する有為な人材を養成すること</u>を目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">学校法人植草学園中期計画 (UGPlan2018-2023) (抜粋)</p> <p>IV 教育の改革</p> <p>1. 大学・短期大学</p> <p>(1) 教育の質の向上に向けた教育体制の強化</p> <p><重点事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インクルーシブ教育の理念に基づく教育体制を構築し，<u>共生社会の実現</u>に寄与する。 ・ 新入生の大学教育への適応を支援し，学修意欲の持続向上に努める。 ・ カリキュラム・ポリシーに基づく教育活動を通して，<u>学生の汎用的能力及び専門的能力を高める</u>。 <p style="text-align: center;">・・・</p> <p>(3) キャリア教育の充実による就業力の育成</p> <p><重点事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>入学早期から専門職への意識，就業への意欲を高める</u>。 ・ 取得可能な資格等に関する国家試験，採用試験等への支援を充実させる。

学園建学の精神である「徳育」の教育については，「学校法人植草学園中期計画(UGPlan2018-2023)」では，具体的に「共生社会」の実現に向けての「インクルーシブ

教育」に重点を置くこととした。「広い知識及び専門性を持つ人材の養成」については具体的に「カリキュラム・ポリシーに基づく教育活動を通して、学生の汎用能力及び専門的能力を高める」こととした。「社会の発展及び文化の進展に寄与する人材養成」の目的に対しては「キャリア教育の充実による就業力の育成」を中期計画の重点目標に設定した。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

建学の精神に則り、本学の使命・目的及び教育目的に基づき三つのポリシーを学部ごとに策定している。現在のポリシーは、平成29(2017)年度に再検討を行い策定したものの、ディプロマ・ポリシーは、令和元(2019)年度のアセスメント・ポリシーの新たな設定に伴い、その基盤として修正した。各教員は、各自のシラバスを作成するうえで、担当科目がポリシーのどの部分に相当するかを記述している。

令和元(2019)年度ディプロマ・ポリシーの改訂は、発達教育学部、保健医療学部の両学部で共通化を図ることと、文末表現を「できる」などとして、学修成果をアセスメント・ポリシーに基づき、評価しそれを可視化するためである。共通化により、両学部のディプロマ・ポリシーは、いずれも1. [徳育・教養] 2. [共生社会・障害支援] 3. [社会貢献・地域支援] 4. [科学的・論理的思考] 5. [問題解決・キャリア形成力] 6. [知識・技能・実践力] の6つの側面にまとめられた。両学部とも[徳育・教養]の科目として「人間と道徳」「エレメンタリーセミナー」の中で、建学の精神を含む初年次教育を重点的に行っている。[共生社会・障害支援]に関しては、本学の使命でもある障害や困難性のある人を支援できる人材を育成するための科目を配置している。また、職業現場の体験を強化し、社会人、職業人としての意識の向上を図ることが重要である。学生の勉学意欲の向上のため、早期から職場体験ができるようにボランティア体験を単位認定できる科目及び現職者を招いた授業科目がこれまでもあったが、これを[社会貢献・地域支援]に関連づけた。このことにより、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関連を反映させた。

なお学部の三つのポリシー及びシラバスは、大学HPにて公開し周知している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

《学部、学科の構成》

本学の使命・目的等に基づいて、二つの学部と二つの学科を置いている。

発達教育学部においては、学部規程に定めている教育目的を実現するため、発達支援教育学科を置いている。発達支援教育学科においては、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格を取得できる。

保健医療学部においては、学部規程に定めている教育目的を実現するため、リハビリテーション学科を置いている。リハビリテーション学科においては、理学療法学専攻において理学療法士国家試験受験資格、作業療法学専攻において作業療法士国家試験受験資格を取得できる。

このように、学部学科の構成は、本学の使命・目的に沿って組織されている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的等は、役員、教職員が関与・参画して設定されている。使命や目的等については今後引き続き将来構想を検討する中で、教職員間で自由に議論していく。

「中期目標・中期計画」は、毎年度、計画の進捗状況をチェックし、その結果を次年度計画に反映させ、教授会等で全教職員に周知することで、教職員は共通認識を持って授業や業務を遂行していく。

使命・目的等と整合性を持つように三つのポリシーを制定している。新たなディプロマ・ポリシーは両学部で視点を共通化し、「徳育・教養」、[共生社会・障害支援]、[社会貢献・地域支援]、[科学的・論理的思考]、[問題解決・キャリア形成力]、[知識・技能・実践力]の6つの領域を設定した。令和元(2019)年度よりアセスメント・ポリシーを通してこれら各視点の学修成果の検証・評価に着手しており、その着実な実施を図っていく。

「中期目標・中期計画」及び3つのポリシーに関しては、社会のニーズに対応して見直しを行うとともに、社会の変動に合わせ必要があれば柔軟に本学の使命・目的等ないしは教育・研究組織の変更を行うという認識を持ち続け、遅滞なく改善・向上策を立てることとする。

（【資料 1-2-1】平成 17 年度第 3 回理事会議事録(H18. 1. 25)）

（【資料 1-2-2】発達教育学部：三つのポリシー）

（【資料 1-2-3】保健医療学部：三つのポリシー）

（【資料 1-2-4】学校法人植草学園中期計画（UGPlan2018-2023））

【基準 1 の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神に基づいて学則第 1 条に明確に示してある。また本学および各学部の個性・特色については各学部規程に明確に文章化されている。これらについては、学生に配布する『履修要項』やHP等で示している。3つのポリシーについても、『履修要項』やHPを始め多様な機会に公開している。社会情勢の変化に対応するために、新たな中期目標・中期計画（6年計画）を平成 30(2018)年度に設定した。各年度の目標・計画に対しての実施報告及び今後の課題については、事業報告書にまとめHP上で公開している。

以上のことから、1-1 使命・目的及び教育目的の設定及び 1-2 使命・目的及び教育目的の反映のいずれも基準を満たしており、総合的に見て、基準 1 を満たしていると判断できる。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは建学の精神に基づいて策定され、大学 HP の「入試情報」とともに「入学試験要項」に掲載して周知を図っている。また、オープンキャンパスの際に「入試説明」の時間を設け、アドミッション・ポリシーについての説明をし、さらに、配布資料にもアドミッション・ポリシーを熟読するようにとの記述をして、周知するよう努めている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では入学試験の際に面接を実施し、アドミッション・ポリシーについての理解度を確認することにより、その結果を合否判定に活用している。発達教育学部では、AO 入試（総合型選抜入学試験）の面接に先立ち、面接資料として本学のアドミッション・ポリシーに関連し自身の考えの記述を求め、面接では、アドミッション・ポリシーに関する文章を元に、その要点を口頭でまとめることを求め入学者受け入れの判定基準の一部にしている。保健医療学部では面接の際に、本学のアドミッション・ポリシーについての質問項目を設け、その受け答えを評価し、入学者受け入れの判定基準の一部にしている。なお、面接にあたっては複数の面接官がそれぞれ独立に評価するなど、入学者選抜は公正かつ妥当な方法を取り、適切な体制のもとに実施している。

入学試験問題作成は、アドミッション・ポリシーに沿った選抜方法に留意して全て学内の入学試験問題作成・採点委員会で行っている。作成に当たっては、委員会が中心となって具体的な計画を立て、試験科目ごとに委嘱された問題作成者による作問部会を組織している。また、秘密保持に十分配慮した上で総合調整部会による相互点検を実施し、厳格な校正を複数回行うことにより、出題ミスの防止を図っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

発達教育学部と保健医療学部の定員は、それぞれ 140 人と 80 人である。令和 2(2020)年度入試結果は、発達教育学部が 126 人（定員充足率：90%）、保健医療学部が 72 人（定員充足率：90%）を受け入れている。過去 5 年間の大学全体の定員充足率は、エビデンス集データ編【共通基礎データ様式 2】のとおりほぼ 100%を保っており、入学定員に沿った適切な学生を受け入れている。したがって、基準項目 2-1 を満たしている。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、さらに本学のアドミッション・ポリシーを社会に広める方策として、社会人・保護者・生徒・児童・幼児を対象とした公開講座や活動の実施とともに、産学・高大の連携、出張授業や出張活動によって、本学の存在を周知したい。

令和 2(2020)年度に新たに設置した保健医療学部リハビリテーション学科について、理学療法学専攻は、入学定員 40 人に対して入学者 46 人であるが、作業療法学専攻については、入学定員 40 人に対して入学者 26 人と定員未充足の状況である。これは、本格的な広報活動や学生募集が令和元(2019)年 8 月の設置認可まで行うことができず、受験生やその保護者等に対して本専攻の特色等を十分に訴求することができなかつたため

ある。次年度の学生募集においては、早期より HP 及び入学試験要項への掲載や、オープンキャンパス、進学ガイダンス及び高等学校内ガイダンス等を通じて、より積極的かつ分かりやすく説明していく。

また、発達教育学部についても今年度は定員が未充足のため、高大連携校との会議を行い、高校からの入試に対しての要望を反映させていく。さらに、新たにインターネット上に学部の特徴を活かした動画を配信するなど積極的に情報発信をすることにより、本学への理解を深める一助とすることで、魅力のある大学として認識されるような方策を打ち出していく。

(【資料 2-1-1】 入学試験要項 アドミッション・ポリシー)

(【資料 2-1-2】 植草学園大学 HP 入試情報 アドミッション・ポリシー)

https://www.uekusa.ac.jp/entrance_exam/admission_policy)

(【資料 2-1-3】 オープンキャンパス配付資料)

(【資料 2-1-4】 大学 HP 植草学園・動画アーカイブ <https://www.uekusa.ac.jp/movie>)

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

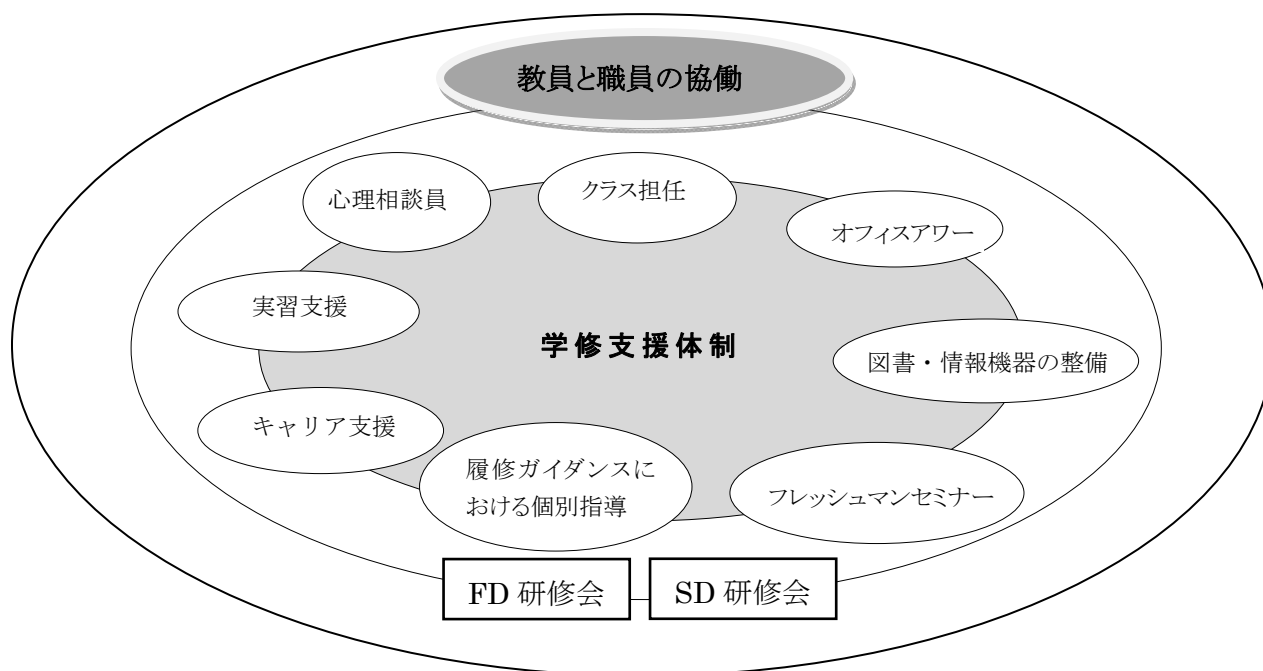
(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備については、次の図に示すような全学共通のシステムで対応している。



学生への学修及び授業支援に関する方針・計画に関しては、両学部とも学部教務委員会に学務課職員も参加するなど、教員と職員による協働体制が生まれ、意見を出し合いながら、検討し実施する体制を整えている。

個々の学生の学修状況、資格取得状況、卒業単位取得状況については、教員と職員が学期ごとに情報交換を行いながら、支援を行っている。円滑な学修の背景となる学生の生活、健康、課外活動、心理相談、ハラスメントなどに関しては、学生委員会、健康管理委員会、学務課職員及び「うるおい相談員」（ハラスメント相談員）が情報を共有して対応している。

なお、発達教育学部においては、平成31(2019)年1月に小学校教諭一種免許課程の再課程の認定を受けた。移行措置の適用を受けている幼稚園教諭一種免許課程については、令和3(2021)年度に5領域に移行する準備を進めている。また、保健医療学部においては、令和2(2020)年度から施行された新指定規則に対応するカリキュラムを作成し、認定を受けた。これらのカリキュラム再編実施に向けても、各学部教務委員会、企画課及び学務課等における教職員が協働で取り組むことにより、カリキュラム整備は順調に進められた。

なお、令和2(2020)年度においては、新型コロナウイルス感染予防対策のため、以下のような前年度とは異なる対応を取った。

在学生に対するガイダンスは令和元(2019)年度末に予定していたが、発達教育学部ではポータルサイト「キャンパスプランポータル」（以下「キャンパスプランポータル」という。）により、保健医療学部では健康診断のための登校時に資料を配付し、それぞれ必要に応じて担任からの個別指導によって実施した。

新入生に対するガイダンスは、令和2(2020)年度入学式が中止となったため、健康診断の登校時に資料を配付した。保健医療学部では、短時間ではあるが、感染予防に留意した上、専攻毎に対面で履修方法等を説明する場を設けた。その後の個別対応として、両学部ともにSNS（学部公認LINE）を活用して学生の質問に対応した。

令和2年5月11日から遠隔授業実施にあたり、授業開始前に学生の接続状況等を調査して教授会等で情報を共有し、未接続の学生には教員が連絡をとり、状況に応じて、接続のための指導を行った。授業開始2～3週間前から、遠隔授業の試行を十分にを行い、各授業担当者が接続状況を丁寧に確認・指導し、スムーズに遠隔授業を開始、実施できている。遠隔授業実施については、学園の対応として、Wi-Fi等必要な環境整備を目的に、学生一人当たり3万円の遠隔授業受講準備費用を助成した。また遠隔授業開始1ヶ月後に遠隔授業受講上の問題点や感想などの調査を行い受講状況の把握と遠隔授業改善の資料とした。

なお、教員と職員が協働して学修支援に当たる基礎として、大学教育に関する新動向の把握と本学の対応方策の共通理解を目的とし、FD(Faculty Development)研修会およびSD(Staff Development)研修会を行っている。

以上のように、学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制は教職協働により適切に整備・運営している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

《TA等の活用について》

本学には大学院がまだ設置されておらず、TA(Teaching Assistant)を担当し得る学生が存在しない。ただし、保健医療学部では助手を採用し、授業の充実を図っている。また、両学部とも、助教が実習の授業を中心に学生の指導を担っている。保健医療学部では、実習事前練習において、上級生が下級生を補助するなど、OSCE(Objective Structured Clinical Examination)の患者役や自主練習に協力している。これらの上級生による支援は、TAに替わる仕組みとして機能している。その他、学生間の支援として、新入生ガイダンスにおける上級生による履修登録の援助、障害を持つ等で支援の必要な学生への学校生活や学修などへの在学中にピアヘルパー資格を取得した学生等によるヘルパー活動が定着している。ピア・サポートサークル等も常時活動している。

このように、TA制度はないものの、教員の教育活動を支援するために、助教・助手の授業補助や上級生や仲間同士の学修支援活動などを適切に活用している。

なお、令和2(2020)年度においては、入構禁止措置のため、例年実施しているフレッシュマンセミナーは延期され、上級生による支援も実施できていないが、登校が可能な状況になれば、上記のような活動も再開し、さらに充実していく。

《クラス担任、ゼミナール担当教員による支援》

発達教育学部では、学生の取得希望免許・資格によって、小学校教育、特別支援教育、幼児・保育の3つのグループを形成し(学内ではそれぞれ「小学校教育専攻」「特別支援教育専攻」「幼児・保育専攻」と呼称)、その目的に沿った教育課程を編成している。取得希望免許・資格によって修得すべき科目が異なるため、1、2年生では「専攻」別のクラスを編成し、クラス担任を置き支援を行っている。(小学校・特別支援教育専攻1クラス、幼児・保育専攻2クラスの3クラス体制とし、担任教員を幼保クラスに2人ずつ計4人、小特クラスに2人配置。)3、4年生ではより専門性の高い支援を行うため、ゼミナール担当教員が学修支援にあたっている。また、学生の「専攻」の学修をより深めるための支援を行う教員の専門分野別の組織として、小学校教育課程、特別支援教育課程、幼児・保育課程、教養教育課程を置き、それぞれの主任を中心にして専門分野に即した支援を行うと共に、全学年に各課程の教員を配置し学生の学修状況の確認にあたっている。

保健医療学部では各専攻に主任を置くとともに、1学年各専攻に2人の学年担任を配置し、入学時より4年間を一貫して支援できるように持ち上がりとしている。すなわち、学年担任は第1、第2学年の理学療法士・作業療法士としての基本姿勢の育成から、第3、第4学年の学外実習、国家試験対策、就職活動等に至る、各学生個人に合わせた4年間の学修支援の中心的役割を担っている。

各学部の担任教員は、在学生に年度末に行う在学生ガイダンス、新入生に入学式翌日に行う新入生ガイダンスにおいて、特に履修計画及び履修登録における留意点等を丁寧に説明・周知している。特に新入生には、担任が、学生の取得希望免許・資格に必要な適切な科目を履修できるよう、履修計画及び履修登録を支援している。

授業開始後、担任教員は科目担当教員と連携して、学生個人の学修や生活状況を把握し、支援している。すなわち、学生の出席状況は、早期に科目担当教員から報告され教授会で情報を共有している。担任教員は欠席の多い学生と面談を行い、状況に応じて学務課で経済的な支援に関する情報提供をするなど、健康管理室でのカウンセリングにつなげている。

発達教育学部では、学期あるいは年度の区切りには、「授業科目履修状況確認票」および各専攻の「資質・能力自己評価票」を学生自身が記入することにより、自己の学修の振り返りを促し、担任教員がそれをもとに指導に活かしている。両学部ともクラス担任が年間2回以上面接を行い、きめ細かな学修・学生生活支援の体制をとっている。学年が上がるにつれて学生は担任あるいはゼミナール担当教員の研究室をよく訪れており、クラス担任及びゼミナール担当教員は、学生の気持ちや意見を十分に把握し、支援することができる状況となっている。

なお、令和2(2020)年度においては、新入生向けに学部公認LINEを開設し、学生の不安を速やかに解消するよう日々対応に努めた。

《オフィスアワーによる支援》

オフィスアワーは、全専任教員が週に1コマ以上対応する曜日時間帯を設定し、非常勤講師についても授業の前後を対応時間とすることとしている。各教員のオフィスアワーはシラバスに明記する方法により公表して、学生が必要に応じて自由に相談できるようにしている。

《学修室と学生の主体的な学修を促す学内環境システム》

プレゼンテーション機器、情報機器、多様なグループ学修形態に対応できる設備を整えた学修室を2室(トライアルコートとスタディコート)設置している。主体的な学修を促し、学修目的に応じた機器の利用や学修スペースの活用が図られるようになり、学生のアクティブ・ラーニング促進の一助となっている。

「トライアルコート」は小学校を想定した模擬教室や学修専用スペースを配置したもので、模擬授業の実践をはじめ、授業収録用機器や各種IT機器を活用した多様な学修が展開され、主として発達教育学部生の主体的学修に大きな効果をもたらしている。

「スタディコート」は学生の自主学修専用室で、午前9時20分から午後8時45分まで開館し、前期は発達教育学部生の学生が教員採用試験対策等の学修室として、後期は保健医療学部の学生が国家試験対策等の学修室として使用している。

また、図書館棟にあるピアノ練習室を21時まで使用可能にし、必要な練習ニーズに応えられるようになった。

図書館は、毎年教員および学生から希望図書を募り蔵書の充実を努めている。また卒業研究の為の資料の購入希望を、学生からも直接受け入れており、速やかな手配を行うことにより、学修を促している。

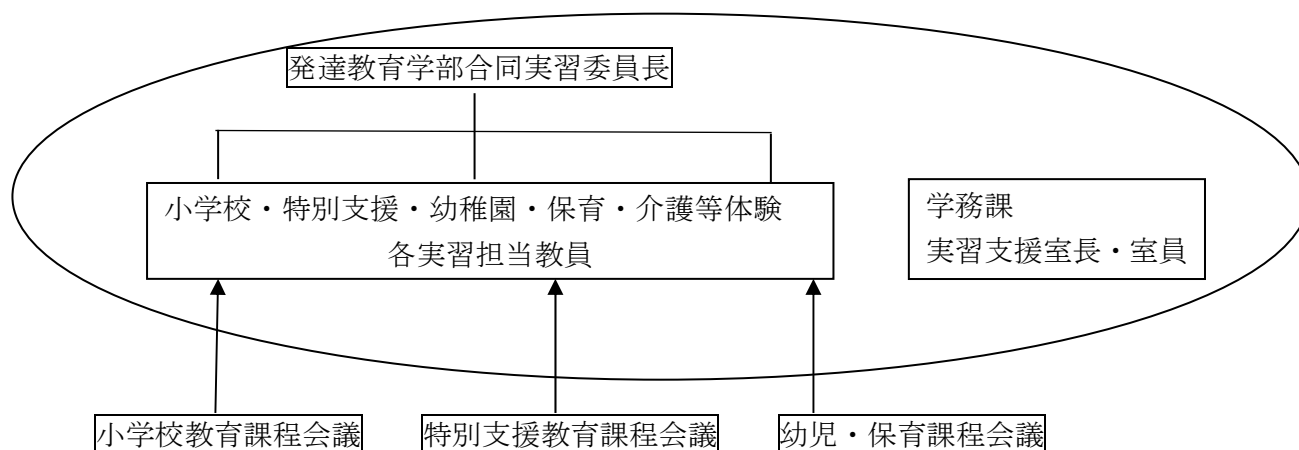
情報環境については、平成30(2018)年9月に大学全体のWi-Fi化が完了した。

《実習支援》

小学校，特別支援学校，幼稚園，保育所，障害者施設，病院等学外における実習は，両学部とも資格取得を希望する学生にとって必修科目であり，充実した実習が学生の能力向上に大きく影響することから，各学部の実習関係の委員会を中心に教員と実習支援室の職員が連携し支援体制を整えて対応している。

発達教育学部においては，小学校教育実習，特別支援教育実習，幼稚園教育実習・保育実習があり，それぞれ小学校教育課程，特別支援教育課程，幼児・保育課程の各実習担当教員が，実習支援室と緊密に連携を取りながら，学内における事前事後指導や実習先との連絡調整に当たっている。介護等体験実習は，小学校教諭免許を単独で取得する学生が対象となるため，小学校教育課程の担当教員が対応している。それぞれの実習における審議を必要とする事項については，各課程会議での検討を踏まえ，実習支援室の職員も参加する合同実習委員会で検討・審議されている。また，免許・資格取得に必修の実習科目以外に，初歩的な現場理解を目的とする参観学習を「エレメンタリーセミナー」内において行っている。さらに，学生が個人的に学校や保育施設でボランティア活動をすることを推奨し，ボランティア活動を認定して単位を与える科目も各学年で開設し学修意欲を高めている。これらのボランティア活動先の学生への周知や手配等も教職員の協働により行い，実習支援を充実させている。

発達教育学部合同実習委員会



保健医療学部においては，実習施設の確保及び実習指導体制として，実習支援室，実習委員会（実習の基本計画や予算，実習指導者会議に関することを協議），実習運営委員会（実習の運営全般の業務）が協力して行っている。

実習指導体制としては，学生ごとに実習担当教員を配置し，教員は学生の実習先を訪問して，実習状況を把握し，実習が適切かつ有益に進むように支援している。実習中の学生と担当教員は電子メールや携帯電話で密に連絡をとれるようになっている。

保健医療学部では，実習指導者と教員との連絡会議を毎年行っている。令和元(2019)年度は，令和2年1月10日に実施した。実習施設が本学の実習に関する取り組みを理解し，施設間の認識を共通化するという点で有意義である。

実習施設が遠隔地の場合には、学生個人の負担が過大にならないように、実習支援室と実習運営委員会が宿泊施設の利用や経済面での支援を行っている。また、実習終了後には、実習報告会（実習セミナー）を実施して、実習成果を確認し、技能や患者対応能力等の習熟を図っている。

両学部とも、各委員会を中心に各実習担当教員と実習支援室は連携し、実習施設との意思疎通に努めている。また、実習学生との連絡を密にして、実習が効果的に行われるように事前準備や指導、実習期間中の連絡体制、実習後指導及び実習先への挨拶や関係維持などに留意して進めている。

なお、令和 2(2020)年度の各種実習については、文部科学省・厚生労働省等からの通知等に基づき、適切な範囲での実習期間の弾力的運用等を実施予定であり、実習先の状況を踏まえながら連絡・調整に努めている。また、学内での実習代替演習の立案など、学生の学修を保障するための対応を進めている。学生と実習先の安全を確保しつつ、免許・資格の取得に向けて様々な支援を実施していく。

《OSCE；客観的臨床能力試験による支援》

保健医療学部では学修支援のため客観的臨床能力試験 OSCE を、第 3 学年と第 4 学年に実施している。第 3 学年の OSCE は、総合臨床実習に臨むために必要な基本的臨床スキルの評価と教育的フィードバックを目的として、10 月～11 月に、第 4 学年の OSCE は、総合臨床実習を経験し、学部卒業までに到達すべき臨床スキルの評価と教育的フィードバックを目的とし、9 月に実施している。実施に当たっては、学科の全教員に加えて、外部評価者として実習指導者の参加を得て行っている。OSCE の実施状況は、ビデオ記録を残している。学生はこれを見て臨床実習に対する準備をさらに強化することができるようになっている。

《新入生支援のためのフレッシュマンセミナー》

年度当初の土曜日の全日を用いて、学友会が中心となり、フレッシュマンセミナーが行われ、学生委員会教員と学務課職員が協働して支援している。フレッシュマンセミナーは、新入生を対象として学生同士及び学生と教員とが人間的な関係を築くことや大学生生活の理解をねらいとしている。

令和 2(2020)年度には学生の入構が制限されたため、延期となった。登校が可能になった段階でそれに代わるものが実施できるか検討中である。

《社会人、編入、転入学生への学修支援》

社会人学生は入学試験でもその特別枠を用意している。入学後の学生生活および学習支援については、クラス担任などの各教員のオフィスアワーで個別に対応している。

編入および転入学生、また科目等履修生についても受け入れを進めている。入学後はクラス担任やゼミナール担当教員が個別に対応して、学生生活および学修支援を行っている。

《配慮を要する学生への学修支援》

障害がありながら学修に取り組む学生に対しては、障害等のある学生支援会議、学務課及びクラス担任が連携・協力して、適宜様々な支援を行っている。配慮を要する学生に対しては、入学前からその困難性を把握し、障害等のある学生支援会議を中心に支援の方針や具体的方法を検討のうえ、会議等で教職員の共通理解を図り、非常勤講師を含む授業担当者全員で必要な支援についての情報を共有している。

例えば聴覚障害がある入学生に対し、入学式・新入生ガイダンスでは手話通訳者を手配している。授業で座席の位置の配慮や、音声を聞き取りやすくなる専用マイクおよび接続コードを導入し、DVD 等も視聴できるようにしている。また、平成 29(2017)年度より音声を文字におこすスマートフォン用のアプリ「UD トーク（コミュニケーション支援・会話の見える化アプリ）」を法人契約した。令和元(2019)年は短大のFD研修「障害のある学生の支援について」に大学教員と学生が参加してUD トークの活用法等の研修を実施し、学園全体で学修支援体制を整えている。加えて、同級生を中心とした学生たちが、主体的にグループをつくり、ノートテイクなどの支援にあたっている。平成 31(2019)年 2 月には、学生向けのノートテイク講習会を実施し、ノートテイクについてのガイドブックを配布した。

内部障害のある学生への対応としては、体調が優れないときでも横になって授業を受けることができるように、移動式ベッドを準備している。

さらに、障害等のある学生の支援を進めるために、障害等のある学生支援会議において、令和元(2019)年度「障害のある学生修学支援ガイドライン」を作成した。また、全教職員が配慮申請を提出した学生に対して、学園として連携しながら支援体制づくりをするために、令和元(2019)年度に「障害等のある学生支援ガイド」を作成し、全教職員に配布した。

《心理相談支援等》

心理相談には専任の「心理学」担当教員と週 1 回来校する外部のカウンセラーが当たっており、学生が個別に相談することができるように、相談員等との連絡方法を明示している。必要な場合はクラス担任と相談員とが連携して相談案件に対処している。

ハラスメントの相談・対応については大学・短大の教職員から選出された「うるおい相談員」及び外部カウンセラーが当たっている。ハラスメントに関する相談窓口については、『履修要項』に示し、また学内に多くのポスターを掲示している。

《キャリア支援》

キャリア支援活動全体をキャリア支援委員会とキャリア支援課とが協力して計画し、運営している。学生の社会人としての自立や職業人としての資質・能力の養成については、両学部とも、教育課程の中に授業科目として位置づけ、全学年で必修科目として履修させ、支援している。それぞれの科目責任者は担任教員と連携を取りながら、学生のキャリア支援を行っている。また、教育課程の外でも進路選択や就職に関わる各種講座等を実施して支援している。

令和 2(2020)年度には、新たに教職・公務員支援センターを発足させ、教員採用試験

や各自治体採用試験を希望する学生への対応をより一層充実させている。

《留年者、休学者及び中途退学者への支援と対応》

各学期の早い時期に、各科目の担当教員が出席状況を教員会議等で報告し、欠席が多い学生については担任がすぐに面談を行い、状況に応じて個別に対応している。必要な場合、学務課学生係あるいは健康管理室と連携して対応している。それ以降も、なんらかの理由で欠席が重なっている学生がいる場合には、随時教員会議等で情報を共有し、クラス担任・学年担任を中心として学業継続のための支援の方策を検討・実施している。

留年者については、担任教員を中心に個別的に助言、支援を行い単位修得、進級・卒業に向けて自立への援助を行っている。

心身の健康上の理由など事情により休学する学生に対しては、担任教員が休学前の面談で休学中の過ごし方や復学に向けての取り組み等を助言し、休学中には随時連絡を取りながらスムーズに復学できるようにしている。復学時には、本人の希望に添いながら卒業に結びつく履修計画となるよう、学務課と協力しながら指導・助言を行っている。

退学に至る前に、担任教員はもとより、学科主任、学部長においても本人及び保護者と面談し、学業を続行できるよう方策等を助言、指導している。経済的困窮が理由の場合、規定に基づき、減免により退学を回避させる措置を取っている。その上で、なお、進路変更を希望する場合には、見通しを持って退学後の生活に踏み出せるように重ねて相談にのるなど、学生に寄り添った支援を行った上で退学の申請を認めることとしている。

本学の退学者数について、平成 29(2017)年度は 30 人 (4.3%)、平成 30(2018)年度は 31 人 (4.5%)、令和元(2019)年度は 20 人 (3.1%) あった。日本私立大学協会の報告では全国私立大学の退学率の平均値を約 3%としているので、本学の退学率は平均よりやや高いものの、徐々に低下している。平成 30(2018)年度の SD 研修会において、IR(Institutional Research)による退学理由の分析を行ったところ、「就学意欲の低下」と「学力不足」が多く見られた。入学前からオープンキャンパスによる学科の特性の周知や入学前学修支援及び入学後の学修状況の把握と学修支援の重要性が論議された。引き続き、全学で退学率低下に取り組む必要がある。

特に令和2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症のため、家計が急変した学生への就学支援制度の周知などに努めている。

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制は整備されている。TA, RA(Research Assistant)による学修等の支援については、大学院を設置していないこともあり、助教や助手に依存している。ただし、新学期における履修上の疑問解決や、実習事前練習、OSCE などにおいて上級生が下級生を補助する体制が組み立てられており、今後このような学年間の学修支援活動の一層の活発化を図っていく。

教員による学修支援について、今後とも、発達教育学部ではクラス担任およびゼミナール担当教員が、保健医療学部では学年担任および卒業研究指導教員が中心となって進めていく。保健医療学部では学年担任は4年間の持ち上がりであるが、発達教育学部では

2 学年から 3 学年になる際に、クラス担任からゼミナール担当教員へと担当者が代わる。この時に継続性が不十分な場合があり、担当者の間で密なる情報伝達を行い、支援の継続性を保つ必要がある。保健医療学部では、4 学年では卒業研究指導教員とともに理学療法士国家試験対策や就職活動に対する支援を行っている。なお、保健医療学部においては、理学療法士国家試験対策のため、4 年生の夏季集中講座や対策プログラム等を充実させ、学修支援を強化している。また必修科目である「プロフェッショナルスキル」「プロフェッショナルセミナーⅡ」でも学修を支援しており、国家試験合格率の上昇という成果を挙げており、今後もこの方策を続けていく予定である。3 年後には、作業療法学専攻の学生も作業療法士国家試験を受けることとなる。作業療法士の国家試験対策についても、同様に進める予定である。

- (【資料 2-2-1】「授業科目履修状況確認票」および各専攻の「資質・能力自己評価票」)
- (【資料 2-2-2】トライアルコート概要)
- (【資料 2-2-3】スタディコート概要)
- (【資料 2-2-4】幼稚園教育実習・保育実習 手引き書)
- (【資料 2-2-5】教育実習の手引き (小学校・特別支援学校・介護等体験))
- (【資料 2-2-6】令和元年度基礎理学療法学見学実習の手引き)
- (【資料 2-2-7】地域理学療法学実習 学外実習の手引き 2019 年度)
- (【資料 2-2-8】学外実習実施要項 理学療法評価学臨床実習, 総合臨床実習Ⅰ・Ⅱ)
- (【資料 2-2-9】理学療法学科臨床実習指導者会議資料)
- (【資料 2-2-10】フレッシュマンセミナーしおり)
- (【資料 2-2-11】植草学園大学・短期大学 障害等のある学生修学支援ガイドライン)
- (【資料 2-2-12】植草学園大学・植草学園短期大学修学及び生活に関する配慮申請書)
- (【資料 2-2-13】ノートテイク講習会)
- (【資料 2-2-14】障害等のある学生支援ガイド)
- (【資料 2-2-15】学校法人植草学園うらおい相談員一覧表)
- (【資料 2-2-16】平成 30 年 12 月 26 日実施 SD 研修会 資料)

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

《教育課程内の社会的・職業的自立支援に関する体制整備》

発達教育学部においては、授業科目「キャリア演習」を、キャリア形成・キャリア発達支援の「要」として、正式に教育課程に位置づけて、社会人としての基礎的な資質・能力から、専門職業人としての資質・能力に至るまでを教育活動全体をとおして組織的、計画的に取り組んでいる。この科目は、学年クラス担任がその役割を担っているが、専攻分野ごとの担当教員もその学年に適切なプログラムを用意して指導している。このことが、従来の個別科目の授業では得にくい社会人・職業人として自立する意識を育てる

ことに役立っている。第1学年、第2学年については、毎週1コマの授業、第3、第4学年については、隔週1コマの授業を開講し、全学生が受講する。第1、2学年においては、将来の社会的・職業的自立に向けて必要な基礎的な資質・能力の育成を図るとともに、各自が目指す職業において求められる資質・能力と自己の現状、今後取り組むべき課題について理解を図り、第3、4学年については、専攻分野別にクラスを編成し、それぞれの専攻分野における専門職業人としての資質・能力を高めることを目指し、現役学校教諭による教育現場に関する講話、企業でのインターンシップ活動報告会等より実地的な内容を取り上げている。また就業継続力を育成する目的で、令和元(2019)年度も労働法講座及びハラスメント講座を実施した。さらに平成29(2017)年度に取り入れた第1学年前期の「エレメンタリーセミナー」の一環として本学近隣の小学校、特別支援学校、幼稚園、保育園で実施する参観学習は、大学生としての自覚を促すと共に、将来就く職業を理解することを目的として、今後も継続実施する。

「キャリア演習」授業の中では、個人に対する相談や指導も行っている。厚生労働省新卒応援ハローワーク及びジョブサポーター、千葉県の就職支援施設ジョブカフェちばとの就職支援における連携を維持・強化するとともに、学部の合同就職説明会を夏季に実施し、職業情報及び職場理解を深めることで、就職活動のより確実な支援につなげている。令和元(2019)年度も、キャリア支援課とゼミナール担当教員との連携強化を図り、キャリア支援課職員によるゼミ別グループ面談を実施した。

インターンシップについては、発達教育学部では、教育・保育現場に対する意識の一層の高まりを期待し、小学校専攻、特別支援学校専攻、幼稚園・保育園専攻学生が年間40時間のインターンシップ・ボランティア活動を行う「社会貢献・地域支援活動Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」と、一般企業希望学生のための「インターンシップ活動」を教育課程の中に位置づけている。

保健医療学部においては、インターンシップに関して、病院・施設等の受け入れがまだ整っていないこともあり、単位の位置づけはない。しかしながら、理学療法士および作業療法士の養成の教育課程の中に、職業意識を高めるためにキャリア科目を設定している。キャリア科目は第1学年に「エレメンタリーセミナー」を行い、大学生としての自覚を促し、リハビリテーション専門職としての職業理解を深めるために、卒業生や臨床経験豊かな理学療法士・作業療法士を招いての講義および施設見学を導入している。第2学年は入学後初めての学外実習である「基礎理学療法学見学実習」に向けて、「インターメディエイトセミナー」において基礎的なセミナーと医療人としての基本的な接遇を学んでいる。第3学年には「アドバンストセミナー」において、各講義や演習で学んだ内容を統合し理学療法を実施する準備をしている。また、外部の臨床実習施設での「理学療法評価学臨床実習」に対し円滑に進められるように、客観的臨床能力試験OSCEを行い実践能力を高めている。第4学年は、長期の「総合臨床実習Ⅰ・Ⅱ」を行うため、「プロフェッショナルスキル」及び「プロフェッショナルセミナー」において基礎科目知識の再確認ならびに疾患と障害の関係や総合的な治療アプローチの再確認を行い、卒業後の臨床の現場で応用できるような知識・技能を修得させている。国家試験対策としては、必修科目である「プロフェッショナルスキル」及び「プロフェッショナルセミナーⅡ」において、模試の実施や国家試験予備校講師を招いての対策講座を実施し、国家試験合格

に向けて学生を全面的に支援している。

キャリア支援課と教員は密に情報交換を行うことにより、次のような学生支援を行っている。①国家試験の対策及び卒業後の進路すなわち就職支援活動への支援、②企業・病院などでのインターンシップ参加への支援、③合同就職説明会による就職活動の支援。

《教育課程外の社会的・職業的自立支援に関する体制整備》

教育課程外においては、教職員の組織としてキャリア支援委員会、事務局の組織としてキャリア支援課が協力し合いながら、学生の進路や就職活動を支援している。

発達教育学部では、キャリア支援課並びにキャリア支援委員会の教員を中心とする小学校・特別支援課程教員による教員採用試験1次・2次対策講座を、隔週の「キャリア演習Ⅳ」のない日、及び一次試験終了後から二次試験直前までほぼ毎日実施している。こうした対策により合格率は伸びてきている。この対策講座には既卒者の参加もある。

年度別教員・公務員（保育士・幼稚園教諭・行政職）採用試験結果合格状況一覧

植草学園大学 発達教育学部

【小学校教諭】

〈採用試験結果〉						〈就職内定状況〉		
年度	受験者数	一次合格者数	一次合格率	最終合格者数	最終合格率	教職希望者数	教職等決定者数	内定率
平成29年度	15	6	40.0%	4	26.7%	17	16	94.1%
平成30年度	13	8	61.5%	4	30.8%	14	14	100.0%
令和元年度	9	6	66.7%	4	44.4%	8	8	100.0%

【特別支援学校教諭】

〈採用試験結果〉						〈就職内定状況〉		
年度	受験者数	一次合格者数	一次合格率	最終合格者数	最終合格率	教職希望者数	教職等決定者数	内定率
平成29年度	19	6	31.6%	4	21.1%	18	17	94.4%
平成30年度	24	10	41.7%	2	8.3%	23	23	100.0%
令和元年度	20	10	50.0%	4	20.0%	20	20	100.0%

ここ数年の小学校・特別支援学校の採用試験受験者の就職（内定）率は、講師を含めほぼ100%と高い割合を示している。また、千葉県・千葉市公立学校教員採用試験採用候補者選考の概要及び千葉県が求める教師像等について、学生の理解を深めることを目的とし、千葉県教育庁教育振興部の協力を得て説明会を毎年実施している。

幼児・保育課程においても、キャリア支援課開催の千葉市等公務員（保育士）試験対策講座に希望者を積極的に導き、就職活動の支援を行っている。特に公務員試験の場合には実技試験を伴う場合が多く、実務系教員が実践的なテーマ（集団面接、模擬保育等）で試験対策を講じている。ゼミナール担当教員は学生の進路相談に応じ、主に第3学年からは個別進路に応じた学修活動をマンツーマンで指導している。幼児・保育課程の就職率は98.6%である。

植草学園大学

発達教育学部・令和2年3月卒業者進路決定状況一覧

令和2年3月末現在

		発達教育学部			
		全体	小特	幼保等	一般
就職希望者数	合計	123	43	73	7
就職内定者数	合計	119	42	72	5
就職未内定者数 (希望者数-内定者数)	合計	4	1	1	2
就職内定率	合計	96.7%	97.7%	98.6%	71.4%

一般就職希望者については、3, 4年次に一般就職支援担当教員を1人ずつ配置し、キャリア支援課との連携のもとで就職支援を行っている。前述の厚生労働省新卒応援ハローワーク及びジョブサポーター、千葉県の就職支援施設ジョブカフェちばとの就職支援連携及び学部の合同就職説明会を実施し、就職活動のより確実な支援につなげている。令和元(2019)年度は、キャリア支援課職員によるゼミ別グループ面談を3年生、4年生で実施し、希望する学生には個別面談を実施した。さらに、発達教育学部が一般職希望の学生への支援強化のため加盟している千葉県インターンシップ推進委員会主催の千葉県インターンシップフォーラム(千葉大学で開催)において、令和元(2019)年度も学生が体験報告発表を行った。一般就職支援への確実な成果が表れていると言える。

また、キャリア支援クラウドサービス「キャリタス UC」の導入により、一般企業については求人数が増加し前年度までの10倍以上となり、学生には大きなメリットとなっている。徐々に保育分野、福祉・医療分野の登録が増えつつあり、「キャンパスプランポータル」の求人票検索と並行し、学生の利便性が上がってきている。

保健医療学部ではさらに、教育課程外で国家試験の模擬試験を5回実施し、個々の学生の実力把握と学力向上に貢献している。また、学部の合同就職説明会を学内で開催し、学生が求人側の話をも直接聞く機会を提供している。国家試験合格率は向上し、令和元(2019)年度は95%と全国平均を上回った。全教員がこれに関わる体制をとっており、教員が自身で取り組む仕事であるという意識が全学的に醸成されている点で、学生支援体制として、好ましい状況になったと言える。

教育課程外における支援として、各学部は主に次のような活動をしている。

発達 保健	マナー向上講座 第1学年, 第2学年 主旨=社会人として必要なマナーを身に付ける。
発達 保健	現職教員, 現職理学・作業療法士の体験を聞く会 第1学年, 第2学年 主旨=進路への意識高揚の一環として現職教職員の体験談を聞く。
発達	上級生との交流 第1学年, 第2学年, 第3学年 主旨=進路やコースの選択などの話を聞く。

発達 保健	教養講座，専門講座 第2学年，第3学年，第4学年 主旨＝一般的教養や専門的知識を身に付け試験対策などに役立てる。
発達	各種模擬試験 第2学年，第3学年，第4学年 主旨＝教員採用試験，公務員採用試験の実態を知り，試験対策に役立てる。
保健	国家試験対策特別講座 第4学年 主旨＝国家試験合格率向上を目指し，模擬試験等を行う。
発達 保健	「キャリアガイドブック」による支援 第1学年，第3学年 主旨＝進路と出願，試験等を概説。キャリア演習の講義等で活用する。
発達	千葉県・千葉市公立学校教員採用試験説明会 第3学年，第4学年 主旨＝候補者選考の概要及び千葉県が求める教師像等について，学生の理解を深めることを目的とし，教員採用試験合格率向上を目指す。

令和元(2019)年度卒業生の就職及び進路の状況は，次のとおりである。

令和元(2019)年度卒業生の就職状況

[発達教育学部]		[保健医療学部]	
就職率(決定者数/卒業者数)	93.7%	就職率(決定者数/卒業者数)	90.5%
就職(内定)率(決定者数/希望者数)	96.0%	就職(内定)率(決定者数/希望者数)	100%
専門職就職率 (専門職就職者数/就職決定者数)	84.9%	専門職就職率 (専門職就職者数/就職決定者数)	100%

令和2年3月，9度目の卒業生を送り出した。上記のように両学部とも96%を超える就職(内定)率となった。発達教育学部の就職先は，特別支援学校と保育園等(放課後等デイサービス及び福祉施設等含む)が多く，千葉県内が大半を占めている。保健医療学部の就職先は，病院が多く，千葉県内のほか関東近県にわたっている。

なお，令和2(2020)年度より，新たに「教職・公務員支援センター」が発足し，教員，公務員幼稚園教諭・保育士，公務員行政職への就職支援に力を入れることとなった。センターの職員は，大学・短期大学の教員，キャリア支援課担当，教職・公務員コーディネーターで構成され，教員及び公務員採用試験に向けて連携を取りながら，学生に対応している。情報共有がよりスムーズになり，支援体制ができあがった。今年度は新型コロナウイルス感染症対策として，2次試験に向けてリモートでも個人面接と模擬授業を個別に行えるようにするなど，体制を整えている。また，全学の教職員により情報を提供できるよう年報を刊行することとした。

以上のように，本学は教育課程内でのキャリア教育の支援体制を整備するとともに，教育課程課外における就職・進学に対する相談・助言体制を整備し，適切に運営し，成果を得ている。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

発達教育学部の「キャリア演習」では，平成30(2018)年以降外部委託していたマナー

講座をキャリア支援課長が実施している。各学年の保育・教育実習に関する指導すべき実態を把握した試みであり、クラス担当教員からの要望も強く、今後とも社会的・職業的自立に関する指導として継続していく。

また平成 29(2017)年度より 1 年生の「エレメンタリーセミナー」において、将来の社会人・職業人としての資質・能力形成に向けた授業内容を展開している。この中には、本学の特色である“共生社会への寄与”，“障害や困難性のある人への支援”，“地域貢献”に関する授業も含まれている。

学校教員，公務員保育者への就職指導については，令和元(2019)年の体制作りを踏まえ，令和 2(2020)年度に開設された「植草学園大学・植草学園短期大学教職・公務員支援センター」を中心に，発達教育学部の各課程とキャリア支援課との連携のもとで進めていく。

また，発達教育学部では，従来学校教員，保育者への就職指導を中心としてきたが，徐々に一般就職を目指す学生も増えてきている。平成 29(2017)年度より開始した一般就職を目指す学生への就職説明会や面談等にもさらに力を入れていく。

保健医療学部では，円滑に実践的な知識や技能を身につけることができるよう，今後の改善・向上策として，平成 29(2017)年度より，文書作成能力を早期に獲得してもらうために 1 年次を対象に，「論作文添削講座」，3 年次を対象に長期の臨床実習前に「労働法講座」，3・4 年次には，臨床実習前後でのキャリア形成の変化や充足を知るために「社会で求められる力を知る講座」を開始しているが，それらの効果検証を重ね実施時期・方法を検討していく。また合同就職説明会についてはアンケート結果を基に，より早期に就職が成立するよう，開催日時等に配慮した。今後もキャリア支援課との連携を通じて，社会で必要とされるコミュニケーション能力，課題解決能力等を育成していく。

(【資料 2-3-1】令和 2 年度キャリア支援年間活動計画)

(【資料 2-3-2】キャリアガイドブック)

(【資料 2-3-3】令和元年度公立学校教員採用選考試験対策講座カリキュラム)

(【資料 2-3-4】植草学園大学・植草学園短期大学 教職・公務員支援センター規程)

(【資料 2-3-5】令和 2 年度教職・公務員支援センター学習会予定表)

(【資料 2-3-6】令和元年度保健医療学部開設科目における国試対策状況)

(【資料 2-3-7】令和元年度植草学園大学進路状況の概要【9 期生】)

(【資料 2-3-8】保健医療学部主な就職先)

(【資料 2-3-9】保健医療学部国家試験合格率推移)

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

《学生サービス，厚生補導のための組織の設置・実施》

学生サービス、厚生補導については、学生委員会、健康管理委員会及び学務課が協力して、学生生活の支援を行っている。

学生委員会は、学部学科から選出された教員と学務課職員で構成される常設の委員会であり、毎月1回、定例委員会を開催し、学生サービスや厚生補導について審議している。

学務課・学生委員会は、学生の自治的な組織「学友会」の顧問として全面的に支援、指導している。

新入生への支援として、学友会とともに学務課および学生委員会でフレッシュマンセミナーを企画し、新入生・上級生・教職員の親睦を図るとともに、不安の大きい新たな大学生活のスタートをフォローしている。また、新入生については、入学時に「学生生活ガイド」を配布し、新たな大学生活の開始について支援をしている。

《奨学金・経済支援》

奨学金など学生に対する経済支援を適切に行っている。学生に経済的な支援を行う奨学金制度として、大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）はエビデンス集データ編【表2-7】に示した。「植草こう特別教育資金」による奨学金給付及び授業料等減免制度による給付を行って支援している。

入学時および在学時の成績上位者に対して、授業料等を減額もしくは奨学金を支給する「スカラシップ制度」を実施している。「新入生スカラシップ」では入学試験時（大学入試センター試験利用A日程）の成績上位者において、入学金の全額免除と授業料の全額または半額の減免となる。この制度は入学後も各年次において成績が20%以内に入ることによって継続することができる。在校生スカラシップで1年次から3年次における成績上位者（在籍数の5%以内、新入生スカラシップを除く）に対して、翌年次に20万円の奨学金を支給している。

新入生スカラシップ学生数(令和元(2019)年度実績)

	令和元年度 入学生	平成30年度 入学生	平成29年度 入学生	平成28年度 入学生
発達教育学部	4人	0人	3人	3人
保健医療学部	0人	2人	0人	1人

在学学生スカラシップ学生数(令和元年度実績)

	平成30年度 入学生	平成29年度 入学生	平成28年度 入学生
発達教育学部	7人	6人	4人
保健医療学部	1人	2人	1人

また、日本学生支援機構奨学金、保育士修学資金、地方自治体奨学金、民間団体奨学金の利用を必要に応じて勧めている。本学における奨学金は、主に日本学生支援機構奨学金によるものが多く、大学全体で40%の学生（令和元(2019)年度実績：276人）が利

用している。近年実施されるようになった保育士奨学資金（5年間保育士の実務経験により返済義務免除）を借り入れる学生が増加してきた。（令和元(2019)年度実績：千葉県19人，千葉市19人，他市11人）

これらの奨学金および経済支援については、『履修要項』への掲載だけでなく、「キャンパスプランポータル」やクラス担任もしくはゼミナール担当教員から適宜，紹介および連絡を行っている。

- ・本学が行っている経済支援は次のとおりである。
 - ①学校法人植草学園植草こう特別教育資金
 - ②植草学園大学・植草学園短期大学授業料延納及び分納制度
 - *令和元(2019)年度までは、「植草学園大学・植草学園短期大学授業料減免制度」及び「家計急変による植草学園奨学金」により支援を行っていたが，令和2(2020)年度の文部科学省高等教育の修学支援新制度の開始に伴い廃止となった。
- ・他機関の経済支援として主なものは次のとおりである。
 - ①日本学生支援機構奨学金
 - ②千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付制度
 - ③厚生労働省 生活福祉資金貸出制度
 - ④日本政策金融公庫 国民生活事業（国の教育ローン）
 - ⑤郵貯貸付
 - ⑥文部科学省 高等教育の修学支援新制度（令和2(2020)年度より）

教育ローン等については，学務課内にファイナンシャル相談員を配置し，相談に応じている。

また，令和2(2020)年度は，新型コロナウイルス感染防止に伴う遠隔授業の実施に際し，遠隔授業受講準備費用として，全学生に3万円を支給した。

《女子学生寮》

遠隔地出身の女子学生に対して，学園が管理する学生寮を用意している。東日本大震災の際には，学生の避難家族に提供した。

以上のように，本学では奨学金をはじめ，学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

《課外活動への支援》

学生の自主性を尊重し，主体的に課外活動や諸行事等を運営することを通して，豊かな学園生活が送れるようにすることを基本方針としている。学生の課外活動への支援には，主に「学園祭（緑栄祭）」「サークル活動」「ボランティア活動」「イベント・行事」「卒業関連」があり，学友会が中心として対応し，運営し，学務課・学生委員会がその支援をしている。学友会活動の拠点として，学友会室が設置され，PC，コピー機，

印刷機が導入されている。これらの活動費については学友会予算によって支弁されている。学生の課外活動への支援状況はデータ編【表2-8】に示した。

課外活動用の施設としては、体育館、弓道場、フットサル場、テニスコート、グラウンド、Eスタジオ等を利用している。また、課外活動棟を2棟設置(2階建て・各棟10室・全室エアコン設置)して、各サークルの活動拠点として利用されている。

学生の課外活動などに対する要望は、毎月開催されるサークル代表者会議及び毎年度末に実施する「学生生活満足度調査」によって汲み上げられるようになっている。

以上のように、本学では学生の課外活動への支援を適切に行っている。

《健康相談・心理相談・生活相談・ハラスメント相談》

健康相談・心理相談は健康管理室が対応している。健康管理室は、学内での体調の変化やけがの応急処置、定期健康診断や各種検査及び感染症対策、麻疹やインフルエンザの予防接種などに対応して、学生が安心して学園生活を過ごせるようにしている。また、健康診断の結果に基づいて、学生の健康相談をするなどして、学生の健康管理面を支援している。心理的な相談についても、健康管理室が中心となって対応し、教職員の中から心理相談員1人を充てるとともに、学外の専門カウンセラー1人を配置している。外部カウンセラーは従来隔週1回の来学であったが、令和元(2019)年より週1回の来学として、心理相談の充実を図った。健康相談、心理相談については、必要な場合、担任・ゼミナール担当教員と協力して対応している。また、健康サロンを設置し、学生及び教職員が健康相談を行いやすい環境を整備している。

生活相談に関しては、学務課が中心となって対応している。また、クラス担任が生活相談を受ける場合があり学務課と連携してこれに応じている。相談室1,2の2つの学生相談室を設置している。

ハラスメントの相談・対応などを行う「うるおい相談員」には大学・短大の教職員から選出された8人及び外部カウンセラーを1人配置している。ハラスメントの防止やハラスメントに関する相談窓口の周知については、『履修要項』に示し、また学内に多くのポスターを掲示し、わかりやすく、かつ相談が行いやすい支援体制をとっている。

ハラスメント防止委員会では、毎年教職員と短大、大学の全学生を対象として、ハラスメントに関するアンケート調査を実施し、問題となる事例があった際は、関係者への指導を行っている。アンケート結果については、「キャンパスプランポータル」で公開しており、アンケートの結果に基づき、大学・短大の教授会にてハラスメントの研修を行っている。令和元(2019)年度は「人の良い面を見ることで問題が解決しやすくなる」というテーマで研修会を行った。また、年度始めの全教職員の集まりにて、理事長がハラスメントを防止するためのメッセージを述べている。

《留学生・社会人入学学生への支援》

データ編【表2-1】に示した通り、外国人留学生特別選抜試験もしくは社会人特別選抜試験を受験して入学する学生が若干名在籍している。これらの学生に対して入学後に特別な配慮・対応は行っていないが、常にクラス担任が窓口となって相談できる体制をとり、相談があった際には必要に応じて関係委員会へ回付するなどの支援的対応を丁

寧に行うようにしている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

令和2(2020)年度からの学生数の更なる増加に対応するとともに、学生生活の充実を図るために、学生の要望を取り入れながら学生サービス、厚生補導の体制を強化する。学生が相談しやすい環境を確保するため、相談室、相談体制の充実を図る。

また、優れた学力や資質を持ちながら経済上の理由で、入学できない者や入学後の経済事情の変化によって勉学を継続することが困難になった者などに対応できる奨学金制度をさらに充実させるとともに、学生に活用されるように周知する。新たな国による「高等教育の修学支援新制度」に対しては、遺漏ないよう適切に対応していく。

学生が一層自主的に課外活動を活性化させるように支援していく。学友会と協力して学生の要望を取り入れながら、スポーツ・文化関係を問わず活動の幅の広がりに伴った施設設備の拡充や、サークル活動補助金の確保等適切かつ実効性のある支援策を講ずる。

令和元(2019)年度より、毎月第1週にサークル代表者会議、第2週に学友会会議、第3週に学生委員会を開催するように設定し、学生の課外活動の要望・意見がスムーズかつタイムリーに汲み上げられるようにしている。

また、学生が相談しやすい環境を確保するため、相談室、相談体制の一層の充実を図る。

（【資料 2-4-1】 学生生活ガイド 2020 年度版）

（【資料 2-4-2】 植草学園大学・植草学園短期大学スカラシップ制度規程）

（【資料 2-4-3】 植草学園大学・植草学園短期大学授業料等減免取扱細則）

（【資料 2-4-4】 学校法人植草学園植草こう特別教育資金規程）

（【資料 2-4-5】 植草学園大学・植草学園短期大学学費等取扱規程）

（【資料 2-4-6】 サークル一覧）

（【資料 2-4-7】 健康管理室相談状況及び罹患状況）

（【資料 2-4-8】 大学における学生心理相談の概要）

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

大学キャンパスは、千葉県千葉市若葉区小倉町 1639 番 3 にあり、JR 都賀駅からバスで約 15 分の場所に位置している。校地総面積は 69,890 m²、うち 19,182 m²は、大学、短大、高校共用運動場(グラウンド)、校舎総面積は 16,607 m²である。

校地面積及び校舎面積は、大学設置基準校地面積7,200㎡、同じく校舎面積7,140㎡を満たしており、教育研究に必要な施設設備が整備されている。

施設は、大学設置基準上の校地及び校舎基準面積を満たしており、教育研究目的を達成するために必要な施設設備が整備されている。大学図書館では、ラーニングcommons機能の拡充・整備など、教育環境の一層の整備を進めてきた。活用状況については、授業、課外活動、学生間交流、教員の研究活動に効果を発揮している。

ア 校舎に配置している部屋は、教員研究室44室、講義室17室、演習室54室、実験実習室11室、PC室1室(語学学習施設を兼ねる)で全室空調管理がなされている。令和2年からの保健医療学部リハビリテーション学科作業療法学専攻の発足に伴い新たにT棟を新築した。プロジェクター等の設備は、講義室、実験実習室、及びゼミ室を除く演習室に全て整備されており、ゼミ室については携帯用プロジェクターで対応している。

イ 運動場用地(19,182㎡)は、植草学園短期大学及び植草学園大学附属高等学校との共用施設として、体育の授業及びサークル活動に利用している。

ウ 体育施設は、体育館(940㎡)、フットサル兼テニスコート2面、スリーオンスリーコート1面、弓道場があり、勉学のみならずスポーツによる心身の健康を維持するとともに、学生間の交流の場となっている。

エ 情報サービス施設として、メディアセンターを設置している。メディアセンターは、学生用に10台のデスクトップPCがいつでも自由に使える状態で設置されており、情報の収集やレポート作成、卒業研究等に活発に活用されている。なお、学内には図書館、学生食堂にも学生が利用できるPCを配置している。

オ 附属施設として、学生相談室、健康管理室、課外活動棟2棟、学生食堂(kusu-kusu及び学生バル)、コーヒーラウンジ(カフェロッサ)があり、学生の利用が活発である。

カ 本学の建物は、昭和56(1981)年建築基準法が改正され耐震基準が改まった後の建物である。すべて現在の耐震基準を満たす建物となっている。

体育館においても吊り天井を有しておらず、照明・バスケットボールゴール等の非構造部材においてもすべて落下防止対策を実施済みである。

キ 開学から12年余りが経過しており、老朽化が進みつつある機器や施設・設備については、安全・安定的に運用できるように定期的に点検・整備を実施するとともに、改修の必要なものには予算配分し、計画的に整備・更新をしている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

《実習施設》

本学では「認定こども園 植草学園大学附属美浜幼稚園」、「幼保連携型認定こども園 植草学園大学附属弁天こども園」の2つの附属園、及び「植草学園このはの家」(小規模保育所)を有している。その他に「植草学園千葉駅保育園」、運営業務委託を受けた「千葉医療センターつばき保育園」があり、学生の実践的体験的学修活動をサポートする施設が充実している。

令和元(2019)年度は、1年次に、美浜幼稚園に38人、弁天こども園に55人、千葉駅保育園に15人、つばき保育園に6人が発達教育学部科目「エレメンタリーセミナー」において参観学習を行っている。

2年次にはボランティアとして弁天こども園に10人が夏季保育体験学修を行っている。

3年次には弁天こども園にて「保育実習Ⅰ(保育所)」で1人、「幼稚園教育実習Ⅰ」で3人、美浜幼稚園にて「幼稚園教育実習Ⅰ」で1人が正規実習を行っている。

4年次は「教職実践演習」科目で、後述する子育て支援・教育実践センターでの体験学修をシラバスに設定し、実施している。保育者養成について、学年毎に附属園等を活用した学修プログラムを組んで、学生の段階的な学修進捗と体験内容を提供している。行事時のみではなく日常性が担保された保育現場で、子どもと保育者のかかわりを学生が体験的・探求的に学ぶ場を学園として用意している意義は大きい。

また、地域に開かれた大学として、本学では「植草学園大学・植草学園短期大学子育て支援・教育実践センター」を置き、子育てのサポートの機会と場を提供している。小倉キャンパスの「こいっくおぐ」、弁天キャンパスの「こいっくべん」に子どもが楽しく遊べるよう玩具と絵本を置いている。また教員・保育士が、保護者とも積極的に関わりながら、育児の悩み相談に応じている。

この場に学生も参加実習できるようにしており、学生は、実際に保護者の育児の状況を知り、保護者と関わることで、保育所や幼稚園では経験できない貴重な学びが可能となっている。このような体験の場は、保育者養成に欠くことができない機会となると考えている。なお、令和元(2019)年に「こいっくおぐ」及び「こいっくべん」が、保育の経験をするための実習として受け入れた学生数は、大学発達教育学部 299人、短期大学児童障害福祉専攻 79人である。

《図書館》

図書館は、「植草学園大学・植草学園短期大学図書館規程」に基づき、「図書館運営委員会規程」及び「図書館利用細則」を定めている。図書館運営委員会により組織運営されている。

植草学園短期大学との共用施設として平成21(2009)年1月に植草学園大学・植草学園短期大学図書館が完成した。また、平成25(2013)年度に改修・整備を行い、ラーニングコモンズなどの施設・設備を拡充した。面積1,077㎡、蔵書数約59,000点(令和2年現在、視聴覚資料を含む)、学術雑誌は623種である。開館時間は、平日午前9時から午後9時まで、土曜日は午前9時から午後5時までである。平成28(2016)年度に土曜日の開館時間を2時間延長し、午後5時までとした。利用者数は、年間で延べ約30,100

人（1日約143人）である。

貸出は10冊まで、原則2週間借りることができ、実習や卒業研究論文準備の際には延長している。年間約7,100冊が貸し出されている。

図書館はM棟の1階と2階にあり、座席数は合計248席である。1階はアクティブ・ラーニングが可能な設備を「コラボレーションエリア」「インフォメーションエリア」「ライティングエリア」として整え、プレゼンテーションや模擬授業、学生たちのグループ学修の場としても利用されている。また、絵本・紙芝居のコーナーや障害者のための点字機器などコミュニケーション機器コーナーが整備されている。

2階は三つのエリアに分かれ、エリアAには主に人文科学・社会科学系図書、エリアBは自然科学系図書、エリアCにはDVD・大型本・楽譜・文庫・新書など、その他の資料が収められている。また、閲覧席、デスクトップPCを配置した座席、また、それぞれ10台のノートPCを設置している2室(ラーニングcommons 1,2)が整えられている。

図書館内の所蔵資料の蔵書検索(OPAC)には、図書館HP(https://www.uekusa.ac.jp/school_life/library)にリンクしており、図書・雑誌・映像資料・音響資料・児童書・楽譜などの検索や、お知らせや図書館の開館状況などのカレンダーの閲覧ができる(<https://uekusa.opac.jp/opac/top>)。

文献検索データベースは、国立情報学研究所の「CiNii」や米国国立医学図書館の「PubMed」のほかに、医学中央雑誌刊行会の「医中誌Web」、朝日新聞の「聞蔵ビジュアル」を契約し利用している。電子ジャーナルは、平成24(2012)年より外国雑誌を幅広く閲覧できる「ProQuest Central」を導入、平成30(2018)年度からは国内医学系雑誌のパッケージ「メディカルオンライン」を契約、さらに令和2年4月より「Medical Finder」(リハプラン)を導入し、学生及び教職員の学修・教育・研究活動を支援する条件を整えている。

館内全体で学生用PCが90台設置され、ゼミや授業等でもこれら図書館施設が活用されている。また、新生ガイダンスから、卒業研究、論文執筆のための文献検索実習など、効率良い図書館利用のための講習を年間約30回実施している。シラバス推薦図書の購入や四半期ごとに図書購入の要望を募るなど、図書館として必要な資料の選定・整備を随時行っている。必要な文献については他大学図書館等との相互貸借を通じて取り寄せている。

以上のように図書館は、適切な規模でかつ、十分な学術情報資料を確保している。また学生の要望に応え開館時間を延長するなど、図書館を十分に利用できる環境を整備している。

《ICT(情報通信技術)環境》

ICT(情報通信技術)環境については、令和元(2019)年度に学内の研究用、事務用、教育用のすべてのPCをWindows10に変更するため、買い換えにより整備した。それに伴い、学修用PCがメディアセンターに10台、図書館に90台、学生食堂(kusu-kusu)に5台が設置され、学生の自由な利用が可能となっている。また授業用としてPC室にPC64台が整備され、有効に活用されている。学生には各自大学のメールアドレスが配られており、学内無線LANの利用が可能である。学生への授業等の連絡等は、「キャンパスプランポー

タル」を通して行われている。なお、新型コロナウイルス感染症への対応のため、令和2(2020)年度前期授業は遠隔授業となっており、学生は各家庭から大学の授業にアクセスしている。なお、遠隔授業の準備のため、大学は回線の増強を行った。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設のバリアフリー化については、学園建学の精神と大学の目標である「インクルーシブ社会の実現」を基本理念として、施設整備に配慮している。施設・設備の改善については、「学生生活満足度調査」や学内の環境委員会からの要望・意見を参考に改善を図ってきた。

建物入口のスロープ、エレベーターの設置、障害者用トイレの設置等、バリアフリーの基本的な整備を行っている。小倉キャンパス内街灯のLED化の推進によって、夜間の通路の安全の確保の整備を行っている。

本学はバイク及び自家用車での通学を認めている。学生からの要望に応え、令和元(2019)年度末に学生駐車場の舗装と駐車位置の明示を行い、駐車を容易にし、駐車場内での事故等の減少を図った。

以上のように、施設・設備のバリアフリーや利便性に配慮している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

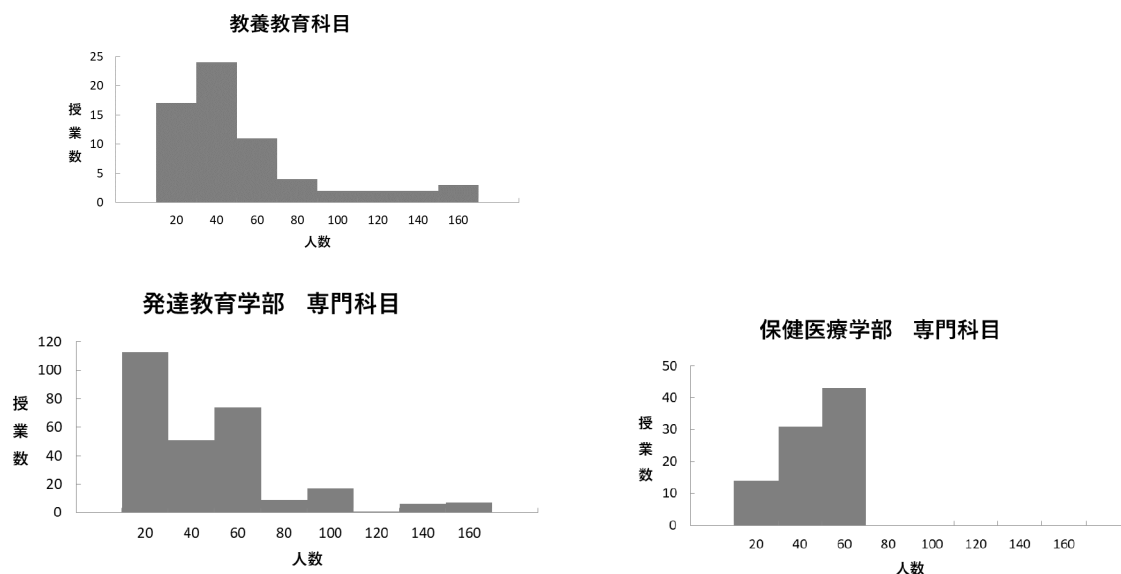
授業を行う学生数については、授業科目の特性や授業の形態によっても異なるが、概して少人数で行うことにより教育効果が上がるため、両学部ともに、可能な限り少人数のクラスでの編成を行っている。

例えば、ピアノ実技を含む授業では、個別指導を行うため、学生の需要に見あったピアノ室を用意し、同時に複数の教員を配置して、1クラス10人程度で授業を行っている。外国語科目において、令和元(2019)年度は英会話が1クラス65人と49人であったが、それ以外の外国語科目は概ね1クラス20人程度以下であった。可能な限り1クラス20人程度以下で授業を行うように開講コマ数を配置している。

また、演習科目は、授業の性格上、多人数を同時に指導することが困難なことから、適切な人数で授業が実施できるように開講コマ数を増やすようにしている。

授業科目によっては、設備や機器の数により収容人数に限りがある場合がある。この場合は、履修登録の前に事前登録を行い、上限を超えた授業については、抽選によって当該年度の受講者を決定している。この場合、翌年度には受講できるように配慮している。

<令和元(2019)年度 学生数別授業数>



図に、令和元(2019)年度の教養教育科目，発達教育学部専門科目，保健医療学部専門科目の学生数別の授業数を示した。教養教育科目については、英語をはじめとし20人以下の少人数で行っている科目が45%あり、教育効果をあげている。一方、100人以上の授業が6科目ある。「人間と道徳」は両学部の卒業要件であり、「心理学」「人間関係論」「コミュニケーション論」は保健医療学部の卒業要件となっている。「心理学」等の3科目に加え「教育学入門」「スポーツ・レクリエーションⅡ(理論)」も学生の興味関心が高く、ニーズが大変に高い科目であるために履修者数が多くなっていると推測される。

令和2(2020)年度については、新型コロナウイルス感染予防対策のため遠隔授業となっているが、対面授業が可能になった場合を想定し、感染予防対策として、受講者数が各教室の本来の座席数の半数以下になるよう調整を行っている。令和2(2020)年度から、作業療法学科の設置により保健医療学部の定員が増加しているため、今後も適切な人数管理に努めると共に、引き続き、文部科学省通知等を基に、適切に対応をしていく。

発達教育学部においては20人以下の少人数による授業が42%を占める。特に保育士指定科目の演習の授業においては1クラス50人以下の人数指定があるため、必修授業では受講クラスを指定した上で、可能な限り学生の希望に添うよう調整を加えながら上限人数を遵守している。なお、100人以上の授業が13科目ある。8科目は卒業要件科目、3科目は免許・資格取得のための必修科目であるため、各学年の在学者数に即した履修者数となっている。他の2科目は、各専攻の必修あるいは選択必修科目であり、学生の興味関心が高く履修が集中したと思われる。

保健医療学部においては、クラス単位で受講する科目がほとんどであるため、20～50人の人数で授業が行われている。

なお教室環境や音響機器などについては、環境委員会が学生・教員に毎年「環境調査」を行い、問題が指摘された場合はその都度改善を図っている。

このように、本学では、教育目的の達成のために、快適で適切な規模による学修環境を整備し、有効に活用している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

施設設備の整備，その有効的な活用については，今後も学生及び教員（非常勤講師を含む）の要望を聞く機会を設け，それらを取り入れつつ整備していく。学生の主体的な学修を促進し，十分な学修時間を確保するために，必要な機器（PC，プレゼンテーション機器）と情報環境（無線 LAN 環境の強化）を整備すること及び学修スペースを確保することを推進する。

教養教育科目および発達教育学部専門科目において 100 人を超える可能性のある授業があり，令和 2(2020)年度では，教養教育科目 6 科目と発達教育学部専門科目 15 科目の見込みである。発達教育学部は定員が 140 人のため，卒業要件及び免許・資格取得の必修科目（13 科目）では，履修者数が 100 人を超えてしまう事態が不可避である。しかし，各学年のキャリア演習（該当 6 科目）では，専攻別の実施により 100 人より少ない受講者数での授業回を多く設定するなどの対応をしている。

カリキュラム改訂の学年進行により，特定の科目に履修が集中する場合がある。履修人数の増加が予測される科目については，当該年度までの履修者数を把握し，翌年度の履修者数の予測精度を上げて開講数を調整する。

（【資料 2-5-1】令和 2 年度講義室，実験実習室，演習室配置数根拠資料）

（【資料 2-5-2】「令和元年度事業報告書」抜粋）

（【資料 2-5-3】図書館利用状況）

（【資料 2-5-4】図書館資料の所蔵状況）

（【資料 2-5-5】令和元年度授業科目と履修者数）

（【資料 2-5-6】令和 2 年度授業科目と履修者数）

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談，経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望等は，科目ごとに実施している「学生による授業改善のための実態調査」により把握している。この調査は，学期末に原則全科目を対象として実施し，集計結果を元に学生へのフィードバック及び教員自身が授業内容・方法の改善すなわち教育の質の向上等の活用に努めている。なお，質問項目には授業の成果についての項目があり，「この授業を通して自分で主体的に学修を行うことが増えた。」等について，5 段階の評価を実施している。これにより，学生自身の授業の成果を把握している。さらに自由記述欄を設け，授業に対する改善意見を記入できるようにしている。教員も，フィードバックされた調査結果を参考に「授業報告書」として，「学生の受

講態度」,「理解状況」,「改善事項」等を記載し,FD委員会に提出している。併せて,FD委員会では1年次2人の学生代表から,平成30(2018)年度より,調査項目等の改善に反映すべく「学生による授業改善のための実態調査」全般に関する意見・要望等を聴取している。各学部の教務委員会でも,平成30(2018)年度から,学生代表(令和元(2019)年度は,発達教育学部は3年次生2人,保健医療学部は3年次生1人2年次生1人)に会議に出席してもらい,履修関係,時間割,学修に関わる学内設備等について意見を聴取している。

意見・要望は,関係各課・委員会と共有化を図っている。これらを踏まえ,FD委員会では学生の学修支援に関する意見・要望を把握・分析し,対応を各委員会,教員,事務局に依頼し,結果を取りまとめ,FD研修会で改善等を検討し,次年度の学生の学修支援を行うこととしている。

学生意見を踏まえた改善事項例としては,昨年度後期に保健医療学部で試験的に実施した「学生による授業改善のための実態調査」のWeb化について,実際に回答した学生から,「スマートフォンから回答可能になったため回答しやすくなった」,「記述式だと筆跡から個人が特定されることが懸念されたが,自由意見を示しやすくなった」との意見があり,令和2(2020)年度からの全学的な実施移行に向けて推進した。また,履修人数が多い科目で実施した際,同時にスマートフォンで回答するとネットが繋がりにくくなったとの意見があったため,令和2年4月に回線の増強を行った。

このように,学生への学修支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを整備し,学修支援の体制改善に反映させている。

2-6-② 心身に関する健康相談,経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する学生の意見・要望等はクラス担任やゼミナール担当教員等による聴取はもとより,投書箱への投書や毎年1月に実施される学生生活満足度調査等により,常に受け止め反映できる体制を整えている。

1年生には入学直後にクラス担任による個別面談を実施し,経済的支援や健康相談を含む生活上の悩みや戸惑い等に必要な支援的対応を丁寧に行っている。また必要に応じて関係委員会へ回付するなど,学生の意見に対応できる体制をとっている。

年に1度行われる定期健康診断において,心身に関する健康相談は全ての学生と行い,学生の意見・要望を把握している。また,その結果を基に,体格指数や血圧の高い学生に対する保健指導に使用する保健資料作成や学生理解のための資料(発達障害,トラウマケア,デートDVなどに関する書籍など)購入に繋げている。学生の健康相談については,健康管理室およびクラス担任やゼミナール担当教員によって常時相談ができる体制になっている。

学生への経済的支援としては,令和2(2020)年度から実施される国の給付型奨学金および授業料減免対象の学生に対して,説明会を行った。シミュレーションに従い自分が対象学生になるかどうか確認し,対象学生に対しては大学から推薦を行った。成績が基準に達しない学生に対しては,教職員と連携し,クラス担任もしくはゼミナール担当教員とともに今後の学習の進め方の改善などの指導をしながら学修計画書を作成し,推薦

を行った。

このように、学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の声を広く吸い上げるために、投書箱を学内2か所に設置している。定期的に投書を確認するとともに、学生委員長に報告し、必要に応じて関係委員会へ回付するなど、学生の意見に対応できる体制をとっている。

特に、学修環境に関する学生の意見・要望は、「学生生活満足度調査」により5段階評価と自由記述欄で把握している。令和元(2019)年度より、「キャンパスプランポータル」を用いてPC及びスマートフォンによる入力としている。

このアンケートは、自己点検評価委員会で取りまとめ、各担当課等へ依頼し、改善を図った。改善結果等についても、「キャンパスプランポータル」で学生にフィードバックしている。

全体として、両学部とも2年生(発達3.5, 保健3.6)よりも4年生(発達3.7, 保健3.8)の方が上がっている。昨年度は、「資格試験, 進学や就職に関するキャリア支援」「事務室の対応」の値が, 3.0~3.6であったが, 今年度は学生の意見を取り入れて対応した結果3.4~4.2に上昇した。「履修登録の手続き」「授業の組み方・時間割」について発達教育学部でやや低い傾向がみられる。

また, 平成30(2018)年度の自由記述欄にあった全棟でのWi-Fi環境整備要望に対しては対応したが, まだ繋がりにくい場所等がみられるとの報告があった。図書館の開館時間の延長要望に対しても平日9:00~21:00までの開館で対応した。令和元(2019)年度は, 学生駐車場の整備の要望があり, 年度内に舗装整備を行った。

自由記述欄に記入された学生の要望は, 自己点検評価委員会で取りまとめ, 各担当課等へ依頼し, 改善を図っている。

さらに学生から課外活動や施設などの要望は学友会を経て, 学生委員会に提出され, 対応する体制になっている。クラス担任・ゼミナール担当教員など全教員が随時学生の個別の意見・要望を受け入れ, 必要に応じて関係委員会へ回付するなど, 学生の意見に対応できる体制をとっている。

学生の要望から, Wi-Fiの全棟完備, 図書館の開館時間の延長(平日9:00~21:00までの開館で対応), サークル活動を含む学内施設利用時間の延長およびそれに伴う学園バスの増便, フットサルコートでの夜間照明の設置, 体育館へのロッカーやAED(自動体外式除細動器)の設置, サークル棟への除湿器や掃除機の設置, 学生用駐車場の舗装(令和元(2019)年の要望に令和2(2020)年度初頭に舗装整備)などの環境整備が順次, 適切に行われている。

改善結果等については, 「キャンパスプランポータル」で学生にフィードバックしている。

このように, 施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し, 施設・設備の改善に反映している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

中期計画では、学修環境の整備を通して学修上の利便性を向上させること、学外における実習を支援する体制を強化することをあげている。学生の意見・要望をより汲み取る体制を整備していく。これまで、学習支援については「学生による授業改善のための実態調査」、学生生活については「健康管理室」「カウンセラー相談」、学修環境については「学生生活満足度調査」および支援全般については「クラス担任」「ゼミナール担当教員」「投書箱」で意見・要望を聴取している。意見・要望の分析および検討は、自己点検委員会、FD委員会をはじめ関係委員会で行われ、各学部あるいは各担当課等に対応を依頼している。今後は、意見・要望に対する改善点を公表し、さらに意見・要望の出しやすい大学を目指す。

（【2-6-1】令和元年度学生による授業改善のための実態調査実施概要及び集計結果）

（【資料 2-6-2】授業報告書様式）

（【資料 2-6-3】2019年度臨時大学FD委員会議事要旨(学生インタビュー)(R2.1.15)）

（【資料 2-6-4】令和元年度学生生活満足度調査実施概要及び集計結果）

（【資料 2-6-5】令和元年度学生生活満足度調査自由意見に対する回答）

【基準2の自己評価】

学生受け入れについては、大学全体及び学部のアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像を明確に示すとともにHP、入学試験要項等で確実に周知している。学生募集についてはさらに力を入れていく。入学者選抜については、多様な入試区分を設定し、アドミッション・ポリシーに基づき適切に実施している。

また、学生が大学で学ぶために必要な学修支援（学生の生活、健康、課外活動、心理相談、ハラスメント、キャリア支援、学生サービス）に教職協働であたり、適切な学修環境を整備するとともに、それらの実現と改善のために学生の意見、要望を把握する仕組みを整え活用している。

以上のことから、学生受け入れ、支援、環境整備等について、組織的環境が整備され、学生の成長促進、社会で活躍することができるための専門的知識・能力を授けるという求めに十分に応えており、総合的に見て、基準2を満たしていると判断できる。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定, 卒業認定, 修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準, 進級基準, 卒業認定基準, 修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準, 進級基準, 卒業認定基準, 修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学各学部の学部規程第 2 条に明示した教育目的に基づき、学部ごとにディプロマ・ポリシーを平成 26(2014)年に策定した。その後平成 29(2017)年に文科省発出の「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」に基づき再検討を行い、さらに令和元(2019)年にはアセスメント・ポリシー策定に伴い整合性を図るため改訂した。これらについては、その都度教授会、『履修要項』, HP で周知してきた。

このように、各学部は教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準, 進級基準, 卒業認定基準, 修了認定基準等の策定と周知

《単位認定基準》

単位を修得するには、必要な時間の受講・出席が求められる。単位は、その授業科目の授業が終了し、その科目の期末定期試験(試験に同等するレポートの成績評価を含む)に合格した場合に修得できる。期末定期試験の受験は、履修登録していない者、学生納付金の未納者、その科目の出席時間数が以下の基準に満たない者(講義及び演習科目は 3 分の 2、実験及び実技科目は 5 分の 4)は受験できない。なお、学外での実習や卒業研究などについては、定期試験とは別に、成績が評価される。また授業科目によっては、試験と同等に扱われるレポート等で評価することもある。

なお、単位認定に必要な科目毎の到達目標及び成績評価基準はディプロマ・ポリシーとの関連を含めシラバスに明記している。シラバスは成績評価について「評価の基準」(評価の対象とする授業の目指す知識の獲得や理解、技能の獲得、意欲態度の具体的内容)、評価の方法(試験やレポートなどの評価の割合)を示している。

各授業の成績は、秀、優、良、可、不可(未受験を含む)で評定し、可以上を合格とする。秀は 100~90 点、優は 89~80 点、良は 79~70 点、可は 69~60 点、不可(未受験を含む)は 59 点以下が各評定の基準である。またこれら単位認定の基準については、『履修要項』にも明示している。

《進級基準》

発達教育学部では、卒業必修の各学年の「キャリア演習 I~IV」は、全専任教員で指導

に当たっており、複数学年の当該科目を重複して履修することができないため、この科目が進級基準の機能を果たしている。また、教育実習等に参加するために必要な授業科目と単位数等を「発達教育学部における実習に係る履修要件に関する申合せ」において規定し、『履修要項』に明示している（ただし、教員免許、保育士資格の取得を希望しないことも可能である）。

保健医療学部では、「植草学園大学保健医療学部進級基準及び学外実習履修資格に関する規程」において、第2学年から第3学年、第3学年から第4学年への進級要件を規定し、『履修要項』に明示している。

《卒業認定基準》

卒業認定基準についても、学部規程に明記し、『履修要項』に明確に示し周知している。いずれの学部でも、学科の教育課程において、指定した必修科目及び選択必修科目の単位を満たすことを卒業要件としている。卒業に必要な単位数は、卒業研究を含めて発達教育学部は124単位、保健医療学部は127単位である。

このように、本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定めている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定は、ディプロマ・ポリシーに関連する各科目の到達目標の達成状況を評価する単位認定試験により厳正に行われる。単位認定の基準として、各科目の成績評価基準をシラバスに明示している。加えて、保健医療学部においては、国家試験の知識レベルと外部の臨床実習を行うことのできる技能レベルを単位認定の主な基準としている。

なお、公平性と透明性を確保し、全学的に統一した基準で、かつ国際的に通用する基準を用いるため、GPA(Grade Point Average)制度を用いた成績評価を行なっている。GPAは履修登録の上限緩和、学業不振における学修指導（学業不振者の進路変更の契機とするため、GPAを基準とした学修指導及び警告(1.0未満を対象)並びに退学勧奨(0.5未満を対象)を行うこととし、その基準を『履修要項』に明記した。)や優秀な学生の表彰、在学生スカラシップの表彰等に利用しており、学生の学修意欲向上に機能している。

進級基準については、発達教育学部では前述(3-1-②)の通りである。

保健医療学部では、第3学年及び第4学年への進級要件を『履修要項』に明示し、次年度の学外実習を行うためには前年度の必修科目の単位取得を規定している。そのため第3学年また第4学年への進級において、単位未修得による留年者が発生している。

実習参加可能の判定並びに進級判定は教授会の議を経て決定される。なお、留年者等に対しては、担任が定期的に、相談及び指導を行って学生の学修が進展するように支援している。

卒業要件は各学部の教育課程において、指定した必修科目及び選択必修科目の単位を満たすことである。卒業認定に当たっては、単位数について全教員が確認し、教授会で判定している。

以上のように、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を厳正に適用している。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き単位認定基準，進級基準，卒業認定基準の厳密な適用を図っていく。特に，単位認定基準については，授業シラバスに個々の科目の到達目標をより明確な表現で示し，各種評価ルーブリックを活用して，厳密で公平な評価を行なっていく。単位未認定者を極力減少させるよう，成績下位の学生に対し，きめ細かい指導（下学年からの注意喚起と具体的な生活改善などの助言）を行い，保健医療学部では留年者に対しては学修効果を高めるためのプログラムを設定する。

（【資料 3-1-1】 発達教育学部・保健医療学部 ディプロマ・ポリシー）

（【資料 3-1-2】 『履修要項』 p8-12 「11. 試験と成績について」）

（【資料 3-1-3】 シラバス作成依頼及び作成要領とシラバス例）

（【資料 3-1-4】 植草学園大学発達教育学部履修登録単位数の上限に関する細則）

（【資料 3-1-5】 植草学園大学発達教育学部実習に係る履修要件に関する申合せ）

（【資料 3-1-6】 植草学園大学保健医療学部進級基準及び学外実習履修資格に関する規程）

（【資料 3-1-7】 植草学園大学発達教育学部規程）

（【資料 3-1-8】 植草学園大学保健医療学部規程）

（【資料 3-1-9】 植草学園大学教養教育科目履修細則）

（【資料 3-1-10】 第 13 回教授会議事録(R2. 2. 14) 及び発達，保健卒業判定資料）

（【資料 3-1-11】 GPA の活用状況）

（【資料 3-1-12】 『履修要項』 P. 12 「(f) グレード・ポイントの活用」）

（【資料 3-1-13】 植草学園大学単位認定試験等実施に関する細則）

（【資料 3-1-14】 学修時間に関するアンケート調査結果）

（【資料 3-1-15】 授業概要（シラバス）電子データ）

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学各学部の学部規程第 2 条に明示した教育目的に基づき，学部ごとにカリキュラム・ポリシーを平成 26(2014)年に策定し，教職員には教授会で，学生には『履修要項』，社会には HP で周知されてきた。その後平成 29(2017)年に文部科学省発出の「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」に基づき再検討を行い改訂し，教授会，『履修要項』，HP で周知した。また，よりよい授業を志向して，非常勤講師と教育目的を十分に共有するために「非常勤講師との懇談会」を定期的に行いカリキュラム・ポリ

シーの理解を図っている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

両学部とも次の表のようにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの項目にタイトルをつけ、関連性を明確にしている。「徳育・教育」「障害支援」に関しては、両学部共通のポリシーである。また、全科目のシラバスの「授業内容・授業計画」欄に、「ポリシーとの関連」という項目を設けており、そこにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと当該科目との関連を明記している。そのため、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が学生にも理解できるようしている。このように、本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

発達教育学部におけるカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関係

カリキュラム・ポリシーにおける 「育成する資質・能力等と授業科目との関係」	ディプロマ・ポリシー
<p>1. [徳育・教養] 豊かな人間性に基づく道徳心と高い倫理観をもつ人材を育成することについては、全ての授業科目において留意して教育に当たるとともに、特に「人間と道徳」の授業において建学の精神を含めて学修する。又、教養科目を通じて幅広い教養を身に付ける。</p>	<p>徳育を教育の根幹とする学園建学の精神、学則第1条及び発達教育学部規程第2条に定める教育目的を達成することを基本理念とし、以下に掲げる資質及び能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。</p> <p>1. [徳育・教養] 人間や社会に対する理解や生命の尊厳について深く認識し、高い道徳心と倫理観をもって行動できる</p>
<p>2. [共生社会・障害支援] 専攻にかかわらず、全ての学生が障害等による困難性のある子どもを支援できる力を身に付けるために、特別支援教育に関する科目を指定した単位数修得する。また、共生社会の実現を目指し、インクルーシブ教育システムの観点から、全ての子どもの教育・保育の質の向上及び地域社会の発展に貢献できる力を育成するために、「特別なニーズ教育の基礎と方法」「インクルーシブ保育」等の科目を学修する。</p>	<p>2. [共生社会・障害支援] 共生社会の実現を目指し、障害や困難性のある人を支援することができる</p>
<p>3. [社会貢献・地域支援] 社会貢献・地域支援できる力を育成するため「社会貢献・地域支援活動Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「インターンシップ活動」等の科目を学修する。</p>	<p>3. [社会貢献・地域支援] 関連する諸機関や人々との連携を保ち、地域社会に貢献することができる</p>
<p>4. [科学的・論理的思考] 「専門ゼミナール」「卒業研究」専門領域の知識や理解を深め、科学的思考力・論理的思考力を高める科目を学修する。</p>	<p>4. [科学的・論理的思考] 教育・保育の発展に寄与できる科学的・論理的思考ができる</p>
<p>5. [問題解決・キャリア形成力] 教育専門職・保育専門職として問題を解決し、自ら成長することができる力を育成するために、「キャリア演習」等の科目を学修する。</p>	<p>5. [問題解決・キャリア形成力] 教育専門職・保育専門職として問題を解決し、自ら成長することができる</p>
<p>6. [知識・技能・実践力] 専門科目において育成する知識・技能・実践力については、専攻別に以下の区分によって科目を構成する。</p> <p>[小学校教育に関する資質・能力] 1～4</p> <p>[特別支援教育に関する資質・能力] 1～4</p> <p>[幼児教育に関する資質・能力] 1～4</p> <p>[保育士に関する資質・能力] 1～5</p>	<p>6. [知識・技能・実践力] 自らの専攻分野（小学校教育、特別支援教育、幼児教育・保育）について広い視野を持ち、正しい知識・確かな技能に基づき実践することができる</p>

保健医療学部におけるカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関係

カリキュラム・ポリシーにおける 「育成する資質・能力等と授業科目との関係」	ディプロマ・ポリシー
<p>1. [徳育・教養] 基本的人権を尊重し、保健・医療・福祉を受ける人の生活感や価値観を理解し、豊かな人間性に基づく道徳心と高い倫理観をもつ人材を育成するために「人間と道徳」を始めとする教養教育科目及び「エレメンタリーセミナー」「生命倫理」などの科目を学修する。</p>	<p>徳育を教育の根幹とする学園建学の精神、学則第1条及び保健医療学部規程に定める教育目的を達成することを基本理念とし、以下に掲げる資質及び能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。</p> <p>1. [徳育・教養] 人間や社会に対する理解や生命の尊厳について深く認識し、高い道徳心と倫理観をもって行動できる</p>
<p>2. [共生社会・障害支援] 人間を取り巻く環境と健康、病気、障害へのメカニズムや回復過程を総合的に学び、障害や困難性のある人を支援できる人材を育成するために「解剖学」「生理学」「運動学」「神経内科学」「リハビリテーション医学」などの専門基礎科目を学修する。</p>	<p>2. [共生社会・障害支援] 共生社会の実現を目指し、障害や困難性のある人を支援することができる</p>
<p>3. [社会貢献・地域支援] 保健医療活動の社会における意義や重要性を理解し、リハビリテーションの地域における役割を修得する。地域理学療法学に関する科目あるいは地域作業療法学に関する科目を学修する。他の医療スタッフとの連携を図る「チーム医療演習」などの科目を学修する。</p>	<p>3. [社会貢献・地域支援] チーム医療を発展させると共に関連する諸機関や人々との連携を保ち地域社会に貢献することができる</p>
<p>4. [科学的・論理的思考] 科学的根拠に基づき系統立てられている専門基礎科目を学修する。卒業研究により、理論的、研究的能力を養う。「リハビリテーション研究法」「卒業研究」などの科目を学修する。</p>	<p>4. [科学的・論理的思考] リハビリテーションの発展に寄与できる科学的・論理的思考ができる</p>
<p>5. [問題解決・キャリア形成力] 保健・医療・福祉の専門職としての問題解決能力及び生涯学習の資質を養い、卒業後も自己研鑽への能力を養う。「総合臨床実習Ⅰ、Ⅱ」などの科目を学修する。</p>	<p>5. [問題解決・キャリア形成力] 医療専門職として問題を解決し、自ら成長することができる</p>
<p>6. [知識・技能・実践力] リハビリテーション専門職としての職業的アイデンティティを育成するために、早期実習を実施し、専門的学習を系統的に学修する。評価学、治療学、生活支援の学理と実践を統合的に学修し、臨床実践能力を養う。臨床実践能力の評価としては、客観的臨床能力試験(OSCE)により客観性を担保して行う。これらの資質・能力を育成するために専攻別に以下の区分によって科目を構成する。</p> <p>[理学療法士に関する資質・能力] 1～6 [作業療法士に関する資質・能力] 1～6</p>	<p>6. [知識・技能・実践力] 保健・医療について広い視野を持ち、リハビリテーション領域における正しい知識・確かな技能及び知識・技能に基づき実践することができる</p>

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

教育課程の全体構造は次のようになっている。

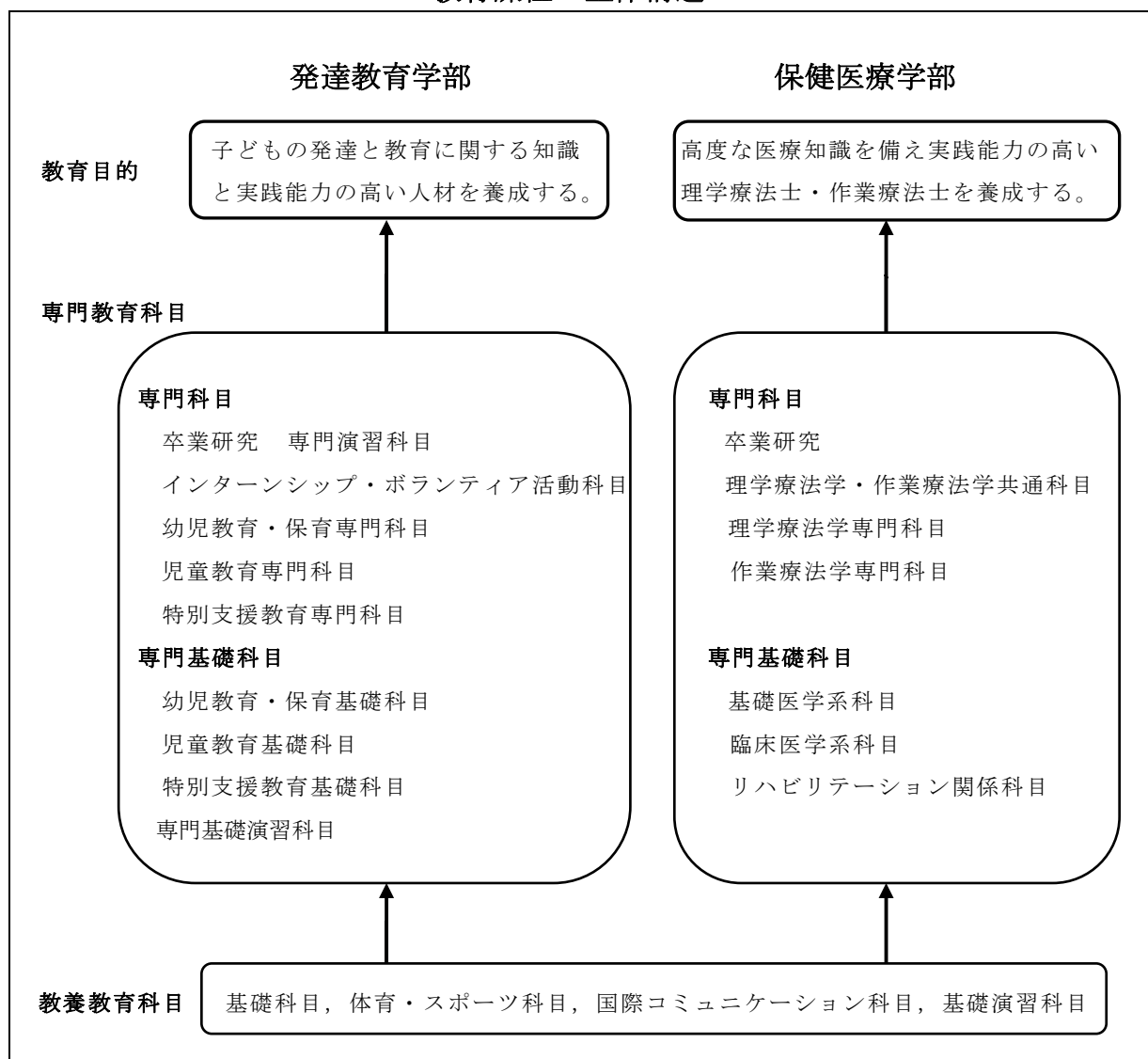
教養教育科目は、社会人（現代社会に生きる人びと）に共通に求められる知識や思考法を養うこと及び専門分野の学修への橋渡しとなる基礎的学力を養うことを目的とし、両学部に通講している。

専門教育科目は各学部の専門分野における基礎的・基本的な内容の科目を専門基礎科目として配置し、より高度で専門的な内容の科目を専門科目として配置している。

授業科目には、記号番号（ナンバリング）を付し、教育課程の体系に沿った授業科目の位置づけを明示している。『履修要項』のカリキュラム表にナンバリングを記載するとともに、カリキュラムツリーを明示することによって学生の履修課程の理解を促している。両学部ともカリキュラム・ポリシーにこれらの教育課程の体系的編成を示している。

シラバスは、それぞれの科目の教育目的及び教育課程における位置づけを示すために重要であると考えている。したがって、シラバス作成は、学長および教務委員会を中心に検討し、書式を統一している。記述事項は、科目の基本情報（科目区分、科目ナンバリング等）の他、ポリシーとの関連、授業のキーワード、学生の到達目標、授業の内容（1回毎の内容）、予習・復習の内容およびそれに費やす学修時間、成績評価の基準および方法、教科書および参考図書、オフィスアワーとなっている。特に「予習・復習・展開」については、毎回の講義ごとにその内容を記載し、学生が教室外で学修を進められるようにしている。各教員が作成したシラバスの内容については、各学科主任および学務課において点検している。このようにシラバスは各科目が教育課程の体系的編成の中での位置づけを示すように適切に整備されている。

教育課程の全体構造



なお発達教育学部では、小学校教諭一種免許の教職課程再課程において平成 31(2019)年 1 月に認定通知を受けた。幼稚園教諭一種免許課程については移行措置の適用を受け、令和 3 年度より 5 領域へ移行するよう準備中である。

保健医療学部では、令和 2(2020)年度からのリハビリテーション学科への改組と新たな作業療法学専攻の設置に伴い、新たなカリキュラムを適切に編成している。

このように、各学部はカリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し実施している。

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育科目は、社会人（現代社会に生きる人びと）に共通に求められる知識や思考法を養うこと及び専門分野の学習への橋渡しとなる基礎的学力を養うことを目的としており、両学部に通講している。

徳育を教育の根幹とする本学の基本理念に基づき、「人間と道徳」を両学部の卒業必

修としたうえで、学部の特色に合わせて必修科目を設定している。教育・保育に関わる者を養成する発達教育学部では「日本国憲法」を、保健医療の場でさまざまな人と関わる者を養成する保健医療学部では「心理学」「人間関係論」「コミュニケーション論」に加え、さらに論理的・数理的な思考力を高めるために「統計学入門」を必修としている。

特に「英語」及び「文章表現演習」においては、新入生を対象としたプレースメントテスト（英語、国語）を実施しており、英語の学力別クラス編成を行うことによって基礎力を確保するとともに、上級者には高度の学力を身につけられるようにしている。「文章表現演習」は、発達教育学部小学校教育専攻及び特別支援教育専攻では必修であり、幼児・保育専攻及び保健医療学部では選択必修となっている。国語のプレースメントテストの成績によっては、「文章表現演習」が必修ではない専攻の学生にも履修を強く勧め、文章表現力の向上を図っている。

なお、令和2(2020)年度においては、オンラインによりプレースメントテストを実施し、例年と同様の履修指導を行うことができた。

教養教育科目の設定、人員配置および担当講師等については、発達教育学部教養教育課程会議において原案が作成され、両学部の教務委員会、さらに全学の教務委員会の議を経て決定される。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

《FD(Faculty Development)活動による教授法の工夫・開発の研修》

教授方法の改善を進めるために組織体制として、FD委員会が設置されている。学生の主体的な学修を促すことをねらいとして、また教員のアクティブ・ラーニングやICTを用いた教授法の開発実践を支援するために、FD委員会は、こうした教育を先進的に実践している専任教員を講師にFD研修を開催している。令和元(2019)年度は、「授業でのICT活用」(7月24日)、「数理・データサイエンスの教育と活用から考える教育・学修の改善」(9月25日)、「アセスメント・ポリシーによる学修成果の可視化の方向性」(12月18日)を開催した。

このように、教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し運用している。

《アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法の工夫》

発達教育学部では、初年次教育の「エレメンタリーセミナー」で実施している参観学習による早期現場体験が、学生の学びのモチベーションを高め、保育者、教育者の職業人としての自覚を高めている。なお、インターンシップ・ボランティア活動をより充実させるために、平成30(2018)年度入学生からは、学生が参加しやすい「社会貢献・地域支援活動」と、より深く現場に関わる「インターンシップ活動」を設定し、内容や条件も実情に合わせて改定した。現場に対する意識が以前よりも高まることが期待される。

個別指導を要する授業では少人数編成とするなど、密度の高い授業ができるようにしている。例えば、ピアノの演奏や伴奏しながら歌う科目では、個別指導が必要であり、10人程度を1クラスとして、同時に数クラス開講している。外国語科目においても1クラ

ス 20 人を標準としてクラスを編成している。必修の「英語 I」では学力別クラス編成を実施し、基礎学力の確保と上級者の学力向上を図っている。また、教授方法の開発に関しては、体育担当教員等による ICT 機器を活用した授業方法の工夫など、常に新しい教授方法の開発に努めている。

保健医療学部においても、初年次教育として「エレメンタリーセミナー」内で実施している施設見学の導入が学生の意欲を引き出している。また、障害者・高齢者の福祉や心理に関する科目は、本学の建学の精神である徳育の教育でもあり、学生が臨床実習に臨む上での基本となっている。また、高校で物理・化学を学んでいない学生が多く、基礎科目の学修目標の達成が困難な学生もいることから、平成 28(2016)年度より、「自然科学基礎演習」を開講している。この科目は、令和 2(2020)年度からのリハビリテーション学科においても開講し、理学療法学・作業療法学を学ぶ上での基礎となる物理・化学・生物学を学修するものである。

実践能力を高めるために学内では役割練習、実技練習、評価実習を取り入れている。学外臨床実習を効率的に行うために、見学実習、グループ実習、地域理学療法学・作業療法学実習、評価学臨床実習、総合臨床実習へと段階的に進めている。特に、第 3 学年後期には評価学臨床実習、総合臨床実習に進むための OSCE (Objective Structured Clinical Examination) (客観的臨床能力試験) を行っている。OSCE に関しては、他学年の学生や臨地教育講師が模擬患者となり学部内教員はもとより外部からも評価者を招き、臨床実習に近い形で実施している。本学部の OSCE は大学設置時より行っており、OSCE 評価は学生がスムーズに臨床実習に進む上で必要不可欠なものになっている。

なお、令和 2(2020)年度においては、新型コロナウイルス感染予防対策として、5 月 11 日から全教員が遠隔授業を開始している。学生との双方向を重視し、課題学習やオンデマンド授業ではなく、授業時間にそったリアルタイムの双方向授業を展開しており、この経験は今後の授業方法や授業内容に大きな変化をもたらし、ICT 活用を促すことが期待される。

保健医療学部では、昨年より動画の配信や学生実習に対する外部講師の評価等に ICT 活用を積極的に取り入れてきた。そのため、全学での対面授業から遠隔授業への移行は比較的円滑に行われた。

このように、本学はアクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしている。

《単位制の趣旨を保つための工夫》

単位制度の実質化を図るため、学生に主体的な学修を促し学修時間の増加を図ることをねらいとして、シラバスには毎回の講義ごとに「予習・復習・展開」の内容を記載し、学生が教室外で学修を進められるようにしている。

各学部は履修登録できる単位数の上限を設定し、学部規程の細則に明記するとともに、『履修要項』で学生に周知している。履修科目の登録をコンピュータ上で行うため、上限を超えて登録できないようになっている。なお、GPA 値が基準より高ければ、翌年度の履修登録単位数の上限を高くできるようにしている。

発達教育学部では登録できる単位数の上限は、学年ごとに 42 単位としている。ただし、

教諭の免許及び保育士の資格を複数取得しようとする場合には、卒業に必要な 124 単位以外に、それぞれの基準に指定された科目の単位を修得する必要がある。また、学生の希望がある場合には、GPA 値を満たした上で副専攻の履修も認めている。そのため、GPA 値が一定値以上であることを条件として、48 単位を限度として履修登録を認めることとしている。

保健医療学部では、履修登録単位数の上限は、第 1 学年と第 2 学年が 48 単位、第 3 学年が 45 単位、第 4 学年が 40 単位である。また、GPA 制度を導入し、GPA 値が基準より高ければ、翌年度の履修登録単位数の上限を高くすることができるようにしているが、保健医療学部の場合には、必修科目が多いため時間割上のゆとりが少なく、上限を超えて履修登録を行う学生はほとんどいないのが実状である。

このように、各学部は履修登録単位数の上限を適切に設定するなど、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。

《非常勤講師との意思の共通化》

授業科目・実習は専任教員を中心とし、必要に応じて高度な専門性を備えた非常勤講師を登用して全体に整合性のある教育を学生に提供している。

「非常勤講師との懇談会」を開催することで、専任教員と非常勤講師との意思の共通化を図り、各科目の目標と教育目的との整合性、科目間での扱い範囲の調整等について課程・専攻ごとに実施し、教授方法の工夫等について意見交換を行っている。この懇談会については、従来年度末に開催していたが、令和 2(2020)年度からは年度当初に行い、学部・学科ごとの小グループでの懇談とし、各学科の教育方針や期待する授業方法を非常勤に伝えることとすることとしていた。しかしながら新型コロナウイルスの影響で開催延期を余儀なくされている。

なお、令和 2(2020)年度には年度当初に非常勤講師を対象に遠隔授業の進め方に関する講習会を開催するとともに、個別の授業支援も行った。その結果、非常勤講師も専任教員と同様に円滑な遠隔授業が行えている。

以上、各学部は教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知している。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

両学部ともカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関連性および各科目の関連性についても明確にしたところである。本年度より、アセスメント・ポリシーを設定し、学修効果の可視化を行うことにより、それぞれのポリシーの PDCA サイクルの確立を目指していく。

発達教育学部では、令和元(2019)年度に小学校教諭一種免許課程の再課程認定を受けた。幼稚園教諭一種免許課程は、令和 3 年度に 5 領域へ移行するよう適切に準備をすすめていく。

保健医療学部では、令和 2(2020)年度から、新しい「理学療法士作業療法士養成施設指定規則」（一部改正）が施行されたため、これに則り学修効率が高く高度な知識を網羅する教育課程を編成した。今後、新しい教育課程について、その教育効果を検証して

いく必要がある。

教務委員会は授業科目や授業内容、教育方法について継続的に見直しを図っている。また、学生への「学生による授業改善のための実態調査」をFD委員会、「学生生活満足度調査」を自己点検委員会で実施し、その結果をそれぞれの委員会で分析・検討し、対応策をまとめて、順次改善に移している。この種の見直しと改善は、継続して行っていく。

なお、令和2年の遠隔授業については、授業開始1ヶ月後に情報委員会と教務委員会が合同で学生にアンケート調査を行うことで、その問題点や授業内容や方法に対する意見を収集し、改善に活用している。

遠隔授業の実施については、学内で自主的な学習会がもたれ、遠隔授業における授業方法の工夫なども紹介され共有されたところである。より組織的に、FD研修会において授業改善の工夫を紹介し合い、情報交換を行うことで、引き続きより有効な授業方法等の改善・普及を図っていく。

「非常勤講師との懇談会」については、年度当初に、学科ごとに教育方針や期待する授業方法を伝えるよう計画していたところであったが、コロナ感染防止対策による年度当初の休業のため開催が困難となった。ただ、上記の遠隔授業の進め方の講習会や個別の支援の場をそのような懇談の機会とすることができた。

(【資料 3-2-1】 発達教育学部・保健医療学部 カリキュラム・ポリシー)

(【資料 3-2-2】 シラバス作成依頼及び作成要領とシラバス例)

(【資料 3-2-3】 発達教育学部及び保健医療学部科目ナンバリング及び教育体系)

(【資料 3-2-4】 令和2年度発達教育学部発達支援教育学科教育課程)

(【資料 3-2-5】 令和2年度保健医療学部理学療法学科教育課程)

(【資料 3-2-6】 令和2年度保健医療学部リハビリテーション学科教育課程)

(【資料 3-2-7】 英語、国語プレースメントテストの受け方について (学生向け案内))

(【資料 3-2-8】 令和元年度 FD 研修会実施状況)

(【資料 3-2-9】 令和元年度第3学年評価学臨床実習前 OSCE 手引き)

(【資料 3-2-10】 令和元年度第4学年臨床実習後 OSCE 手引き)

(【資料 3-2-11】 『履修要項』 p4 「5. 単位制について (2) - (b) 授業時間と学修時間」)

(【資料 3-2-12】 令和元年度学生生活満足度調査実施概要及び集計結果)

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

令和元(2019)年度に学修成果の明示化を図るため、ディプロマ・ポリシーを修正整理し、それを踏まえてアセスメント・ポリシーを策定した。

アセスメント・ポリシーは、従来の学修成果指標に学習過程の客観的評価を加え、全体を以下のように整理した。1. 学修者評価（「資質能力自己評価票」に基づいて学生自身が毎年度学修の自己評価）、2. 卒業時評価（「卒業研究評価ルーブリック」に基づいて教員が行う）、3. 学修過程評価（アセスメントツール(客観的評価ツールとして GPS-Academic)を用いて、1年時、3年時に行う）、4. 各科目の成績評価（修得単位数及び GPA 値に基づく）。令和2年より、このアセスメント・ポリシーに従い、学修成果を把握し、学生の学修支援を行っていく。なお、アセスメント・ポリシーは令和2(2020)年度より『履修要項』及びHPで明示している。

また学修基礎技能とその評価として、授業で育てるレポート、プレゼンなどのスキルなどについては、令和2(2020)年度から各スキル評価ルーブリックを用いて評価していく。

アセスメント・ポリシー以外でも、これまで以下のような項目について調査等を実施し、学修成果を点検評価している。

《学生の学修状況》

学生の学修状況については、単位取得状況、学生自身が記入する「資質・能力自己評価票」、また学修時間調査により確認している。

学修時間調査については両学部全員に対し、平成24(2012)年12月以来毎年実施してきた。内容は、1日の授業コマ数、授業の「予習・復習」にあてる時間、卒業研究にあてる時間、自分のための学修時間の調査であり、学生の学修状況を時間の観点から点検している。

《資格取得状況》

発達教育学部においては、小学校教諭一種免許、特別支援学校教諭一種免許、幼稚園学校教諭一種免許、保育士資格が取得可能である。卒業年次に、学生からの申請を受けて取得者を確認している。これらの資格取得人数および教員採用試験合格人数という観点から学修成果を点検評価している。

保健医療学部では、理学療法士国家試験合格率を一つの学修成果の評価としている。

《就職状況及び企業の評価》

学生の就職状況に関しては、キャリア支援委員会ならびにキャリア支援課が把握している。就職率はもとより専門職への就職率、正規職への就職率を学修成果の評価としている。就職先へのアンケート調査も行っており、卒業生に対する企業の評価をもって学生の成長度の指標としている。

《学生の意識調査》

FD委員会が実施している「学生による授業改善のための実態調査」では、科目ごとの学生の学修に対する個人の意識をみることができる。内容的には、主体的学修、自身の成長度を測る項目があり、授業改善だけでなく学生の意識改善にも役立っている。

大学自己点検評価委員会が、毎年1月に2年生と4年生に実施している「学生生活満足度調査」では、「自己の人間的な成長」を問う項目があり、この評価が学生自身の学修状況に対する総合評価となっている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

令和元(2019)年度は、FD研修会において「授業でのICT活用」(7月24日)、「アセスメント・ポリシーによる学修成果の可視化の方向性」(12月18日)を実施し、また関連する問題点についての対応策について討議した。全学として「可視化」に対する取り組みを継続することを確認した。このように、本学では学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

アセスメント・ポリシーの1. 学修者評価については、すでに、発達教育学部においては学生全員に自己の学修状況を「授業科目履修状況確認票」および各専攻の「資質・能力自己評価票」を学期の中間や期末に記入させ、クラス担任教員または専門ゼミナール担当教員が点検のうえ、個別指導を行っている。学生個々に丁寧な対応が可能となり、成績評価のフィードバック等の場面で効果的に機能している。保健医療学部においても同様な「資質能力自己評価票」を作成しており、令和2(2020)年度より実施する予定である。2. 卒業時評価については、令和元(2019)年度より実施し、学生全員に公正な評価を与えることができた。3. 学修過程評価(アセスメントツール(客観的評価ツールとしてGPS-Academic)については、当初4月に実施する予定だったが、緊急事態宣言を受け、急遽自宅等でも受験可能とした。4. 各科目の成績評価については、これまでの評価に加え全学的に「レポート評価ルーブリック」「プレゼンテーション評価ルーブリック」を導入する予定である。このように令和2年には、アセスメント・ポリシーを確立させ、学修成果を把握し、学生の学修支援を行っていく。

《学生の学修状況》

令和元(2019)年度の学修時間調査においては、1日の平均授業コマ数は、両学部とも前年度とほぼ同じであった(発達教育学部2.9コマ、保健医療学部3.6コマ)。授業外の学修時間については、授業担当教員及びクラス担任等が指導し、1日の「予習・復習」にあてる時間は、両学部とも前年度に比べて増えた(発達教育学部0.8時間から1.1時間、

保健医療学部 1.4 時間から 2.0 時間)。これらの調査結果は、教授会で報告され、全教員が学生の学修時間を把握し、更なる改善に役立てている。

また、授業担当教員は学生の受講状況を担任教員やゼミナール担当教員に伝達し、教員が個別学生の受講や勉学に関する相談に応じ、場合によって、授業担当教員と受講について意見調整を行っている。両学部のそれぞれの教員会議においても、毎回、学生に関する情報交換の時間を設け、全教員が情報を共有し、細やかな指導ができるようにしている。

発達教育学部においては「授業科目履修状況確認票」および各専攻の「資質・能力自己評価票」の活用により、学生個々に丁寧な対応が可能となり、成績評価のフィードバック等の場面で効果的に機能している。3, 4 年次のゼミナール担当教員者からの学生個々への指導はさらに丁寧に行われ、資格取得や卒業に向けて学生個々に応じた対応の場として有効に活用されている。

保健医療学部の学生については、学生数が少ないこともあって、個々の学生の学修状況は、クラス担任教員が、常時把握しており、必要に応じて指導するとともに、理学療法士国家試験過去問題や模擬試験問題への正答率など、具体的な数値として教育目的の達成状況を把握している。保健医療学部の授業では、「小テスト」や「復習テスト」を取り入れている科目が多い。簡単なテストであるが、継続的に行うことで自学自修の習慣が付き、学生も教員も教育目的の達成度を点検することができるようになっている。

《資格取得状況》

<発達教育学部>

発達教育学部の教員免許状及び保育士資格の取得者とその就職状況は、下表に示すとおりである。

令和元(2019)年度卒業生における教員免許状・保育士資格の取得者とその就職状況

資格の種類	人数(延べ人数)	就職者数	備考
小学校教諭一種免許状	39 人	8 人	臨時任用者を含む
特別支援学校教諭一種免許状 (知・肢・病)	37 人	20 人	臨時任用者を含む
幼稚園教諭一種免許状	64 人	4 人	
保育士資格	74 人	69 人	児童福祉施設等及び障害者施設等を含む。

上記の「令和元(2019)年度卒業生における教員免許状・保育士資格の取得者とその就職状況」に示すように、教員免許状及び保育士資格の取得者に対する就職者数の割合は、小学校教諭 20.5%、特別支援学校教諭 54.1%、幼稚園教諭 6.3%、保育士 93.2%となっている。

小学校教諭免許状の取得者数には、特別支援教諭免許状の基礎資格として取得する者も含まれている。また、保育士資格取得者のうちの保育職への就職率が極めて高く、幼稚園教諭免許状取得者のうちの幼稚園への就職者の割合は低い状況にある。

そのため、幼児・保育課程においては、幼稚園教育の意義と役割について学生への理解を促すとともに、幼稚園からの募集情報を積極的に学生に提供するように努めている。

<保健医療学部>

保健医療学部の令和元(2019)年度における理学療法学士国家試験合格人数は、受験者20人中19人で95%の合格率であった。ここ数年間の合格率は、全国平均とほぼ同じであり、今後合格率100%を目指し、支援していく。

《就職状況及び企業の評価》

両学部とも90%以上の就職率を保ち、専門職率は、発達教育学部が84.9%、保健医療学部は100%を維持している。両学部の学生とともに、入学当初からの夢を叶え専門職として現場で活躍している結果となった。正規職員率は発達教育学部が78.2%、保健医療学部は100%である。発達教育学部の非正規職員率が高いが、これは教員採用試験の現役合格率に影響するものであるため、令和2(2020)年度より、「教職・公務員支援センター」を設置し、教員採用試験の現役合格率および公務員採用試験合格率の上昇を目指すこととした。

卒業生には大学時代の学修成果を活かしているか、大学のキャリア教育についてのアンケートを実施している。令和元(2019)年度は、発達教育学部では例年どおり郵送により実施したが、保健医療学部ではGoogle formによるwebアンケート形式で実施し、キャリア支援委員会で結果を分析し教職員にフィードバックしており、学修成果の把握の一助としている。なお、結果はHPに公表している。

就職先からの評価について、各企業にアンケートを送付しFAXで回答を求めた。企業は両学部共、本学卒業生の真面目で実直に仕事と向き合う姿や、コミュニケーションの高さを評価しており、植草学園の卒業生に対する期待の大きさがうかがえる。真面目で素直な人間性を評価している企業が多い。

《学生の意識調査》

FD委員会が実施している令和元(2019)年度の「学生による授業改善のための実態調査」は、次のようになっている。

設問（一部抜粋）	平均
Ⅲ（1）この授業を通して自分で主体的に学修を行うことが増えた。	4.0
Ⅲ（2）この授業を受講することによって、自分にとってどのような効果があったと思うか。	
a)新しい知識・技能が増えた。	4.3
b)今までと違う見方ができるようになった。	4.1
以下はアクティブ・ラーニング科目のみ回答。	
c)問題解決能力が高まった。	4.0
d) コミュニケーション力が高まった。	4.1
e) チームワークをとる力が高まった。	4.1
f) プレゼンテーション力が高まった。	4.0

※上記総計平均には、保健医療学部後期分は、Webアンケート試行実施時に設問方法が

一部変更となったため含まない。

表のⅢのような、自身の能力を測る設問については、回答平均が5段階中4.0以上となっており、科目履修による個々の知識の蓄積や能力の伸びへの実感が概ね高いことがみられた。

大学自己点検評価委員会が、毎年1月に2年生と4年生に実施している「学生生活満足度調査」（令和元(2019)年度実績）では、質問「自己の人間的な成長」の回答結果で、「思う」「やや思う」を選択する学生が大多数であった。発達教育学部及び保健医療学部2年生の平均はともに「3.6」、4年生の平均は両学部とも「4.0」となっており、高学年につれて成長を実感していることが認められた。

これらの結果は、教授会および非常勤講師との懇談会において、専任教員および非常勤講師にも周知されている。すべての項目において、さらなる高評価を得ることを目指すこととしている。

このように、本学では学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学生の学修成果を可視化するために、令和元(2019)年にアセスメント・ポリシーを策定し、令和2(2020)年度より、実施することとした。この適切な実施と評価を行っていくことが大きな課題である。

発達教育学部では、それぞれが専攻する教員免許、保育士等の資格の取得に必要な学修が修得されているか、「授業科目履修状況確認票」および各専攻の「資質・能力自己評価票」によって、学修成果を教員が確認し指導に活かすのみならず、学生の自己理解を促しより適切な進路選択につながるよう支援する。また、発達教育学部を中心に、教員採用、公務員幼稚園教諭・保育士への就職を支援するため、令和2(2020)年度より、教職・公務員支援センターを設置し、支援の強化を図った。

保健医療学部では、学修から国家試験合格、就職までの評価・フィードバックをさらに充実させていく。学修では「小テスト」「復習テスト」等の形成的評価を取り入れる授業を拡充させ、国家試験対策では不合格となった学生への指導の反省点を次年度の内容改善につなげ、就職活動では病院・施設の最新情報を共有して、学生が不安なく進められるようにしていく。

（【資料 3-3-1】学修時間に関するアンケート調査結果）

（【資料 3-3-2】発達教育学部・保健医療学部のアセスメント・ポリシー）

（【資料 3-3-3】「卒業研究評価ルーブリック」「レポート評価ルーブリック」「プレゼンテーション評価ルーブリック」）

（【資料 3-3-4】卒業生アンケート結果（発達・保健））

（【資料 3-3-5】就職先アンケート結果（発達・保健））

（【資料 3-3-6】令和元年度学生による授業改善のための実態調査実施概要及び集計結果）

（【資料 3-3-7】令和元年度学生生活満足度調査実施概要及び集計結果）

[基準3の自己評価]

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーが策定されており、それをもとに単位取得認定、進級認定、卒業認定基準を定め基準に厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーも教育目的を踏まえ策定されており、ディプロマ・ポリシーと整合性をとっている。

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは教員ならびに学生に周知している。教育課程は体系的に構成され、アクティブ・ラーニングを取り入れた教授法への工夫やICT教育実現のためのFD活動が展開されている。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価の方法は確立されており、その結果のフィードバックを適切に実施し、毎年学生の実態を踏まえた改善を計画的に進めている。

以上のことから、本学の理念に基づいた教育課程が設定され、適切に履行されており、総合的に見て、基準3を満たしていると判断できる。

基準4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定は学長が行う。学長は、学則に基づき、大学運営協議会と両学部の教授会の意見を勘案し、意思を決定する。大学運営協議会は、学園長、学長、副学長、学部長、学科主任、学園事務局長、大学事務局長によって組織し、両学部(発達教育学部、保健医療学部)に関わる教育研究上の重要事項を協議する。学部の教授会は、学長が招集し、専任の教授、准教授、講師、助教等の教員で組織し、学園事務局長、大学事務局長、各課長・室長も陪席する。学長が入学、卒業、学位授与、その他教育研究等教学に関する重要事項について定め周知しており、その決定を行うにあたり、教授会は教育研究に関する専門的な観点から審議の上意見を述べる。また復学、転入学、退学、除籍、転学、留学、休学、その他学長が諮問した事項について学長の求めに応じ意見を述べる。

大学の運営にあたり、委員会を置いている。学長のもとに置く委員会として、人事委員会、将来構想検討委員会、教学改革推進センター運営委員会、入試問題出題採点委員会がある。人事委員会は、学長を委員長とし、副学長、学部長、学科主任、学園事務局長で組織し、教員の採用、昇任等を集中的に審議し、その審議結果を理事長・理事会へ上申するとともに、教授会へ報告することとしている。なお、人事の決定・発令は理事長権限である。将来構想検討委員会は、学長、副学長、学部長、学科主任、図書館長、

学園事務局長，大学事務局長で構成され，学部・学科，附属施設の設置，改変に関する事項を審議する。

教学改革推進センター運営委員会は，教学改革担当副学長を委員長とし，学長，副学長，学部長，学科主任，教務委員長，大学事務局長，学務課長で構成し，教学に関する改革・推進の企画実践，またその基盤となる教学に関する情報収集，分析を行う。

教授会の下には各種委員会を設置し，教授会の審議を適切に行うため，事前に委員会において事案の検討と調整を行っている。委員会は，両学部の委員から構成し，大学の組織としているが，学部に係る事案については，学部の委員会を構成し協議している。各委員会の審議結果が教授会等の意思決定をしっかりと支えている。

このように，本学の使命・目的の達成のため，学長を中心とする教学マネジメント体制を構築し，大学の意思決定を適切に行っている。また，教授会などの組織上の位置付け及び役割は明確で，その役割に応じて適切に機能している。また学長が教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項は，教授会規程に定めている。

《教学運営組織の概要》

・管理組織		
理事長	理事会（理事）	
	常任理事会	
	監事	
	評議員会（評議員）	
	将来構想等検討会議	
	危機管理委員会	
学長－副学長	発達教育学部長－発達支援教育学科主任－	小学校教育課程主任 特別支援教育課程主任 幼児・保育課程主任 教養教育課程主任
	保健医療学部長－リハビリテーション学科主任－	理学療法学専攻主任 作業療法学専攻主任
・学生指導体制		
発達教育学部	クラス担任教員（第1学年～第2学年，3クラス各2人）	
保健医療学部	クラス担任教員（第1学年～第4学年，1クラス各2人）	
・学長を長とする委員会等		
(委員会等の名称)	(主な職務)	(担当事務局)
運営協議会	全般にわたる方針の協議	総務課
大学人事委員会	採用及び昇任人事	法人本部課
大学将来構想検討委員会	将来構想	企画課
入試問題出題採点委員	出題，採点	
・副学長を長とする委員会		
(委員会等の名称)	(主な職務)	(担当事務局)
教学改革推進センター運営委員会	教学改革， IR (Institutional Research)	企画課
自己点検評価委員会	自己点検評価	企画課

FD 委員会	授業改善	企画課
・全学委員会		
(委員会等の名称)	(主な職務)	(担当事務局)
教務委員会	教育課程, 単位認定, 転学, 退学等	学務課
学生委員会	学生の課外活動, 厚生, 奨学金等	学務課
ハラスメント防止委員会	ハラスメント防止	総務課
入試委員会	入学試験全般	入試・広報課
研究委員会	研究活動, 研究紀要	総務課
研究倫理委員会	研究倫理審査	総務課
国際交流委員会	国際交流	学務課
遺伝子組換え実験安全委員会	安全確保	総務課
動物実験委員会	安全確保, 安全管理	総務課
同窓会協力委員会	運営協力, 活動支援等	キャリア支援課
・教授会		
発達教育学部教授会－教員会議 (学科会議)－課程会議		
保健医療学部教授会－教員会議 (学科会議)		
・学部 zu 置く委員会		
* 教務委員会は全学の委員会の他に, 学部ごとにもそれぞれ置いている。		
	(委員会等の名称)	(担当事務局)
発達教育学部	発達教育学部教務委員会	学務課
保健医療学部	保健医療学部教務委員会	学務課
* 学外実習及びキャリア支援関係の委員会は, 次のようにそれぞれの学部 zu 置いている。		
	(委員会等の名称)	(担当事務局)
発達教育学部	合同実習委員会	実習支援室
	キャリア支援委員会	キャリア支援課
保健医療学部	実習委員会	実習支援室
	実習運営委員会	実習支援室
	キャリア支援委員会	キャリア支援課
・大学と短期大学が共同で置く委員会等		
(委員会等の名称)	(主な職務)	(担当事務局)
大学・短期大学運営会議	運営に係る重要事項の連絡調整	総務課
ちば産学官連携プラットフォーム運営委員会	運営に係る連絡調整等	総務課
図書館運営委員会	運営方針, 購入図書 of 選定等	学術情報室
入試広報戦略委員会	学生募集, 広報, 入学試験	入試・広報課
就職・公務員支援センター運営委員会	教員・保育士及び公務員就職支援等	キャリア支援課
特別支援教育研究センター運営委員会	教員研修, 情報発信等	総務課
健康管理委員会	学生の健康管理, 感染症の予防・対策等	学務課
教育職員免許状更新講習運営委員会	企画立案, 実施, 修了認定	学務課
教育職員免許法認定講習運営委員会	企画立案, 実施, 修了認定	企画課

子育て支援・教育実践センター運営委員会	事業計画, 評価及び運営等	学務課
地域連携推進委員会	運営に係る連絡調整等	地域連携推進室
後援会協力委員会	運営協力, 活動支援等	総務課
地震対応室	地震等緊急時の対応	総務課
環境委員会	環境保護・改善	法人財務課
情報委員会	情報環境	学術情報室
公開講座委員会	公開講座	学務課
障害等のある学生支援会議	障害のある学生の支援	学務課
└ 専門委員会	障害のある学生の支援	

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長は、常任理事会の構成員であるとともに、学園の理事、評議員である。常任理事会での協議を経て、理事会、評議員会で学園の運営方針を決定しており、学長は、学園全体の運営状況を理解の上、大学運営に関わることができている。

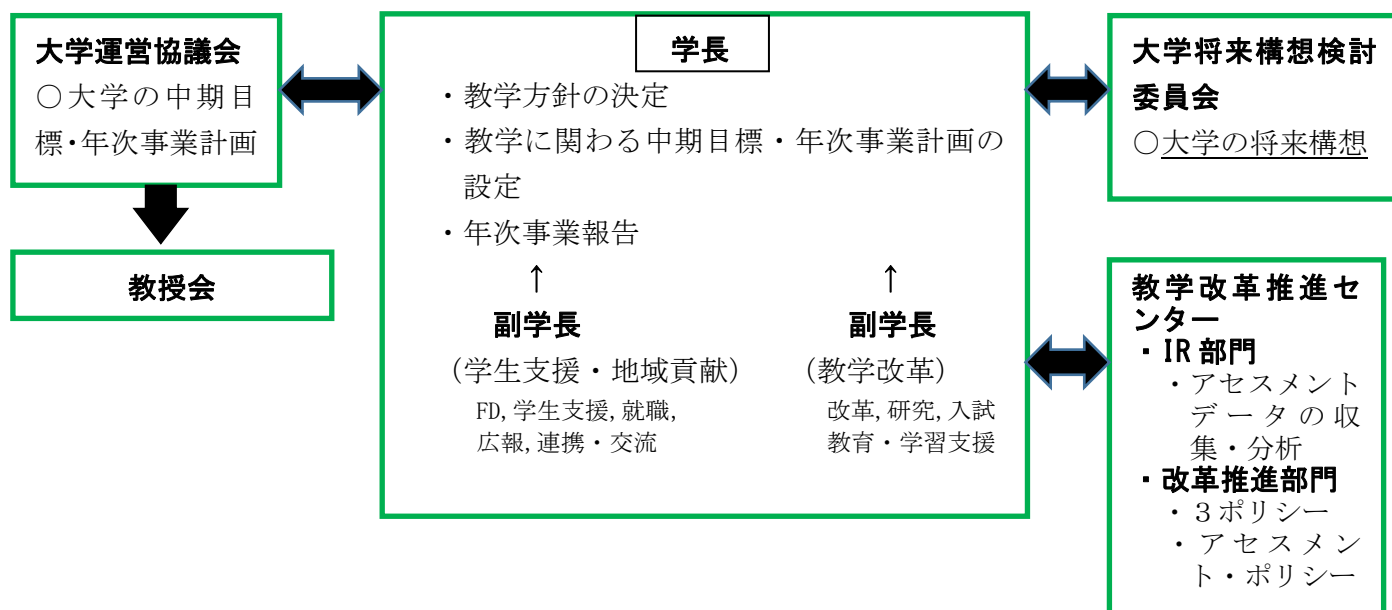
また、学長は、大学運営上重要な大学運営協議会の議長を務め、学長の下に置く人事委員会、将来構想検討委員会についても委員長を務め、そのリーダーシップを発揮しやすい組織体制としている。また、学長の業務執行を補佐するため、副学長を2人置いている。副学長は、それぞれ教学改革担当（改革, 研究, 入試, 教育・学修支援）と学生支援・地域貢献担当（FD(Faculty Development)), 学生支援, 就職, 広報, 連携・交流）である。全学的な委員会として、自己点検評価委員会、FD委員会、入試広報戦略委員会等を置いている。これら委員会には各学部長、学科長等のほか、学園事務局長、大学事務局長、関係課・室長も構成員となっている。自己点検評価委員会は委員長を副学長（教学改革担当）、FD委員会は委員長を副学長（FD担当）、入試広報戦略委員会は委員長を入試・広報委員長が務めることとしている。

なお、学長と理事長は、定期的開催する理事長・学長会議において意見交換を行っており、学長は理事長の意思を踏まえながら、大学の主体性の確立を図り、バランスのとれた運営を行っている。

令和元(2019)年度においては、学長は中期計画の年次目標の設定、教職再課程認定後の事後対応、アセスメント・ポリシーの策定、教職・公務員支援センターの設立、障害のある学生支援ガイドラインの策定、さらに新型コロナウイルスへの教学対応などを指導し、強いリーダーシップを発揮している。

このように、学長は大学の意思決定の権限と責任を担うとともに、そのリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長、学部長、学園及び大学の事務局長が整備されている。副学長の位置付け及び役割は明確で、適切に機能している。

学長のリーダーシップを支える仕組み



4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員の配置と役割については、「学校法人植草学園組織規程」により、事務組織に課及び室を置き、職制・職位においては、学園事務局長、大学事務局長、事務局次長、弁天・美浜事務部長、課長及び室長等を置き、その職務内容を定めている。また、それぞれの部署の所管業務と責任を定めている。

更に、各事務組織の職員は、職制による上司の指示に従い、それぞれの事務を処理している。また、事務分掌により、各部署の業務の役割を明確にし、「誰が何を担当しているのか」が分かり易いように、窓口に表示している。

学園全体の人員配置は「学校法人植草学園組織規程」及び「植草学園人事基本方針」に基づき、職員の適切な配置と効率的な業務の執行に努めている。

業務執行は、学園の重要事項を審議する常任理事会及び学園の最高意思決定機関である理事会の審議・決定事項が、教授会や事務局の管理職員で構成する課長会議において、学園事務局長から周知され、学園の現状と目指す方向の共通認識のもとに業務を執行している。

また、管理職員は、大学の運営及び教育・研究等に関する重要事項を協議する大学運営協議会、教育・研究及び教学関係等を審議する教授会に陪席しており、常に教学組織と連携しながら適切に業務を執行している。

さらに管理職員は、関連する各種委員会の構成員として、委員会における検討段階から教学組織と協働し適切に業務を執行している。

教学に関する事項についても、課・室におけるミーティングにおいて周知するとともに、意見交換及び情報の共有に努め、さらに、課・室員の意見を吸い上げて、課長会議等において報告・意見交換を行うなど、現状の確認と共通の認識に基づく業務の管理体制を構築している。

このように、教学マネジメントの遂行に必要な職員は適切に配置され、その役割は明確である。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

学長の意思決定に必要な不可欠な大学運営協議会、教授会を支える組織としての委員会の強化が重要である。高等教育を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、教育改革を積極的に推進するため、先進校の視察や講師招聘等を通して、教職員個々のスキルアップと共に、常に効率的な意見交換のできる委員会が求められる。委員会には教職協同を促すため、事務局から課長・室長が構成員として加わるようにしてきている。例えば、令和2(2020)年度に発足した「教職・公務員支援センター」運営委員会の副委員長はキャリア支援課長が務めている。審議に有効な関わりができる課長・室長の能力向上が求められる。今後はさらに一般職員の参加も検討していき、教職協働のもとでの委員会運営を進めていきたい。委員会の機能強化を図るには学長のリーダーシップが不可欠であり、学長を支える副学長、事務局長との連携体制を引き続き緊密にとっていく。また、職員のSD(Staff Development)研修の充実に加え、FD研修会への参加を通じて、教員との意見交換の機会を積極的に設け、教職協働の一層の推進に努める。

（【資料4-1-1】植草学園大学教員選考規程）

（【資料4-1-2】植草学園大学運営協議会規程）

（【資料4-1-3】植草学園大学教授会規程）

（【資料4-1-4】植草学園大学教授会規程細則）

（【資料4-1-5】学校法人植草学園組織規程）

（【資料4-1-6】植草学園中期人事基本方針2018）

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

両学部とも、資格・免許授与の法令基準において教員の最低必要人員数が指定されている。本学においては、教育の質を確保する観点から、定員基準に適合する教員数を配置している。教員の採用はさらに「植草学園中期人事基本方針2018」に基づき、設置基準に定める人数を原則として、学生数に応じた適正な配置に従い行うこととしている。教員の採用・昇任は、学部長の発議により学長が人事委員会の議を経て決定する。人事委員会は、採用・昇任人事について、「植草学園大学教員選考規程」及び「植草学園大学教員資格審査内規」に基づき行っている。令和元(2019)年度中に異動の判明した教員については、採用人事を行い欠員が生じないようにした。また、専任教員の業績を勘案し

植草学園大学

て昇任人事を行った。これらの措置により、教育目的の推進及び教育課程の維持に支障が生じないようにするとともに、教育の質の向上を図っている。

このように、本学では大学に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。また教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、適切に運用している。

設置基準及び指定基準にみる教員組織と教員数

植草学園大学

令和2年5月1日現在

大学・学部	学 科	学長	教員数	左 の 内 訳				助手	備 考
				教授	准教授	講師	助教		
植草学園大学		*1							
発達教育学部	発達支援教育学科		26	12	8	3	3	0	※教職課程上 必要専任教員 数は別紙参照
	指定規則上必要教 (保育士)			8					
設置基準数(別表第一)			10	5	5				
保健医療学部	リハビリテー ション学科理学療 法学専攻		(9) 11	(2) 5	(1) 1	(2) 2	(3) 3	(1) 1	
	指定規則上必要教			6					
	作業療法学専攻		(6) 7	(3) 3	(1) 2	(1) 1	(1) 1	(0) 0	
	指定規則上必要教			6					
計			18	8	10				
設置基準数(別表第一)			14	7	7				
大学全体	設置基準数 (別表第二)		13	7	6				
計	教員数		44	20	11	6	7	1	
	設置基準数		37	19	18				

備考 1 *学長1は、教員数(教授)に含めない。

2 ()内は、PT または OT の資格所持教員数を示す。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

副学長(FD 担当)を委員長とする FD 委員会が FD 研修(原則全員参加)を企画・運営している。FD 委員会は、各研修後にアンケート等で必ずその成果を確認するとともに、次回以降の研修の運営、企画・立案に生かしている。

令和元(2019)年度は、教育内容・方法等の改善に関する 3 回の研修を重ねた。第 1 回(7 月 24 日)では、FD 研修の本来の課題であり、昨年度からの継続課題となっている「授業での ICT(情報通信技術)活用」をテーマに、両学部教員による実践・研究報

告を実施した。第2回(9月25日)では、「数理・データサイエンスの教育と活用から考える教育・学修の改善」をテーマに、千葉大学准教授の岡田聡志氏による講演を実施し、今日的課題についての全学的取り組みの意義と理解を深めた。第3回(12月18日)は、「アセスメント・ポリシーによる学修成果の可視化の方向性」と題し、本学中澤潤学長より、令和元(2019)年度に改定した3つのポリシー及びアセスメント・ポリシーの策定とその運用について、共通理解のための研修を実施し、教育の質保証と学修成果の評価基準の見える化の重要性等についての認識を共有した。研修をとおして、教育の質保証と学修成果の評価基準の見える化の重要性等についての認識を共有した。

なお、新型コロナウイルスの流行に伴い、令和2(2020)年度の授業を5月11日から開始し、遠隔授業として行うこととした。教員に対しては、情報委員会が中心となり、遠隔授業のための援助ソフトの設定・利用法や、遠隔授業の持ち方など、多くの研修を展開した。

教員評価については、平成25(2013)年に「植草学園大学教員活動評価実施要項」を策定し、平成25(2013)年、平成26(2014)年度に試行的に実施した。しかしながら評価情報が多量で、入力ならびに評価手続きが極めて煩雑であったため、中断に至った。平成30(2018)年度に設定した大学の中期目標では「教育研究業績を評価し、処遇へ反映させることを通じて、教育研究の高度化を促進する。」と定めており、その具体化を令和2(2020)年度に進める。業績等の評価は、賞与等の処遇に反映させることとしている。

このように、本学では、状況に応じて必要とされるFDによる教員研修等を組織的に実施するとともに、アンケート結果をもとにその見直しを行っている。

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

教員の採用・昇任については、次年度の状況を的確に捉えつつ適切に補充を行なっている。今後も教員の異動に伴い適切に確保、配置を行なっていく。

FDについては、昨年度に続き、令和元(2019)年度は、「学修成果と質保証」に関わる研修を重ねた。研修を生かし、教員が認識を共有する中で更により良い学修支援・アセスメント・改善を図っていく。また令和元(2019)年度には教職員合同のFD・SD研修も持たれた。教員と職員が共同の課題を認識し、解決に向かう場として今後もこのような機会を持っていきたい。

教員評価については何より、明確で簡潔かつ公正な評価方法の確立を目指す。

(【資料4-2-1】教職課程上必要専任教員数と現況)

(【資料4-2-2】植草学園中期人事基本方針2018)

(【資料4-2-3】植草学園大学教員選考規程)

(【資料4-2-4】植草学園大学教員資格審査内規)

(【資料4-2-5】植草学園大学・植草学園短期大学ファカルティ・ディベロップメントに関する規程)

(【資料4-2-6】令和元年度第1回大学FD委員会議事要旨(2019.4.24))

(【資料4-2-7】令和元年度FD研修会実施状況)

(【資料4-2-8】植草学園大学教員活動評価実施要項)

(【資料4-2-9】平成25年度教員活動評価報告書(記入例))

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「学校法人植草学園就業規程」第 42 条第 1 項において、「職員は、職務に関する必要な知識及び能力向上させるための研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない」と定めている。職員研修に係る詳細については、「学校法人植草学園職員研修規程」に定めるところであるが、同規程第 3 条第 1 項「理事長は、職員に対する研修の必要性を把握し、その結果に基づいて研修の計画を立て、実施に努めねばならない。」第 8 条「研修の実施は、職員研修運営会議を設けて行う。」となっており、職員研修は、理事長の責務のもと、職員研修運営会議において協議され企画・運営が行われている。職員研修運営会議は、「学校法人植草学園中期計画(2018-2023)」に記した「経営力の強化、人材育成」に基づき、毎年研修計画を作成して実施しており、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みを行っている。

職員研修運営会議は、年間 3 回開催され、年間の研修内容、研修計画を定めている。研修は、職員全員参加による SD 研修を年に 2 回実施すると共に、管理職員は人事考課研修等の管理職研修を適宜実施している。私学共済事業団、私大協会、私学経営研究会などが実施する外部研修会へは、職員を積極的に参加させ、厳しい環境の中、法人の発展に寄与できる職員の資質・向上を図っている。また、30 歳代職員が中心となって実施している FM（フレッシュマン）研修への支援や職員の自主研修に係る補助制度があり、若い職員の意欲的な研修を促すと共にその支援を行っている。令和元(2019)年度の SD 研修会では、若手職員が外部の講習会（千葉大アカデミックリンク）で共に学ぶ他大学の職員を招いて「外部から見た植草学園」のプレゼンをしてもらった。そのことからグループ討議に入り、自分の学園の強みや弱みを見直す機会となり、研修への満足度も高かった。なお、平成 30(2018)年度からは、SD 研修への教員の参加、FD 研修には一般職員ができるようになり、教職協働体制の推進を図っている。

人事評価制度については、人材育成を主目的としてコンサルタント会社（千葉銀総研）のアドバイスを受けながら、その導入を進めている。目標管理制度取り入れ、年度当初に示された各部門の目標を受け、職員は各自の目標を設定し、9 月と 2 月に所属長と面談を行い評価が行われている。また、自己申告書の提出を毎年度義務づけ、職員の適性や職務状況に配慮した人事に心がけている。

以上のことから、総合的に判断して 4-3 職員の研修について基準を満たしていると判断できる。

植草学園大学

過去5年間の職員研修会 (SD)

年 度	実施日	主な内容	形式
平成 27 年度	8 月 21 日	「人事考課の必要性」 講師 内海 浩司 氏 (ちばぎん総合研究所)	講演
	12 月 25 日	外部研修参加者による発表と討議	発表とグループ討議
平成 28 年度	8 月 19 日	「障害のある人も、ない人も、共に生きる社会へ 障害者差別解消法」 講師 野沢 和弘 氏 (植草学園大学客員教授)	講演
	12 月 26 日	FM 研修参加者の発表と討議	発表とグループ討議
平成 29 年度	8 月 21 日	「働きやすい職場づくりのコミュニケーションについて」 講師 阿子島 茂美 氏 (カウンセラー)	講演
	12 月 26 日	「インクルーシブの実践について」、外部研修に参加して	発表とグループ討議
平成 30 年度	8 月 21 日	「知と汗と涙の近大流コミュニケーション戦略」 講師 高橋 智子氏 (近畿大学総務部広報室課長代理)	講演
	12 月 26 日	「アカデミックハラスメントの防止について」 講師 鈴木 庸夫 氏 (弁護士)	講演とグループ討議
令和元年度	8 月 28 日	「共愛学園前橋国際大学の概要・現状・取組 ～地学・教職・学職一体の大学改革～」 講師 古田 健氏 (学校法人共愛学園 理事・事務局長)	講演とグループ討議
	12 月 26 日	「志願者増に向けて自校 (園) 理解を深める」	発表とグループ討議

令和元年度下半期～令和2年度上半期 研修計画

実施時期	内 容	対象者
令和元年 12 月	人事考課 考課者訓練	課室長以上
令和元年 12 月	職員研修会 (SD) ・グループ討議	全職員
令和2年 4 月	新年度の集い ・理事長から学園の状況, 今後の計画等 ・就業規則, セキュリティ上の注意事項等の確認	全職員
令和2年 8 月	職員研修会 (SD) ・専門家による講演 ・グループ討議	全職員
令和2年度通して	外部研修 私立大学協会, 日本短期大学協会等主催 教務, 財務, 総務系研修会参加	該当職員

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、更なる大学運営の高度化、複雑化が進む中、職員には広い見識と高い専門性を育成すると共に、法人の職員としての帰属意識を高め、法人に貢献できる人材育成研修に力を入れていく。また、FD と SD の合同研修のあり方を検討し、さらなる教職協働体制を強化していくこととする。

（【資料 4-3-1】 学校法人植草学園職員研修規程）

（【資料 4-3-2】 学校法人植草学園職員研修会実施要領（平成 27 年度－令和元年度））

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究環境の整備や研究の基本的な改革方針は、学校法人植草学園中期計画(UGPlan2018－2023)並びに各年度の事業計画に示され、それに基づく施策が実施過程にある。

大学棟の 4 階には、教授から助手まですべての専任教員に対し、十分な面積を有し空調環境が整った個室の研究室を与え、教員の研究活動に大きく配慮した整備となっている。さらに、裁量労働制において、研究活動の自由度も可能な限り担保し、各教員が研究業績を高められる環境となっている。

保健医療学部においては、評価測定室、治療室等の学生実習室に最新の研究機器を備えているため、教員自身の研究および卒業研究が可能であり、多数の研究成果を上げている。本年度の作業療法専攻の設置に際し、新たに実習研究棟として T 棟を建設し、ここにも最新の研究設備を備え、教員の研究および卒業研究活動を更に高められる環境となっている。基礎医学研究に関しては、大学創立時より動物実験ができる環境（規定および施設）を整備し、研究業績を挙げている。発達教育学部の体育系及び生物系の教員も、評価測定室や基礎医学実習室を研究に使用している。なお、動物実験および実験動物飼養については、平成 29(2017)年度に、公益社団法人日本実験動物学会に動物実験に関する外部検証事業による検証を受け、規程、体制整備状況、実施状況等について適正に管理・運用されているとの評価を得た。更に検証によるアドバイスに従い、平成 30(2018)年度からは実験動物の飼養・保管施設に温湿度計を設置し、より厳格に飼養保管状況の環境管理を記録している。

図書館は、文献検索データベース、電子ジャーナルを整備しており、教員は研究室からアクセス可能である。また本学図書館に所蔵のない文献については、他大学図書館等との相互貸借サービスにより入手している。これは、NII（国立情報学研究所）の NACSIS-CAT/ILL のシステムに登録し、オンラインで文献複写等の依頼・受付（費用は研究費による）を行なっている。CiNii（国立情報学研究所学術情報データベース）から当

館蔵書検索システム OPAC へのリンクを設定し、電子ジャーナルは、平成 24(2012)年より導入した「ProQuest Central」に加え、平成 30(2018)年度より新たに「メディカルオンライン」を契約し利用を開始し年間 4,210 件のアクセスがあった。また、平成 29(2017)年度より、文献検索データベース「医中誌 Web」への『植草学園大学研究紀要』の収録及び著者抄録の掲載も始めた。なお、本学で毎年発行している『植草学園大学研究紀要』はすべて電子化し、第 1 巻平成 21(2009)年からの論文を「植草学園大学・植草学園短期大学リポジトリ」として一般公開している。また、科学技術振興機構(JST)が構築している、J-STAGE においても全文が閲覧できる。蔵書構築については、選書基準に基づき図書館運営委員会で選定を行い、令和元(2019)年度は約 1,200 点を購入した。

研究に関連する委員会組織として、研究委員会がある。研究委員会は、『植草学園大学研究紀要』の発刊に伴う査読、編集を行っている。令和元(2019)年度は、紀要論文数 12 件を掲載している。紀要にはその年度における各教員の業績リストが掲載され、各自の研究状況の公表の場ともなっている。また、科学研究費助成事業(以下、「科研費」という。)の公募要領等説明会の開催、学内共同研究費の配分を所管している。令和元(2019)年度の科研費助成事業編申請数は 15 件、採択数は 1 件で、令和 2(2020)年度については申請数 14 件、採択数は 1 件(他に他大学からの転入者による 1 件)である。また、科研費分担者は令和元(2019)年度が 2 件、令和 2(2020)年度は 5 件である。その他の外部競争資金については公募があるごとに総務課から教職員向け学内情報配信システム(U.navi)により公表し応募を募っている。

以上のように、快適な研究環境を整備し、有効に活用している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では研究倫理にまつわる最新の知見動向を把握するよう努めており、令和元(2019)年度は一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)主催「2019 年度全国公正研究推進会議」に研究倫理委員長を派遣した。また、毎年卒業研究に先行する講義の中で「研究倫理に関する説明会(人を対象とする研究)」を開催、教職員の参加も募り、研究倫理の学内への浸透を図っている。

専任教員及び研究活動に関わる研究支援人材全員に科研費への公募申請や研究分担者になるための要件として、研究倫理教育を受講させている。平成 28(2016)年度は、一般財団法人公正研究推進協会の「CITI Japan e-learning」の受講を義務付け、平成 29(2017)年度以降は日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース(eL CoRE)」の受講を義務づけている。なお、研究費の管理及び取り扱いについては諸規程を定め、それを HP へも掲載して、教員に繰り返し周知している。

研究倫理審査の所管としては、研究倫理委員会を設置している。「植草学園大学研究倫理委員会規程」が定めるところにより、「人を直接の対象とする研究」に関する、研究倫理申請がなされた研究課題について学内委員 6 人に外部委員 1 人を加えて、その審査を行う。ヘルシンキ宣言をはじめ各種ガイドラインに則り、インフォームドコンセントやその許諾プロセス、そして研究協力者に対する自由意志や侵襲性などを吟味、審査を進めている。また、昨今改めて注意喚起されている「人権についての配慮」、「データの取り扱い」について特段の配慮を以って審査に当たっている。申請に疑義がある時は、

実験計画を始めとする申請書の見直しを求め、適正な研究が遂行されるよう運用している。

動物実験計画にかかる審査は、動物実験委員会が諮問機関となっている。「植草学園大学動物実験規程」を整備しており、動物実験委員会は規定に沿って、申請された研究課題の審査をするとともに、その実験動物が適正に飼養・保管されているかをチェックして、その状況を管理者に報告している。また、年度ごとに「動物実験に関する自己点検・評価報告書」を取りまとめ、それを管理者に報告すると同時に、大学HPに掲載して情報公開を行っている。ちなみに、「平成30(2018)年度 自己点検・評価報告書」は、令和元(2019)年6月にHPへ掲載している。

近年、動物愛護法をはじめ環境省などからのガイドラインにより、動物実験の厳格な実施と実験動物の適切な飼養・保管体制が求められていることから、これからも厳正に運用を行っていく。

以上のように、本学では研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の研究活動の支援については、各年度当初に、「教員研究費及び教員研究旅費の取扱い」を示している。令和2(2020)年度は、専任教員全員に研究活動上必要とする経費に使用できる個人研究費を年額171,000円(助手:100,000円)、研究旅費を年額130,000円(助手:100,000円)配分している。これは、教職免許法の再課程認定や理学療法士及び作業療法士法施行規則などで求められる教員の研究業績に対する保障として当然に措置するものと考えている。一方、教員は本分の研究に対し職務履行義務を負い、権利義務関係をしっかりと担保した予算措置となっている。なお、個人研究費の年額については、5月1日現在の学生数に応じて変動する。

他には、学内共同研究費として総額200万円を予算とし、学長裁量経費の研究費も同額の予算を確保し配分している。特に、学内共同研究は、その申請要件として①学部間又は複数の領域にまたがる特定の研究領域であること、②翌年度において科研費等の外部資金に必ず応募することなどが付されている。この研究費を維持し資源配分する意図は、特定領域だけではなく複数領域をまたがることによって、研究の成果にシナジー効果が発揮され、学内から新たなブレイクスルーを創出することを期待するからである。

上記に加えて、科研費に採択された場合、その採択期間において個人研究費または研究旅費に10万円を増額して配分する科研費奨励金制度がある。そして、獲得した間接経費の25%はその教員が所属する学部に研究環境充実のための予算として配分している。さらに、科研費の審査結果が「A」評価で不採択になった教員に、研究ステップアップ奨励金制度として5万円を個人研究費もしくは研究旅費に配分している。

外部の競争資金獲得については、研究委員会が毎年科学研究費の申請のための研修を開催している。また希望者には、科研費取得者経験者が申請書の事前チェックを行い申請書の執筆アドバイスをこなっている。その成果が令和2(2020)年度の新規採択につながった。

このように、教員の研究活動のための資源配分は色々な制度を設計し手厚く行っている。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究活動の環境整備，倫理面を含めた適正な運用・管理，そして研究活動への資源の配分については，これまでも可能な限り体制整備をしてきたが，その中で新たな課題も見つかっている。例えば，学内共同研究には比較的大きな資源配分を行っているが，申請内容は複数の研究領域にまたがることが多く，大きなシナジーを期待させる研究課題となっているかという疑問が残るところである。また，採択課題の成果が配分された資源に見合っていたのかという質評価の必要性も感じている。これらについては，審査の適正性と評価の見直しを行うことが必要であり，そのための体制整備を図っていく。

学校法人植草学園中期計画(UGPlan2018-2023)は教育研究の高度化と学部学科の充実を図っており，「ICT 機器を活用し，先進的・効果的な授業の開発を推進する」，「個人研究及び学内研究を推進し，研究の高度化を図る」，「学外あるいは海外の研究者との共同研究を促進し，研究の高度化を図る」，ことを重点事項としている。引き続き研究活動の環境整備，倫理面の適正運用を継続していくと同時に，中期計画を基本とした研究活動の先進性・高度化という質向上の方策が重要である。そのためには，大学は各教員の研究活動と内容を適正に評価していく。また，研究委員会をはじめとした組織は，研究活動の諸規則を学内に広く周知し，それに係る体制をより厳正に運用していくことで，教員の研究の質の部分も含めた研究活動のさらなる向上を実現する。

（【資料 4-4-1】令和元年度 研究倫理に関する説明会資料）

（【資料 4-4-2】学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程）

（【資料 4-4-3】学校法人植草学園公的研究費取扱細則）

（【資料 4-4-4】植草学園大学研究倫理委員会規程）

（【資料 4-4-5】植草学園大学研究倫理審査実施細則）

（【資料 4-4-6】研究倫理審査の手引き及び申請書記載要領）

（【資料 4-4-7】植草学園大学動物実験規程）

（【資料 4-4-8】学校法人植草学園 HP「動物実験関係」

http://www.uekusa.ac.jp/education_research/research_activities/animal_experiments_relationship

（【資料 4-4-9】令和 2 年度度教員研究費及び教員研究旅費の取扱い）

（【資料 4-4-10】植草学園大学共同研究規程）

（【資料 4-4-11】研究費の有効的配分について 28.6.20 理事長・学長会議）

（【資料 4-4-12】令和 2 年度共同研究実施配分額一覧）

【基準 4 の自己評価】

教学マネジメントについては，学長のリーダーシップのもと教授会，各委員会が機能している。また，教育目的及び教育課程に即した，教員採用，昇任によって教員の数と質を確保している。教員と職員が共同の課題を認識し，解決するために，今年度より FD 研修会と SD 研修会には教員および職員が参加し，教職協働へと進みつつある。

研究活動の支援は，中期計画にも示されており，研究倫理の徹底化や研究費の配分は適切に行われている。以上のことから，総合的に見て基準 4 を満たしていると判断できる。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全，人権，安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学を設置・運営する学校法人植草学園（以下「学園」という。）の，学校法人植草学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）には，その目的として「この法人は，教育基本法及び学校教育法に従い，心身の発達に応じて体系的な教育を行い，国を愛し，誠実で道徳的実践力のある有能な人材を育成することを目的とする」とあり，関係法規に従い規律ある経営を行っている。理事会，評議員会の運営については，寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき適切に行われている。監事監査は，学校法人植草学園監事監査規程に基づき，監査計画が示され，会計監査法人と内部監査担当者との連携を保ちながら実施されている。

教職員の組織倫理については，学校法人植草学園就業規則，学校法人植草学園組織規程において，建学の精神に基づく学園の職員としての役割と責務を定め，職員としての自覚を促している。

また，公共性の高い教育機関であることを踏まえ，学校法人植草学園情報公開・情報の提供規程に基づき法人の諸情報を HP 等で公表するとともに，学校法人植草学園公益通報等規程を定め，法令遵守の姿勢を保持している。このように経営の規律と誠実性の維持を図り，社会で信頼される運営に努めている。上記規程に基づき，学校教育法第 172 条の 2 及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に係る教育情報についても公表している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的の実現に向けては，6 年間の「学校法人植草学園中期計画（UGPlan2018-2023）」を作成しその履行に努めている。中期計画の作成は 3 期目となるが，経営環境が厳しくなるなかで，①教育の改革，②経営力の強化，③地域との共生を柱として構成し，大学等の中期計画が策定されている。また，今回の中期計画から実行プランが作成され各事業の達成予定年度が示された。この中期計画は，私立学校を巡る環境の変化，事業の達成状況を踏まえ 3 年後である令和 2(2020)年度末に中間見直しを行う予定である。

各年度の事業計画は中期計画踏まえたものであり，大学運営協議会で事業の検証が行われた後，理事会において今後の課題が示され翌年度の事業計画に生かされている。

以上のとおり，本学は使命・目的を実現するために継続的努力を行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学のキャンパス内には約2万㎡の雑木林（植草共生の森）を有しており、植草学園「共生の森」運営要領に基づき、自然環境の保全、地域との共生を目的として教職員、学生、地域団体が協力して森の整備を行っている。森の整備により動植物が戻り、地域に対し自然環境を学ぶ場として開放も行っている。また、キャンパスでは電気消費量を一定内に押さえるため、デマンド警報装置、トイレなどには照明人感センサーの設置、クールビズやウォームビズの取り組みを行う等節電対策を実施している。

人権への配慮は、学園の将来ビジョンとして「誰をも包み込む共生社会の実現」を掲げ、教職員に対しては新年度の集いにおいて、学生に対しては理事長講話の中で周知している。また、本学にハラスメント防止委員会を置き、ハラスメント調査やハラスメント防止のための教職員研修を行い人権擁護に努めている。

危機管理については、学校法人植草学園危機管理規程に基づき、危機管理統括責任者（理事長）を委員長とした危機管理委員会で、想定される危機への対応を検討している。特に巨大地震などの災害に対しては、学校法人植草学園大地震対応基本指針を定め地震発生時の対応、備蓄品などの準備及びその確認も定期的に行っている。大学においては、植草学園大学・短期大学リスク・危機管理マニュアルを定め、危機に対し迅速かつ適切に対応できる準備を進めている。避難訓練については、巨大地震を想定し年一回となるが全学生、全教職員が参加して実施している。令和元(2019)年には千葉県を襲った台風による被害で公共交通が停止、学内に学生を宿泊させるといった緊急対応をとった。また、令和2(2020)年度の新型コロナウイルス感染拡大防止に関しては、学長を本部長とする小倉キャンパス(大学、短期大学)危機管理対策本部を設置し対応にあたっている。

このように、本学は環境や人権について配慮している。また危機管理の体制を整備し、適切に対応している。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

私学を巡る環境が厳しくなる中で、より地域社会から信頼される学校法人となることが求められる。そのために法令の遵守はもとより、学校法人のガバナンスの確立や教職員の倫理性や人権擁護意識の更なる向上を図っていく。

ガバナンスについては、令和元(2019)年度に学校法人植草学園ガバナンスコードを制定し、具体的な指針を示した。このガバナンスコードに基づき学園運営体制の改善、改革を進めることとしている。植草学園の建学の精神は「徳育」であり、学園のビジョンは「共生社会の実現」であることを踏まえ、理事長による講話等を行い教職員、学生生徒に対しても道徳的で責任ある行動を促していく。

情報の公開については、見る側のニーズに応えるとともに、本学の取り組みが適切に伝えられるように配慮し、HPなどを適宜更新していく。

新型コロナウイルスの感染拡大など、想定されていなかった危機的な問題に対して、適切な判断や指示が迅速に行える体制づくりをすすめる。特に現在は新型コロナウイルス感染拡大防止に関して設置した危機管理対策本部を適切に運営し、教学及び大学の運営に的確に対応していくことが課題である。

（【資料 5-1-1】学校法人植草学園寄附行為）

- (【資料 5-1-2】 学校法人植草学園組織規程)
- (【資料 5-1-3】 学校法人植草学園監事監査規程)
- (【資料 5-1-4】 令和 2 年度監査計画書)
- (【資料 5-1-5】 学校法人植草学園情報公開・情報提供規程)
- (【資料 5-1-6】 学校法人植草学園公益通報規程)
- (【資料 5-1-7】 学校法人植草学園ガバナンスコード)
- (【資料 5-1-8】 学校法人植草学園中期計画 (UGPlan2018-2023))
- (【資料 5-1-9】 学校法人植草学園中期計画 (UGPlan2018-2023) 実行プラン)
- (【資料 5-1-10】 学校法人植草学園「共生の森」運営要領)
- (【資料 5-1-11】 植草学園大学ハラスメント防止委員会規程)
- (【資料 5-1-12】 学校法人植草学園危機管理規程)
- (【資料 5-1-13】 学校法人植草学園大地震対応基本指針)
- (【資料 5-1-14】 植草学園大学・短期大学リスク・危機管理マニュアル)
- (【資料 5-1-15】 植草学園大学・植草学園短期大学新型コロナウイルス対策行動計画)

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事会は、寄附行為において最終的な意思決定機関として位置づけられ、理事の職務を監督している。理事長は法人を代表し、その職務を総理する。理事長の補佐体制を強化するため、副理事長、顧問を置いている。

理事会へ諮る議案の整理や法人の諸問題を協議する機関が常任理事会である。この常任理事会は寄附行為及び寄附行為施行細則に規定され、理事会が委任した事項、理事長が認めた事項について先決することができる。構成員は常任理事 5 人（学園長、学長、大学事務局長、大学副学長、高等学校校長）で理事長以外の常任理事については、教学担当、総務担当、財務担当、研究担当、渉外担当とその役割が定められている。原則として毎月開催され、法人の意思決定、事業計画の確実な遂行を図るうえで中心的な役割を果たしている。

事業計画は、植草学園中期計画を受けて、常任理事会での協議を経て理事会で承認、執行する。理事会には、その進捗状況を踏まえた事業報告を行い、翌年度の事業計画の策定を行っている。

また、常任理事会のもとには、学園将来構想等検討会議、学園経営強化会議、学園広報会議等の専門会議が置かれている。ここでは理事長及び常任理事会の諮問に応え、学園の中期計画案や中期財務基本方針案などの原案が策定される。

理事の選任は、寄附行為の定めに基づき適切に行われている。理事の定数は 7 人で選考区分は 1 号理事（学園長）、2 号理事（大学学長）、3 号理事（評議員）、4 号理事（有

識者又は法人の功労者)としており、4号理事は外部理事となっている。任期は4年間で、選考は適切に行われている。なお、理事長は理事の互選により選任している。

理事の出席状況は良好であるが、欠席する場合は意思表示書の提出を求め、議事に対する意思を確認している。

以上のことから、本学の使命・目的の達成に向けて適切な意志決定ができる体制を整備しており、その体制は機能している。

(3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

法人組織の拡大に伴う審議事項の増加、社会ニーズや変化への対応等により法人の意思決定は、迅速で適切に行われる必要性が増している。令和2(2020)年度の私立学校法の改正に伴う寄附行為の変更の際に、常任理事会の設置を規定した。先決機関である常任理事会を活用して、より迅速な意思決定を行っていく。また、適切な意思決定を図るためには、有効的なデータや資料が必要となる。各理事の業務に対するサポートやIR(Institutional Research)部門の強化を図る必要がある。

(【資料5-2-1】学校法人植草学園寄附行為)

(【資料5-2-2】学校法人植草学園寄附行為施行細則)

(【資料5-2-3】学校法人植草学園組織規程)

(【資料5-2-4】学校法人植草学園常任理事会規程)

(【資料5-2-5】令和元年度理事会開催状況)

(【資料5-2-6】理事の役割分担)

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

大学の使命・目的を達成するために、法人はその必要な環境・条件の整備を計画的に進める必要がある。本法人の重要意志決定機関は理事会及び常任理事会であり、理事長のリーダーシップにより、大学運営に必要な予算等の重要事項が審議、決定されている。また、理事長と学長は定期的(月1回)に理事長・学長会議を開き懇談をしており、大学運営に関わる意思決定は円滑に進んでいる。

理事会での議決は、その諮問機関である評議員会の意見を踏まえるとともに、監事監査も機能している。理事会での議決事項は、大学運営協議会、教授会に報告され大学運営に反映されていることから内部統制環境は整えられている。

職員提案については、毎年度、事務局各課室から業務改善提案報告書が提出され、課長会議で審査を行い、優秀なものを理事長が「新年度の集い」で表彰している。若手職員が自主的に「FM(フレッシュマン)研修会」を開催したことをきっかけに法人への提

案を行うようになった。平成 29(2017)年からスタートした「古本募金プロジェクト」、令和元(2019)年の「エコメッセへの出展」は若手職員の発案である。教員からの提案は、事務局長を通して理事長・学長会議へダイレクトに提出され、有益な提案が迅速に生かされるように配慮している。また、法人の課題に応じた教職合同のワーキンググループ(WG)を公募し、討議を踏まえた提案を求めている。令和元(2019)年度には学長の提案により「志願者増 WG」を公募で設置し、若手教職員による提案を学長が教授会で報告するとともに、提案に基づき広報活動などの見直しが行われた。

以上のことから、本法人及び本学の各管理運営機関の意思決定は、円滑且つ適切に行われている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事会及び常任理事会には、学長、大学副学長、附属高等学校長が教学部門から参加しており、大学、短期大学、高等学校の教育活動状況が毎回報告されている。

学長は理事会の意向を踏まえて大学運営を行っており、大学の重要事項を審議する大学運営協議会及び教授会へは、理事長、学園事務局長及び法人本部課長が出席して、理事会、常任理事会の審議内容について説明を行っていることから、両者の意思疎通と連携及び相互のチェックは十分に機能している。

監事 2 人には理事会、常任理事会及び評議員会への出席を求め、出席状況は良好である。監事からは、法人業務、大学及び短期大学の運営に関して、各部門からの業務報告書などを基に積極的に質問や意見が出され、理事会に対しては監事監査報告書が提出されている。

監事の選任は、寄附行為に基づき、「この法人の理事、職員、又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」とされ適切に行われている。

監査機能の充実を図るため、監事と内部監査担当者に対しては常任理事会(月 1 回)等に出席を求めている。事務局からの業務報告は学園事務局長から内部監査担当及び監事を経て、理事長に報告される。法人財務課からは、月次決算書が作成され、理事長はその報告を受け財務状況を把握している。また、理事長と監事は、公認会計士との定期的な会合を行い、学園の財務状況の確認を行うとともに、不適切な会計処理が行われていないか確認を行っている。

評議員の選任は、寄附行為に基づき法人の職員 9 人、卒業生 2 人、保護者 1 人、有識者 3 人が適切に行われている。評議員会は年に 3~4 回開催され、6 人の外部評議員には、事前に議題や学園の状況を伝え、会議において積極的な質問、意見が出せるよう配慮している。諮問事項は、理事長があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないものとして「寄附行為」第 24 条に定めている。評議員の出席状況は良好である。

以上のことから、本学では、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェック体制を整備しており、適切に機能している。

(3) 5-3 の改善・向上方策(将来計画)

適切な意志決定や重要事項の共通認識を迅速に行っていくうえで、法人と教学部門と

の意思疎通と連携が図られていることが重要であることから、管理部門においては常任理事会、教学部門においては大学運営協議会での協議をより充実させ、連携も強化していく。特に重要事項に対して、議題の整理や資料作成の工夫により十分な審議ができるようにする。

理事長のリーダーシップを支えるため、内部監査の充実を更に図る必要がある。内部監査を進めるうえでの各部門からの業務報告に加え、IR部門、法人財務課とも連携して情報を拡大し、三様監査体制の構築と充実を進めたい。

監事監査及び評議員会については引き続き適切な運営を続けていく。

(【資料 5-3-1】学校法人植草学園組織図)

(【資料 5-3-2】植草学園大学教授会規程)

(【資料 5-3-3】植草学園大学運営協議会規程)

(【資料 5-3-4】学校法人植草学園常任理事会規程)

(【資料 5-3-5】令和2(2020)年度第1回学園常任理事会議事要録)

(【資料 5-3-6】令和元年度事務職員からの提案及び業務改善報告一覧)

(【資料 5-3-7】古本募金プロジェクト案内)

(【資料 5-3-8】エコメッセ2019案内及び報告書)

(【資料 5-3-9】志願者増WGからの提案と学長回答)

(【資料 5-3-10】令和元年度評議委員会議題一覧)

(【資料 5-3-11】学校法人植草学園寄附行為)

(【資料 5-3-12】令和元年度監事監査報告書)

(【資料 5-3-13】理事会、評議員会、常任理事会への役員の出席状況)

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2) 5-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成25(2013)年度までは大学設置に伴う中期予算が編成されていたが、現在は、「学校法人植草学園中期計画(UGPlan2018-2023)」及び「学校法人植草学園中期財務基本方針2018」に基づく中期財務計画が立てられ、財務運営の健全化が進められている。令和元(2019)年度には、学生の減少に伴い短期大学の福祉学科地域介護福祉専攻の募集を停止し、令和2(2020)年度末には同専攻は閉鎖となる予定である。また、園児の減少が続く植草学園大学附属美浜幼稚園も令和3(2021)年度で園児募集を停止し、令和4(2022)年度に閉園の予定である。一方で、学生の募集が安定している大学保健医療学部の理学療法学科をリハビリテーション学科に改称し、理学療法学専攻に加え、新たに社会的ニーズの高い作業療法学専攻を増設し、大学の学生増を図ることにより収支の安定化を目指している。

単年度予算編成については、理事会で承認された予算編成方針に基づき、各部門で積み上げられた予算要求を法人財務課、法人本部課で精査し、事務局長による査定後、予算案として常任理事会へ提出される。この予算編成方針の作成、及び事務局長の査定については学園財務状況に基づく中期的な見通しを持った観点で進められている。常任理事会で審議された予算案は理事長の承認を受け、通常3月開催の評議員会を経て理事会で決定される。

このように、本学は中長期的な計画に基づいて財務運営を行っている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

社会情勢に伴う学生数の変動が、学園の財務状況に大きく影響を及ぼしている。その状況下において、安定した財務基盤の確立と収支バランスを確保する運営に努めている。法人全体の経常収支は平成29(2017)・30(2018)年度とマイナスが続いた。この主な原因は、短期大学部門における学生数の減少による収支の悪化である。特に同地域介護福祉専攻は、若者の介護職離れから懸命な募集活動や離職者等の受け入れを行ったに関わらず、最近3年間の平均入学定員充足率は50%を下回った。令和元(2019)年度において、短期大学の経常収支差額は△83百万円で依然として改善されなかった。大学部門は学生数に増減はあるが、収支バランスを確保するための「学校法人植草学園中期人事基本方針2018」による人事計画等により、経常収支差額はプラスを維持している。また、高等学校部門、収益事業部門等は収入が安定しており運営も順調であるため、令和元(2019)年度の法人の経常収支差額はプラスとなった。

経常収支差額比率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
大学部門	△ 0.64 %	0.59 %	3.33 %	0.73 %
学校法人全体	0.44 %	△ 0.82 %	△ 2.73 %	0.50 %

大学・短期大学の入学定員充足率の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
大 学	発達教育学部	100.7 %	94.2 %	105.7 %	94.3 %
	保健医療学部	67.5 %	127.5 %	110.0 %	107.5 %
短 大	児童障害福祉専攻	108.0 %	100.0 %	101.0 %	89.0 %
	地域介護福祉専攻	72.5 %	40.0 %	62.5 %	30.0 %

法人全体の人件費率は、短期大学部門の学生納付金等の収入減、及び、附属園（弁天こども園、美浜幼稚園、千葉駅保育園、このはの家（小規模保育事業））における保育士等職員人件費増に伴い上昇傾向にある。しかし、中期人事基本方針に基づく人事管理が平成30(2018)年から進められ、各部門の人件費は徐々に抑制され始めている。大学の人件費率は全国平均より高いが60%~62%と安定している。大学の教育研究経費比率は、毎年度30%を越える状況にあり教育研究活動の維持、充実を図っている。

運用資産（特定資産、現金預金、有価証券）は令和元(2019)年度末で2,065百万円であり、リハビリテーション学科実習棟の建設があったことによる支出で積立率は38.4%と低くなった。しかし、貸借対照表関係財務比率においては、自己資金の割合である自己資金構成比率（純資産÷総資産）が90.6%あり、短期的な支払い能力を判断する流動比率（流動資産÷流動負債）は242.5%である。また、借入金が無いことから負債比率（総負債÷総資産）は9.4%となっており、持続的な法人運営が可能な財務状況にあると判断している。

人件費比率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
大学部門	62.3%	62.3%	61.7%	61.5%
学校法人全体	64.8%	66.6%	67.5%	65.5%

教育研究経費比率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
大学部門	34.0%	33.1%	30.9%	33.1%
学校法人全体	28.9%	28.0%	26.8%	25.5%

学生生徒の納付金収入が伸び悩むなか、外部資金の獲得に努力をしている。私立大学等改革総合支援事業（タイプ1）では、大学が平成27(2015)年度、平成29(2017)年度、平成30(2018)年度で選定されてきたが、令和元(2019)年は選定を逃した。また令和元(2019)年には千葉地区の大学連合プラットフォームによるタイプ3にも応募したが、初の応募のため選定されなかった。科研費採択率を上げるため、毎年説明会の実施や採択経験のある教員からの報告会などを実施している。不選定であっても「A」判定の場合は、研究費に5万円を、採択された場合は10万円を加算支給するなどの科研費採択奨励を制度化し、支援を行っている。また、教員免許更新講習や認定講習などでは、毎年約2,000人以上の受講者を集め収益に貢献している。

このように、学生確保が厳しくなるなか、収入の確保に努め、教育研究の質低下を招くことのないように配慮をしながら、人件費の抑制、不要な経費の削減等を行うことにより収支バランスの確保を図っている。

主な外部資金獲得状況

単位：千円

部門／年度	特別補助	講習会等	施設利用料	科研費直接経費
	大学	大学・短期大学	法人	大学（件数）
令和元年度	5,186	16,455	15,522	2,640（1）
平成30年度	15,178	19,204	13,519	3,300（1）
平成29年度	19,106	16,966	13,245	900
平成28年度	9,872	17,103	11,879	3,150（2）
平成27年度	13,536	18,338	11,271	6,000（2）

※講習会等：免許更新講習、特別支援免許認定講習、公開講座等

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

18歳人口の減少，近年同系統の大学との競合が進むなか，今後，学園を安定的に運営し発展につなげるためには，収入を安定的に確保し，教育活動に支障のない支出を抑制していく必要がある。財務の安定化のため「学校法人植草学園中期計画（UGPlan2018-2023）」，「学校法人植草学園中期財務基本方針 2018」に基づき，各部門の独立採算を目指した取り組みを進めて行くこととした。

短期大学の地域介護福祉専攻を令和 2(2020)年度末で廃止とし，作業療法学専攻を増設したりハビリテーション学科では令和 5（2023）年度に全学年が揃う。このことにより新しい学科の定員充足が前提となるが，短期大学，大学ともに教育活動収支差額はプラスとなる。

支出面における，法人全体の人件費率の低減を進めていく。事務職員については「学校法人植草学園中期人事基本方針 2018」に基づき計画的に人員の削減を行う。また，現在の公務員給与制度の活用を見直し，職務，能力，成果に応じた給与制度への移行を行う。教育職員（大学，短期大学，高校教員，こども園等）についても人事評価制度の導入を行い，評価を処遇に反映する制度設計を行うこととしている。

収入面においては学生生徒の確保に全力で取り組み，広報等において大学・短期大学の特色ある強み（インクルーシブの推進，資格の取得など）を更に強調すると共に，オープンキャンパス参加者の志願率を上げることを目指す。また，附属高校や近隣の高等学校との連携拡大を進め，出前授業や授業公開，高校生プレゼンテーションコンテストの開催等により本学への関心を高めてもらい受験者増に繋げる。

学生生徒納付金以外からの収入の増額を図るため，補助金，寄付金，付随事業，収益事業収入等の拡大に引き続き努める。私立大学等改革総合支援事業については，タイプ 1 が選定されるように教育改革を推進していくとともに，千葉地区の大学プラットフォームでその役割を果たし，タイプ 3 の採択を目指す。また，収益事業である千葉県生涯大学の指定管理や国立病院機構千葉医療センター内保育所運営事業については，継続性を持たせた安定的な収入が確保できる事業展開を図っていく。

（【資料 5-4-1】学校法人植草学園中期財務基本方針 2018）

（【資料 5-4-2】学校法人植草学園中期人事基本方針 2018）

（【資料 5-4-3】事業活動収支計算書関係比率（法人全体））

（【資料 5-4-4】貸借対照表関係財務比率（法人全体））

（【資料 5-4-5】積立率と運用資産の推移）

（【資料 5-4-6】令和元年度財産目録）

（【資料 5-4-7】大学・短期大学経常収支と人件費率，経費率の推移）

（【資料 5-4-8】高等学校経常収支と人件費率，経費率の推移）

（【資料 5-4-9】附属園等経常収支と人件費率，経費率の推移）

（【資料 5-4-10】学校法人植草学園令和 2 年度予算編成方針）

（【資料 5-4-11】令和 2 年度収支予算書）

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理及び決算時の財務計算書類等の作成については、私立学校法や学校法人会計基準に基づき、学校法人植草学園経理規程、物品管理規程、固定資産管理規程等を定めて、会計処理を行っている。会計処理上、不明な点がある場合は、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、公認会計士に問合せ、適切な指導助言を受けるようにしている。

予算編成は、法人本部課より「学校法人植草学園中期計画（UGPlan2018-2023）」及び「学校法人植草学園中期財務方針 2018」に基づき予算編成方針案が作成され、9月の理事会で審議される。12月には、各部門から次年度予算請求がなされ1月に予算原案が法人財務課で作成される。理事長、学園事務局長による調整が行われ、各部門との折衝後に理事長により2月の常任理事会、そして3月の理事会で審議・承認を受けている。補正予算の編成は、原則として3月に行うが、必要が生じた場合には適宜行い、決算との乖離が大きくなるように配慮している。

予算の執行管理は、各部門の予算執行状況を月毎に法人財務課でチェックし、財務状況（財務計算書）については理事長、学園事務局長へ報告をしている。

会計処理を行う事務職員は、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等が主催する各種研修会へ随時参加し、会計に関する知識を深め、資質・能力の向上に努めている。

以上のように、学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施している。また、予算と乖離がある決算額の科目については、適切に補正予算を編成している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人の会計監査は、監査法人による会計監査と監事による監査を通じて厳正に実施されている。令和元(2019)年度の監査法人による監査は、年4回行われ1回につき3日、延べ12日間で484時間程度実施されている。

会計監査の内容は、帳票、会計伝票、証憑書類、稟議書等の確認及び会計処理の妥当性、予算執行状況の確認、規程との整合性、内部統制等について行われている。また、決算期には、資産、負債の期末残高の確認と資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表の監査が行われている。加えて、会計監査人は監査結果及び財務上の問題点やリスクについて、理事長同席のもと監事に対し、監査実施概要及び監査結果の説明を行っている。

監事は理事会、評議員会、常任理事会に毎回出席し、理事から業務の報告を聴取し、

重要な書類を閲覧し、業務執行状況の適切性等について意見を述べている。また、会計に関する監査については、監査法人の実施する会計監査に立ち会うとともに、監査法人から監査結果の報告を受け、決算時には会計書類の閲覧等を行っている。業務及び財産の状況についての監査結果については、理事会・評議員会で監査報告が行われている。

内部監査においては、理事長から委嘱された内部監査人が科学研究費助成金、学内共同研究費等の適切な予算執行や事務処理について監査を行っている。又、平成30(2018)年度から、内部監査担当が常任理事会へ出席するとともに、各課の業務内容について確認を行うなど内部監査の充実に努めている。

財務情報の公開については、毎年5月の理事会で決算が承認された後、速やかに学校法人植草学園情報公開・情報提供規程に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書、役員名簿、学校法人植草学園役員報酬及び退職金等規定、及び寄附行為を、法人財務課に備え付け、学生、保護者、教職員、その他の利害関係人の閲覧に供している。また、本法人のHPにも同様な掲載を行い、広く情報を公開している。

以上のとおり、本学では会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

会計処理は、法令及び各種規程に基づき適正に行われている。今後、更なる担当職員の学校法人会計に対する知識等の向上に努め、会計事務体制の充実を図る。また、各部門の独立採算制を強めていくために、予算編成において、固定費などの按分をより厳密に進めて行く必要がある。監査に関しては、監査法人、監事、及び内部監査の連携をより強化することにより三様監査体制の構築を図る。

（【資料 5-5-1】 学校法人植草学園経理規程）

（【資料 5-5-2】 学校法人植草学園経理規程施行細則）

（【資料 5-5-3】 学校法人植草学園物品管理規程）

（【資料 5-5-4】 学校法人植草学園固定資産管理規程）

（【資料 5-5-5】 学校法人植草学園令和2年度予算編成方針）

（【資料 5-5-6】 監査実施概要及び監査結果の説明書）

（【資料 5-5-7】 第1回理事会議事要録 令和元.5.23）

（【資料 5-5-8】 第2回理事会議事要録 令和元.9.25）

（【資料 5-5-9】 第6回理事会議事要録 R2.3.27）

【基準5の自己評価】

大学の使命・目的を達成させるため、法令や諸規則に則った誠実な法人運営を心がけると共に、「学校法人植草学園中期計画（UGPlan2018-2023）」に基づき大学の教育・研究に関する中期目標・中期計画が作成され、その実現に向けての教育環境の整備、教育の質向上等の努力が着実になされている。中期計画の点検・評価は、常任理事会の専門委員会（学園将来構想等検討会議）で行うこととしており、それらの結果を踏まえ、理事会において次年度へ向けての改善を図るよう努めている。また、環境保全、人権、安全への配慮も怠っていない。

理事会は寄附行為に基づき、法人の最終的意志決定機関としての役割を果たしている。

令和 2(2020)年度から、常任理事会の設置を寄附行為に定めたことにより、より迅速な意志決定が可能となった。

理事長は大学運営協議会のメンバーであり、学長は法人の理事、評議員、常任理事会のメンバーである。両者は法人及び大学の管理・運営に相互に関わり、共に良好なコミュニケーションを保ち、法人、大学の発展に努めている。学園の事務局長などの管理職員も教授会等に陪席して、管理組織と教学組織の連携体制をつくり、大学の運営を支えている。

財務運営に関しては、短期大学地域介護福祉専攻における学生募集の不振から平成 29(2017)、30(2018)年度の経常収支はマイナスになったが、同専攻の学生募集を停止し、大学でのリハビリテーション学科設置により収支の改善を進めている。今後、安定的な財務基盤を確立させるために、学園の中期計画に基づき、学生生徒の安定的確保や外部資金の獲得に努力するとともに、人件費、経費の抑制に計画的な取り組みがなされている。

会計については、学校法人会計基準や諸規定に基づき適正な処理が行われ、公認会計士、監事、内部監査室による監査体制を整え監査が行われ、大学法人としての社会的責務が果たせる運営を進めている。

以上のことから、基準項目 5-1 から 5-5 まで十分に応えており、総合的に見て、基準 5 を満たしていると判断できる。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

自己点検評価委員会は、内部質保証を含む本学の教育研究活動及び管理運営の自主的な点検・評価の組織である。教学改革担当の副学長を委員長とし、学長、副学長、各学部長、図書館長、各学科主任、全学学生委員会委員長及び入試委員会委員長、各学部教務委員会委員長及びキャリア支援委員会委員長、学園事務局長、大学事務局長、各課・室長から構成されている。

内部質保証実質化の基盤となる大学の中期計画は、大学の将来構想を踏まえ、学長が各副学長及び各事項の所管委員会、課・室との意見交換を通して取りまとめ、大学運営協議会での論議・意見を経て決定し、教授会で報告し、その達成を促している。中期計画は事項ごとに達成年度を設定している。具体的な流れとして、学長は、中期目標を決定し、教授会を通してその実施を各種委員会並びに課・室に指示する (Plan, Action)。各種委員会並びに課・室は実施 (Do) し、その達成状況を年次ごとに自己点検 (Check) するとともに、必要に応じ改善策を策定する (Action)。さらに、自己点検評価委員会は、各委員会並びに課・室から提出される自己点検と改善策、外部評価委員会及び認証評価受審 (Check) を踏まえ、次年度への総合的な改善策を提案し (Action)、学長と大学運営協議会

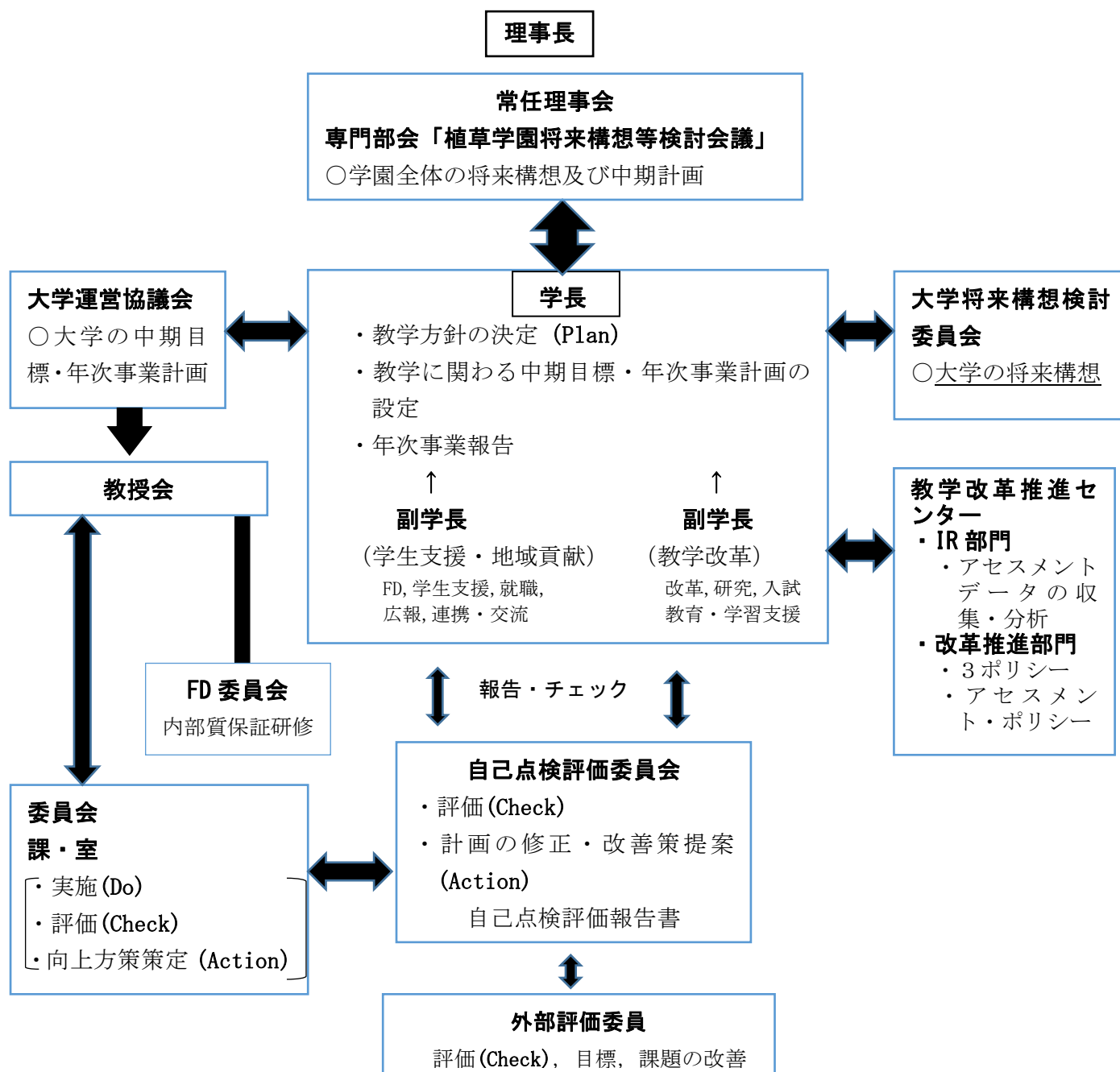
に報告する。学長は大学運営協議会の意見を踏まえ、新規目標、年次事業計画を設定(Plan)することにより、PDCAのサイクルを回すこととしている。(図参照)。

教学改革推進センターは本学及び植草学園短期大学が共同して設置するセンターで、内部質保証の基礎的データの収集・分析、それを踏まえた教学改革の立案・改善を行う中で、ディプロマ・ポリシーに定める学生の学修達成を保証するための組織である(植草学園短期大学は令和2(2020)年度より加わることとなった)。センター長は大学教学改革担当副学長で、その他の構成員は、大学学長、短大学長、大学・短大副学長、大学学部長、短大学科長、大学学科主任、短大専攻主任、大学・短大教務委員長、大学事務局長、学務課長である。教学改革推進センターには、IR(Institutional Research)部門と改革推進部門を置いている。

IR部門はIR担当特別教授(前学長)とIR担当課員を中心に、入学試験、学修、就職に関する各種データの収集・集積・整備、分析に努めており、令和元(2019)年度は5本のIRレポートを報告した。改革推進部門はこれらIRレポートを基盤に内部質保証の充実を図っている。

改革推進部門は3つのポリシー、およびアセスメント・ポリシー等の検討を行なっている。改革推進部門は令和元(2019)年度、大学・短大共通のアセスメント・ポリシー(学修成果の測定法)の策定を行った。それに伴い、大学ではアセスメントの前提となる、両学部におけるディプロマ・ポリシーの視点の整理・統一を行い、本学の特色を反映する共通の基盤である「徳育・教養」、[共生社会・障害支援]、[社会貢献・地域支援]、また大学生としての基本的資質・能力である[科学的・論理的思考]、[問題解決・キャリア形成力]、さらに各自の専門領域での学び[知識・技能・実践力]の6つの領域を設定した。また成果の明確な評価のために表記を統一した(項目の文末を「できる」という表記に変更)。令和2(2020)年度よりアセスメント・ポリシーに基づき、ディプロマ・ポリシーの各視点の学修成果の検証・評価に着手している。

なお、内部質保証に関わる教職員の意識や知識を共通化するため、FD委員会が毎年FD研修を企画・運営している。令和元(2019)年度は3回の研修会を持ち(「授業でのICT活用」、「数理・データサイエンスの教育と活用から考える教育・学修の改善」、「アセスメント・ポリシーによる学修成果の可視化の方向性」)、教育の質保証と学修成果の評価の重要性等に関する認識を共有した。



植草学園大学の内部質保証の組織体制

(3) 6-1の改善・向上方策 (将来計画)

教学改革推進センター、自己点検評価委員会、FD委員会を置き、内部質評価の組織体制を構成整備し、教学改革推進センター運営委員会、自己点検評価委員会、FD委員会は2人の副学長がそれぞれ分担して委員長を務めている。これら3組織のより一層の連携のもとで、内部質保証を確実なものとし、中期計画ならびに年度事業計画の達成等のチェックに基づく自己点検評価を展開する。またこの過程で明らかとなった課題に対する改善方策を明らかにし、それを教職員が共有し改善につなげる意識や省察を持って業務に当たるようにしていく。

教学改革推進センターの教学改革部門は令和元(2019)年度にディプロマ・ポリシー達成を評価するための、アセスメント・ポリシーを策定し、内部質保証のための評価方式を確定した。令和2(2020)年度からはこの実施を円滑に行うとともに、修正等の必要があれば検討していく。IR部門は、アセスメントのデータを蓄積し、教学改革の基礎資料としていく。

さらに、この過程で自己点検評価に関する組織体制について、必要に応じて見直していく。

(【資料 6-1-1】 発達教育学部・保健医療学部アセスメント・ポリシー)

(【資料 6-1-2】 植草学園大学・植草学園短期大学教学改革推進センター規程)

(【資料 6-1-3】 2019 年度中期計画と事業計画の進捗 (大学))

(【資料 6-1-4】 植草学園大学・植草学園短期大学ファカルティ・ディベロップメントに関する規程)

(【資料 6-1-5】 植草学園大学点検評価規程)

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

事業計画において諸課題を年次ごとに設定している。その達成については、自己点検評価委員会が、自主的・自律的な点検・評価を行なっている。自己点検評価委員会においては点検項目ごとに担当委員会委員長、課・室長がエビデンスに基づき評価案を作成し、委員会において審議し、最終的な報告書を作成している。報告書は、本学の HP で公表している。また次年度以降の事業計画の立案に際し、前年度の自己点検・自己評価結果をもとにその改善を反映させている。

また外部評価委員会を設け、自己点検評価の結果について学外の有識者に評価作業を付託することとしている。令和元(2019)年は、発達教育学部の教育研究については千葉大学教育学部長、保健医療学部の教育研究については茨城県立保健医療大学学長、大学の運営管理、財務については鎌倉女子大学理事長に外部評価委員を務めていただき、貴重なご意見・指摘をいただいた。これらについての具体的対応を行っていく。

このように、本学では内部質保証のための自主的・自立的な自己点検・評価を、自己点検評価委員会においてエビデンスに基づき、着実に行っている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための調査、各種データの収集と分析を行う組織として、教学改革推進センターに IR 部門をおき、IR 業務を担当する専任職員(主任)を企画課に配置した(平成 29(2017)年)。平成 30(2018)年度からは、IR 業務担当者は総務課に所属することにな

り、教学改革推進センターIR部門の担当教員(前学長:現本学学術顧問)の設計したデータ集積計画に基づき、IR担当職員がデータ収集、集積、分析に努めている。

令和元(2019)年度は、入試区分と卒業時の成績評価(GPA(Grade Point Average))との関係(9月)など5本のIRレポートを報告した。これらのデータについては教授会(9月25日)や各種委員会で報告された。

どのようなデータをIRにおいて収集・蓄積するかについては、教学改革推進センターで検討していくとともに、分析については各学部、部局からの意見を踏まえて行われている。

このように、現状把握のために十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

(3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

自己点検・評価については、基本となるエビデンスが共通する年次事業報告書、監事監査報告などの作成作業の省力化を図る上で、各種エビデンスを共通のデータベースに蓄積していく必要がある。また特に自己評価の適切性を検討する上で、外部委員の意見は重要であり、その充実に努める。

IRには令和2(2020)年度からのアセスメント・ポリシーに基づく新たな学修成果データも蓄積されることとなる。今後さらにどのようなデータを収集・蓄積するかについては、各委員会の意見を踏まえ教学改革推進センターで検討するとともに、収集データについては教学改革部門が中心となりその分析の視点を共有化し、IR部門で分析を行う。また個々の学生の成長の過程を明らかにする上で、個人データの蓄積が望ましい。本学で行われる学生調査は無記名で行われるものが多いが、調査における記名・無記名について教学改革部門で整理していく。

(【資料6-2-1】植草学園大学点検評価規程)

(【資料6-2-2】植草学園大学・植草学園短期大学教学改革推進センター規程)

(【資料6-2-3】令和元年度IRレポート資料)

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。」

(2) 6-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学は、平成20(2008)年の設置以降4年間にわたり文部科学省の設置計画履行状況等調査を受け、平成25(2013)年度に高等教育評価機構の認証評価を受審し、それぞれに対応してきた。それ以降、令和元(2019)年に発達教育学部では文部科学省による教員免許の再課程認定、保健医療学部ではリハビリテーション評価機構による評価をそれぞれ受けたがこの間は学内の自己評価システムにより内部質保証の枠組みを構築してきた。

平成 30(2018)年度には平成 29(2017)年度の自己点検評価に基づき、平成 30(2018)年度を基点とする 6 年間の中期計画を策定し、大学運営協議会の論議を経て、教授会で審議決定した。この新たな中期目標については、実行プランを作成し、各事業の達成予定年度及び達成に責任を持つ所管委員会及び課・室が示された。自己点検評価委員会を中心に、各委員会及び課・室という、教職協働の中で PDCA サイクルを回しながら、計画の達成を図っている。なお、中期目標は設定の 3 年後である令和 2(2020)年度末に中間見直しをすることとしており、学園を巡る環境の変化、事業の達成状況等への対応を継続的に図る。

教学改革推進センター改革推進部門では、令和元(2019)年にディプロマ・ポリシーの見直しを行い、それに基づくアセスメント・ポリシーを策定した。4 年間の学生の成長とディプロマ・ポリシーに照らした最終的な卒業時点での学修成果を明らかにするために、学生の定期的な自己評価票、卒業論文評価のためのループリック、学修の客観的評価アセスメントツールの活用を行うものである。その実施にあたり、令和元(2019)年 12 月に学長による FD 研修（「学修成果の可視化：植草学園大学・植草学園短期大学アセスメント・ポリシー」）を行った。令和 2(2020)年からアセスメント・ポリシーに基づく学修成果の評価が開始される。これらの情報も IR において蓄積し、分析する予定であり、これを通して、3 つのポリシーを繋ぎ、入学前、学修課程、そして学修成果の各段階でのエビデンスに基づく PDCA を通した教学のチェック体制を構築することが可能となった。

教学改革推進センター IR 部門では、アドミッション・ポリシーに基づいた入試と最終的な卒業時点での学習成果を明らかにするために、平成 29(2017)年度より入試区分毎の卒業時の GPA を検討しており、これらの結果は、大学運営協議会、教授会、入試広報委員会などで報告されるとともに、FD 研修においても活用し、各学部、学科の入試のあり方、カリキュラムのあり方の検討の資料としている。

このように、本学では、自己点検・評価、認証評価の結果の活用により、中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上を図るなど、内部質保証の仕組みが機能している。同時に、三つのポリシーを起点とした内部質保証のため、学修成果の可視化を図り、その結果を教育の改善・向上に反映している。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

教学改革推進センター教学改革部門が新たに改訂したディプロマ・ポリシー及びそれに基づき整理し設定したアセスメント・ポリシーの着実な実行に努めていく。また教学改革推進センター IR 部門は、引き続き IR データの蓄積と分析にあたり、今後の教学改革の基礎資料を提供する。これら方針とデータとの相互作用を通して PDCA サイクルを機能的に展開し、継続的な改善を図っていく。なお、内部質保証も含め中期目標については、各事業の達成予定年度及び所管委員会及び課・室を示しており、その着実の実行に努めると同時に、自己点検・評価委員会による内部評価を通してその達成を進めていく。

【資料 6-3-1】 発達教育学部・保健医療学部アセスメント・ポリシー)

【資料 6-3-2】 外部評価報告書(抜粋)

【基準 6 の自己評価】

内部質保証の組織として、教学改革推進センター、自己点検評価委員会、FD 委員会がそれぞれの役割を責任をもって果たしつつ、有機的に連携して機能している。

教学改革推進センターにおけるディプロマ・ポリシーの改訂とアセスメント・ポリシーの整備、IR 情報の収集と分析によるレポート報告、自己点検評価委員会における中期目標の自主的・自律的な自己点検評価の PDCA サイクルの展開と外部評価委員による評価などが図られてきた。FD 委員会では教員における教学改革の課題や方向性の共通理解の促進などの活動が展開されている。以上のように内部質保証の組織体制が整備され、検証と改善のサイクルを進めていることから総合的に見て、基準 6 を満たしていると判断できる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献

A-1 地域との連携・協力に関する方針と方策

A-1-① 地域との連携・地域への貢献の意義及び方針の明確性

A-1-② 地域との連携・地域への貢献に関する方策とその意義

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域との連携・地域への貢献の意義及び方針の明確性

《地域との連携・協力の意義》

地域との連携を通じて地域社会に貢献することは、本学が子どもの教育と発達、リハビリテーションに寄与する人材養成を行うという教育目的に合致している。また、子育てや子どもの教育、高齢者への福祉向上等に貢献することは、本学の社会的責任でもある。また、学生にとっても、地域との連携活動として本学の子育てや教育相談あるいは健康増進活動に参加することは、地域の実際に触れることができ、社会人・職業人として自立するために意義がある。

《方針の明確性》

共生社会の実現を目指し、「インクルーシブを学び実践する学園」を標榜する本学にとって、地域とともに生きることは基本である。発達教育学部並びに保健医療学部では「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」において、「[共生社会・障害支援] 共生社会の実現を目指し、障害や困難性のある人を支援することが出来る」・「[社会貢献・地域支援] 関連する諸機関や人々との連携を保ち、地域社会に貢献することができる」としている。このように、地域社会との連携・地域への貢献の方針は明確である。

A-1-② 地域との連携・地域への貢献に関する方策とその意義

大学として地域との連携、地域への貢献を組織的に行うため、学園事務局に地域連携

推進室を設置している。地域連携推進室は、大学・短大が共同で置く地域連携推進委員会と連携して、地域のニーズに応えた活動の開発、立案、実践に努めている。

大学主体で行われる活動として、地域の子育て支援、高等学校との連携による高校教育への支援や進路ガイド、市民への公開講座の提供、地域の教員、保育者に対する教員免許更新講習、また特に本学の特色を生かした特別支援学校教諭免許法認定講習、国立千葉大学とのコンソーシアムによる幼稚園教諭免許法認定講習、またキャンパスの豊かな自然環境を生かした市民への公開活動を展開している。大学と自治体との連携協定に基づくものとして、千葉市との協定による拠点福祉避難所の開設及び運営活動を展開し、保健医療学部の学生が協力している。これらによって、本学は千葉という地における保育、教育、医療の拠点として地域の生涯教育、また専門教育の向上に不可欠の存在となるべく努力している。

(3) A-1 の改善・向上方策

地域連携活動の組織体制をさらに着実に運営していく。地域の子育て支援や豊かな自然環境を生かしたキャンパスの市民への公開活動は、地域に根ざした大学として重要な市民との交流の場となっている。今後さらにこれらの活動を重ねていく。高大連携についてはさらに連携高校を増やす、また活動内容を広げるなど、積極的な展開を考えていく。公開講座は千葉県及び千葉市教育委員会の後援を受けている。教員免許更新講習、特別支援学校教諭免許法認定講習については千葉のみならず全国からの参加者もあり、本学の特色が広く伝わっている。令和 2(2020)年度は遠隔により教員免許更新講習を行うこととし、準備を進めているところである。さらに令和元(2019)年度から開始した国立千葉大学とのコンソーシアムによる幼稚園教諭免許法認定講習については文部科学省から高い評価を受けており、令和 2(2020)年度にも引き続き開催することとなった。これらについては、今後とも広報に勤め、着実に実施し貢献していく。

今後も自治体との協力関係を維持しながら、地域の生涯学習や教育保育などの質的向上に寄与できるよう社会のニーズに合った多種・多様な講座を開設するよう努める。また両学部の特色を生かしたさらなる地域連携、地域貢献活動の可能性について、千葉市等の自治体と協議を深め、今後、連携事業を一層推進する。

A-2 地域との連携・地域への貢献の具体性・継続性

A-2-① 地域との連携・地域への貢献の具体性

A-2-② 地域との連携・地域への貢献の継続性・発展性

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 地域との連携・地域への貢献の具体性

地域との連携・協力に関して、以下のような具体的な活動を展開している。

《大学主体の活動》

1. 子育て支援・教育実践センター

平成 21(2009)年度に本学附属機関として開設された「植草学園大学相談支援センター」を改組し、平成 27(2015)年度に「子育て支援・教育実践センター」の活動を開始した。小倉キャンパス（通称：こいっく おぐ）及び弁天キャンパス（こいっく べん）それぞれに置かれ、遊具等を備え、保育士の支援の下、親子が自由に遊び活動を展開するなど、地域の子育てや教育等に役立つことをねらいとしている。センター長、副センター長を中心として、子育て支援・教育実践センター運営委員会において、方針と活動内容を定めて実行している。主な事業は、相談業務と子育て支援業務である。相談業務は、地域住民からの求めに応じて、子どもの養育に関する親の問題や子どもの発育や発達に関する問題について対応している。子育て支援業務は、地域の住民が、乳幼児を遊ばせながら、子育てに関する情報を交換したり、仲間作りをしたりする場として有効に利用されている。

令和元(2019)年度は、実施回数の削減や平成 30(2018)年からの有料化による利用者数の減少はみられるものの、「こいっくおぐ」「こいっくべん」合わせて1,000人超の子育て支援の利用者がある。また、子育て講座・子育て講座については、30年度より「こいっくおぐ」での実施回数を増やし、利用者数も前年度より増加している。

本センターは、子どもの発達と教育に焦点を当てて教育研究を行っている発達教育学部にとって、今日的課題に接し、それに対処できる環境にあることは、地域住民のために有意義であると同時に、学部の教育研究上、最新の課題に接する機会として大いに意義のある機関である。

子育て支援・教育実践センターが行っている事業の実績概要は、次の通りである。

子育て支援・教育実践センター 利用状況の概要

活動内容	こいっく おぐ		こいっく べん		
	子育て支援 (月・水・金)	子育て・ 子育て講座	子育て支援 (火・木)	子育て・ 子育て講座	その他 講座
平成 29 年度	2,127 組 4,581 人	(2 回) 22 組 51 人	1,033 組 2,244 人	(6 回) 121 組 193 人	おおきくなった測 定会 (9 回) 132 組 277 人
平成 30 年度	709 組 1,564 人	(11 回) 177 組 385 人	(火・木) 521 組 1,094 人	(4 回) 46 組 92 人	
令和元年度	801 組 1,839 人	(13 回) 166 組 381 人	(火・木) 274 組 577 人	(5 回) 65 組 131 人	

2. 特別支援教育研究センター

植草学園大学・植草学園短期大学は、特別支援教育・障害分野への専門性の高い人材

育成の発展をめざし、平成 26(2014)年度「特別支援教育研究センター」を創設した。特別支援教育や障害や障害支援に関する学術的・実践的研究、書籍・報告書等の刊行やニュースレター発行・講演会ほか社会啓発活動、教職員育成プログラム開発事業等の活動を推進している。令和元(2019)年度は、4月6日(土)と13日(土)に「発達障害通級指導教室・新担当者研修会」、4月6日に「言語障害通級指導教室・言語障害特別支援学級新担当者研修会」、12月6日特別支援研修会「高等学校における特別支援教育―支援の連続性を目指して―」の3講座を開講している。また、2月にはニュースレターvol.7を発行し、県内の全小・中・高・特別支援学校・教育委員会、千葉市内の幼稚園・保育園・こども園等に配付するとともに、HPに掲載して紹介している。さらに、HP上では、特別支援と障害支援に貢献する研究論文等のデータベースも提供している。

3. 高大連携の推進

平成 29(2017)年度から、地域への貢献を主眼とし、高等学校と大学との相互理解の推進や、高校生の進路に対する意識の高揚、高校と大学との‘学びのギャップ’の解消、大学入学者のミスマッチの解消等を事業目的とする高大連携事業を展開し、千葉県内の高等学校 22 校(令和元(2019)年度末現在)に附属高校を加えて連携協定を締結し、通常授業の開放や、高校生向けの特別講座の開設、教員等による出前授業・出張講義等を実施した。

また平成 30(2018)年度から、新たに高校生プレゼンテーションコンテストを本学において開催し、「理想の共生社会をめざして」をテーマに、県内外の高校生が発表した。令和元(2019)年度は11月9日に開催し、9校14グループの発表があった。これらにより、参加した高校生の大学に対する理解及び本学についての理解を深めるとともに、高校同士の交流や進路実現を図ることができた。

4. 公開講座

公開講座は、短期大学と共同で開催しており、地域の住民が大学教員の持つ最新の知識や技能に触れる機会となっている。公開講座委員会が計画し、推進している。令和元(2019)年度は36講座(41回)を実施し760人が受講した。開講している講座は、継続して開催しているもののほか、年々、新規に企画したものを加えている。

5. 教員免許更新講習・免許法認定講習

教員免許更新講習は、短大と共同で開催している。幼稚園から高校までの教員が最新の教育知識や技能に触れる機会となっている。

免許法認定講習については、とりわけ本学は特別支援教育に力を入れていることから、特別支援学校教諭二種免許法認定講習は千葉のみならず全国からの参加者を迎えている。

また令和元(2019)年度から、国立千葉大学とのコンソーシアムによる幼稚園教諭一種免許法認定講習を開始した。これについては文部科学省から高い評価を受けており、令和2(2020)年度にも引き続き開催することとなった。

6. 植草共生の森・ビオトープの整備

平成 25(2013)年度から、校地に隣接し学園が所有する約 2 万㎡を超える広大な雑木林を「植草共生の森」と名付け、「里山の再生」をテーマにビオトープとしての整備を進めている。生物多様性を学ぶ場として、あるいは憩いの場として、また地域住民との交流の場として活用されている。「ビオトープ祭り」には毎回 400～500 人の地域住民、介護施設などからの参加者があり、令和元(2019)年度は令和 2(2020)年 1 月 11 日に「第 6 回ビオトープ祭り」を実施した。当日は、風もなく比較的穏やかな天候の下、近隣だけでなく美浜区や緑区などからも沢山の方が参加され、600 人を超える参加者と本学の学生や教職員で賑やかに開催することができた。本学の自然林を活用した地域に開かれた行事へと進化している。

また、平成 28(2016)年度から、ホタルの育成環境を整備し、ヘイケボタルを放流し、ホタル観賞会を実施した。平成 29(2017)年度には、学生が「共生の森人」というボランティア団体を立ち上げ、年間を通じて森の整備活動や森の自然体験活動を行ってきている。今後、一層地域に開かれた「共生の森」としたい。

《大学と自治体との連携協定に基づく活動》

1. 拠点福祉避難所

これまで千葉市との連携研究課題として、短期大学と協力し、「拠点福祉避難所運営訓練」(28 年度;10 月 13 日)を実施してきたところであるが、平成 29(2017)年 3 月には、千葉市長と植草学園理事長との間で「拠点福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結し、植草学園を千葉市拠点福祉避難所とする指定書が交付された。29 年度末には、小倉キャンパスに防災倉庫が設置され、受け入れ態勢の整備を進めることができた。

令和元(2019)年度は、10 月 30 日に千葉市及び障害者団体等の協力を得て、4 回目となる「拠点福祉避難所」の開設・運営訓練を実施し、その有効性を検証するとともに、この訓練で得られた経験を大学のカリキュラム等に反映し、HUG 研修(避難所運営ゲーム研修)を取り入れるなど、災害時の障害者等への支援に向けた実践力のある人材育成の一助とすることとしている。

2. 縄文オペラ〈加曽利貝塚物語〉の創作・上演

千葉市の若葉区地域活性化支援事業の一環として、平成 30(2018)年度から地域の小学校や特別支援学校の児童とともに、区内にある国特別史跡の加曽利貝塚を舞台にしたオペラを創作・上演し、児童や地域住民の地元への理解及び愛着を高めることができた。

3. パラスポーツの展開

パラスポーツ講座として、平成 29(2017)年度から、新たに千葉市オリンピック・パラリンピック推進課からの依頼に基づき車椅子バスケットボールを実施して、パラスポーツを体験する機会を設けてきた。

また、千葉市との連携によるパラスポーツ交流会として「ボッチャ体験会」を平成 30(2018)年度から開催。元年度は、本学学園祭(11 月 9 日・土)の日に、ピアヘルパーサークルの学生が運営主体となって開催した。本学学生及び学園祭に訪れた子どもから

高齢者まで幅広い年齢層の地域住民の方々が大勢参加し、ボッチャ競技を楽しみながら体験することで、地域住民の競技理解やパラリンピックの気運の醸成にも貢献することができた。

A-2-② 地域との連携・地域への貢献の継続性・発展性

<高大連携事業>

①高校生が本学の授業を受講する連携授業の実施，②教員等による出前授業・出張講義の実施，③高大の相互理解をより深化させる重要な機会としての「高大連携推進協議会」の実施，④「高校生プレゼンテーションコンテスト」の実施の4事業を行っており，特に「高校生プレゼンテーションコンテスト」は，「理想の共生社会をめざして」というテーマで自らの主張や考えを他校生徒をはじめとする聴衆の前で発表する機会の提供となっており，高校から期待される行事となっている。これら事業の発展的継承を図る。

<公開講座>

今般の感染症拡大状況下，今年度開講の見通しは立っていない。遠隔開講（Zoomを使ったWEB会議形式の講座など）の可能性を探っていくことで，今後は他県などより広範な受講者にも公開講座の受講機会の提供を増やしていきたい。

<教員免許状更新講習>

令和元(2019)年度より自校キャンパス以外の会場（県内市町村の公民館や千葉県生涯大学校校舎）でも開講するなどし，受講者（地域在住あるいは勤務する教員）の利便性向上と本学における教育研究活動の積極的発信に取り組んでいる。令和2(2020)年度は，遠隔（Zoomの活用）による開講を予定し，準備を進めている。

<特支二種免許法認定講習>

受講者の約45%（令和元(2019)年度実績より。受講者113人中県外在住者は50人）を県外の受講者が占め，北は北海道，南は九州各県から文字通り全国の特支免許取得を目指す人々に知られる存在になりつつあるといえる。今後も全国視点の広報活動，講習企画に取り組んでいきたい。

<幼一種免許法認定講習>

国立千葉大学との連携という，これまでにない取組みであったが，文部科学省担当者による評価や受講生からの反応（次年度以降の開講を強く希望するとの声を受講者アンケートに寄せられた）から，地域全体の教員養成の質向上につながる取組みと捉え，今後も充実させていく予定である。令和2(2020)年度においても実施の準備を進めている。

<植草共生の森・ビオトープ>

本学の「植草共生の森運営部会」や地域の特定非営利法人「ちばサイエンスの会」を中心に，学生や地域住民にも働きかけ森の定期的な整備活動を続け，かつての日本では当然のこととして行われてきた里山の整備を行いながら，生物多様性の大切さを学び，

里山整備の知恵を体験できる貴重な学習の場とする。更に、来訪者を交えた学生の教育・実習（体験思考型環境教育，ボランティア教育，セラピー教育，幼児教育，介護教育，リハビリ教育等）活動の場とすることを目指す。

＜大学と自治体との連携協定に基づく活動＞

地域との連携を継続性のあるものにするために、千葉市及び若葉区との連携協定を結び年2回双方で連絡会議を開き何ができるか、何が可能か協議を進めている。本学の近くにある国の特別史跡である加曽利貝塚を主題とするオペラを地元の小学校・特別支援学校の児童生徒と連携し行うことを通じ、本学の教育力・教育資産を生かした千葉市のまちづくり及びまちの魅力発信に貢献し、千葉市との共存・共栄を目指す事ができる。

一方、2021年千葉市で行われることとなったオリンピック・パラリンピックに関連するイベントへ、学生が自ら参加することや、関連種目の体験講座を学内で学生の手により開催することで、オリンピック・パラリンピックに向けての機運の醸成、及び実施後の千葉県内・千葉市内に継承されるレガシーの創出、特にインクルーシブ教育を教育の根幹とする本学においてパラスポーツの普及・振興を推進し関わり続けることで、「スポーツ共生都市・千葉市の発展」に学生が大きく関与し続けることとなる。

今後も地域との連携を強化し発展させていく方針である。

(3) A-2の改善・向上方策（将来計画）

今後もこれまでの地域との連携・協力関係を維持し、本学主体の活動を展開するとともに、さらに他の貢献が可能な地域連携推進室と地域連携推進委員会で検討していく。

また地域の自治体や教育委員会等公的な機関との連携については、本学の研究・教育さらには本学の学生が地域の教育や福祉の向上に寄与できるように、協力体制を強化していく。

（【資料 A-2-1】子育て支援・教育実践センター利用案内）

（【資料 A-2-2】子育て支援・教育実践センター利用状況）

（【資料 A-2-3】特別支援教育センター・パンフレット）

（【資料 A-2-4】特別支援教育センター・ニュースレター）

（【資料 A-2-5】令和元年度高大連携事業計画）

（【資料 A-2-6】令和元年度高校生プレゼンコンテスト実施要領）

（【資料 A-2-7】植草学園大学・植草学園短期大学公開講座 2019 リーフレット）

（【資料 A-2-8】2019 年度公開講座利用状況）

（【資料 A-2-9】更新講習・認定講習受講者数推移（2017-2019））

（【資料 A-2-10】植草共生の森概要（学園広報誌『U-heart』より抜粋））

（【資料 A-2-11】第6回ビオトープ祭り実施要領）

（【資料 A-2-12】令和元年度ホテル観賞会実施要領）

（【資料 A-2-13】拠点福祉避難所の開設及び運営に関する協定）

（【資料 A-2-14】令和元年度拠点福祉避難所運営訓練資料）

（【資料 A-2-15】令和元年度加曽利貝塚事業報告書）

（【資料 A-2-16】2019 パラスポーツ講座）

(【資料 A-2-17】 2019 ボッチャ体験会)

【基準 A の自己評価】

大学主体の地域貢献活動を積極的に進めている。また、地域の自治体や地域の学校等に更に積極的に働きかけを行うことによって、地域との連携を一層強化し活動を活発化することが可能となっていくことを実感している。現在、千葉市若葉区と本学は連携協定を結び、年 2 回の連絡会議を通して、有機的な関係を深めている。また、多面的な連携により、地域社会の福祉向上に貢献している姿を地域に積極的に発信している。今後も、こうした活動をより活性化し、地域にとって一層必要度の高い大学として地域に定着することとする。

以上のことから、地域との連携・協力関係の推進には十分に応えており、総合的に見て、基準 A を満たしていると判断できる。

V. 特記事項

1. ちば産学官連携プラットフォームへの参画

ちば産学官連携プラットフォームは、平成 30(2018)年に千葉市内の大学・短期大学等による計 11 校が連携協定を締結し、設立した。また、千葉市、千葉商工会議所との包括連携協定、地元金融機関、企業、NPO 法人、公益法人等と連携協定等を通じ、産学官の地域連携プラットフォームを形成し、定期的な協議と事業の協働を実施している。更に、千葉市内の高等学校との連携も図っている。

本プラットフォームの理念は、千葉市内に所在する大学・短期大学が連携するとともに、千葉市、千葉市内の産業界と連携、協働、共創することにより、千葉市内の高等教育機関の魅力を高めるとともに、地域づくりや地域経済の発展に参画することで、人々の幸せに寄り添い、共に発展していくことを目指す。

本学では令和元(2019)年度から「こども子育て支援連携ワーキンググループ」を幹事校として立ち上げ、地域におけるこども子育て支援の取組みを推進するため、ちば産学官連携プラットフォーム参画校附属の子育て支援施設（乳児から幼児までの親子の触れあいの場）間の連携を図るとともに、幼児期から学童期を通じたこどもの発達に伴う親としての成長を支えるため、共同講座等の開設・運営について検討している。

2. 音楽療法士（2種）の養成

令和 2(2020)年度リハビリテーション学科設置に伴い、発達教育学部及び保健医療学部の両学部で音楽療法士（2種）の資格を取得できるカリキュラムを開設した。

音楽療法士は、幼児から高齢者までこころやからだに援助を必要としている人を音楽療法の専門的知識や演奏技術等をもって基本的動作能力の維持向上や社会的応用能力の回復を図るものである。欧米社会では病院・社会福祉等の現場で広く普及しているが、日本では普及拡大の途上といわれており、リハビリテーション学科（作業療法、理学療法等）で資格取得できる大学は少ない。

本学では、作業療法学専攻開設時に、国内の音楽療法のパイオニアである教授を中心に、アメリカの大学で音楽療法を指導している教員や、音楽療法活動をしている演奏家等を招聘し、音楽療法士（2種）資格取得のカリキュラムを構築した。令和 2(2020)年度入学生は、両学部で 30 人程が関係科目を受講しており、入学生の関心も高い。

3. 学生学内アルバイト

本学では、学内アルバイトの提供という形で、学生の経済的支援を行っている。

学生が協調性や社会性を身につけるとともに、大学の運営に関わっているという自覚をもってもらう目的もある。オープンキャンパススタッフ、図書館受付及び整備業務、学内清掃等、授業の空き時間を利用するなど、時間を有効に活用できるよう学生生活のサポートを行っている。経済的理由で進学をあきらめることなく学んでいる学生を応援するシステムを構築している。

VI. 法令等遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条（目的）に建学の主旨及びそれに基づいて大学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 6 条（学部、学科及び学生定員）に発達教育学部及び保健医療学部の設置を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 13 条（修業年限）に修業年限を 4 年と定めている。	3-2
第 88 条	○	学則第 44 条（入学前の既修得単位等の認定）に他大学等の修得単位の認定について定めている。	3-2
第 89 条	—	該当なし（早期卒業制度なし）	3-2
第 90 条	○	学則第 19 条（入学資格）に定め、入学選抜を行っている。	2-1
第 92 条	○	学則第 10 条（職員組織）に教員の職位・役職及び事務職員を定め組織編制を行っている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 12 条（教授会）及び「植草学園大学教授会規程」に定め開催している。	4-1
第 104 条	○	学則第 53 条（学位の授与）及び「植草学園大学学位規程」に定めている授与している。	3-1
第 105 条	○	学則第 71 条（特別の課程）に定めている。	3-1
第 108 条	—	該当なし（大学に短期大学を設置していない）	2-1
第 109 条	○	学則第 3 条（自己点検評価等）及び詳細を「植草学園大学点検評価規程」に定め自己点検評価書を作成している。	6-2
第 113 条	○	学則第 4 条（教育研究活動等の状況についての情報の公表）に定めており、大学 HP 等において広く公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 10 条（職員組織）及び「植草学園組織規程」に定め事務職員を置く。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 23 条（編入学）第 1 項第 2 号に高等専門学校、短期大学の卒業者の編入学を定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 23 条（編入学）第 1 項第 3 号に専修学校の専門課程修了生の編入学を定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第4条	○	<p>第1号については、学則第13条（修業年限）、第15条（学年）、第16条（学期）、第17条（休業日）で定めている。</p> <p>第2号については、学則第6条（学部、学科及び学生定員）で定めている。</p> <p>第3号については、学則第34条（教育課程の編成方針）、第46条（1年間の授業期間）、第47条（各授業科目の授業期間）で定めている。</p> <p>第4号については、学則第48条（成績評価基準等の明示等）、第49条（考査）、第50条（単位の認定）で定めている。</p> <p>第5号については、学則第6条（学部、学科及び学生定員）第2項及び第10条（職員組織）で定めている。</p> <p>第6号については、第18条（入学の時期）から第31条（転学）及び第51条（卒業）から第53条（学位の授与）で入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項を定めている。</p> <p>第7号については、第56条（検定料、入学金及び授業料等の額）から第61条（既納の検定料等）で定めている。</p> <p>第8号については、学則第62条（表彰）、第63条（懲戒）において定めている。</p> <p>第9号については、学則第70条（健康管理室その他の厚生施設）に定めているが、寄宿舎自体は設置していない。</p>	3-1 3-2
第24条	—	指導要録法令対象外。ただし、学籍、成績等適正に管理している。	3-2
第26条 第5項	○	学則第63条（懲戒）及び「植草学園大学学生懲戒規程」に定めている。	4-1
第28条	○	第1項第1号から第7号に示される表簿は、各所管部署において備えている。また、保存年限は学校法人植草学園文書取扱規程に定めている。	3-2
第143条	○	「植草学園大学教授会規程」第11条（代議員会等）において定めている。	4-1
第146条	○	学則第44条（入学前の既修得単位等の認定）に定めている。	3-1

植草学園大学

第 147 条	－	該当なし（早期卒業制度なし）	3-1
第 148 条	－	該当なし（特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業を行う学部を設置していない）	3-1
第 149 条	－	該当なし（早期卒業制度なし）	3-1
第 150 条	○	学則第 19 条（入学資格）第 3 号から第 8 号に，文部科学大臣の定めるところにより，これと同等以上の学力があると認められている者について定めている。	2-1
第 151 条	－	該当なし（高校からの飛び級入学制度なし）	2-1
第 152 条	－	該当なし（高校からの飛び級入学制度なし）	2-1
第 153 条	－	該当なし（高校からの飛び級入学制度なし）	2-1
第 154 条	－	該当なし（高校からの飛び級入学制度なし）	2-1
第 161 条	○	学則第 23 条（編入学）に短期大学卒業者の編入学について定めている。	2-1
第 162 条	○	個別規定されていないが，実例が生じた際は，学則第 25 条（転入学）の規定において「大学」に相当するものとして適用する。	2-1
第 163 条	○	学則第 16 条（学期）に定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	発達教育学部では，「植草学園大学インクルーシブ教育支援士及びインクルーシブ教育・保育支援士の認定等に関する要項」の定めにより，必要単位を取得した者に「インクルーシブ教育支援士，インクルーシブ教育・保育支援士（本学認定資格）」の学修証明書を交付している。	3-1
第 164 条	○	学則第 71 条（特別の課程）に定めている。	3-1
第 165 条の 2	○	三つのポリシーは，大学 HP に公開しているだけでなく，ミッション・ポリシーは，入学試験要項に，ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは，『履修要項』に明示している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 3 条（自己点検評価等）及び「植草学園大学点検評価規程」に定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	毎年 5 月 1 日現在の状況について大学 HP において公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 52 条（卒業証書の授与）に定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 23 条（編入学）に高等専門学校卒業者の編入学について定めている。	2-1

植草学園大学

第 186 条	○	学則第 23 条（編入学）に専修学校専門課程修了者の編入学について定めている。	2-1
---------	---	---	-----

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学則第 3 条（自己点検評価等）に基づく自己点検評価を毎年実施し確認するとともに、定期的に認証評価を受け、その結果を公表し、教育研究水準の向上を図っている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条（目的）及び「植草学園大学発達教育学部規程」「植草学園大学保健医療学部規程」においてそれぞれ第 2 条（教育研究上の目的）で定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	「植草学園大学入学者選抜規程」に基づき、適切な体制を整えて実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	各種委員会を教員と事務職員とで構成し、双方の連携・協働による大学運営に留意している。	2-2
第 3 条	○	学部は、育研究上適当な規模内容を有し、教員の退職等の異動が生じた場合には、「人事基本方針」に基づいて、当該学科の将来の人員配置を見通した人事を進めており、法令上の必要人数を確保できるようにしている。	1-2
第 4 条	○	学部ごとにそれぞれ一学科設置しており、学則第 6 条（学部、学科及び学生定員）に定めている。	1-2
第 5 条	—	該当なし（学科に代わる課程なし）	1-2
第 6 条	○	組織ごとに規程を定め、適切に運営できるよう教員組織や施設設備等備えている。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	法令に則り、必要教員数を確保するとともに、教員の定年規程を定め、年齢が偏らないよう計画的に人事を進めている。	3-2 4-2
第 10 条	○	できる限り選任教員を授業科目担当者として、基準遵守に努めている。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	専攻分野における実務経験及び高度の実務の能力を有する教員が教育課程の編成に携われるよう努めている。	3-2
第 11 条	—	該当なし（全教員授業担当）	3-2 4-2
第 12 条	○	「学校法人植草学園職員就業規程」第 12 条において、	3-2

植草学園大学

		許可なく学園の業務以外の職務に従事しないこととし、学園外の他の職務に従事する場合は、第13条において予め理事長に届け出て許可を得ることとしている。	4-2
第13条	○	法令に則り、適正な教授数、教員数を確保している。	3-2 4-2
第13条の2	○	「学校法人植草学園管理職員選任規程」第2条第3項において定め、学長を選考している。	4-1
第14条	○	「植草学園大学教員選考規程」第7条（教授の資格）に基づき、適切に審査している。	3-2 4-2
第15条	○	「植草学園大学教員選考規程」第8条（准教授の資格）に基づき、適切に審査している。	3-2 4-2
第16条	○	「植草学園大学教員選考規程」第9条（講師の資格）に基づき、適切に審査している。	3-2 4-2
第16条の2	○	「植草学園大学教員選考規程」第10条（助教の資格）に基づき、適切に審査している。	3-2 4-2
第17条	○	「植草学園大学教員選考規程」第11条（助手の資格）に基づき、適切に審査している。	3-2 4-2
第18条	○	学則第6条（学部、学科及び学生定員）に定めている。	2-1
第19条	○	学則第34条（教育課程の編成方針）及び学部ごとに定めたカリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を編成している。	3-2
第20条	○	各学部規程の別表において示している。	3-2
第21条	○	設置基準を基に、学則第45条（単位の計算方法）及び各学部規程の第8条（単位の計算方法）に定めている。これによらない演習の一部及び実習については、別表の備考欄において取扱いを示している。	3-1
第22条	○	学則第46条（1年間の授業期間）に定めている。	3-2
第23条	○	学則第47条（各授業科目の授業期間）に定めている。	3-2
第24条	○	授業を行う学生数は、授業を方法及び施設設備を考慮し、演習科目は50人以下となるよう配慮している。	2-5
第25条	○	学則第36条（授業の方法）・第42条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）・第43条（大学以外の教育施設等における学修）に定めている。	2-2 3-2
第25条の2	○	学則第48条（成績評価基準等の明示等）に基づき、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画、成績評価基準等について、各科目のシラバスにおいて明示し、HP上で公開している。	3-1
第25条の3	○	学則第38条（教育内容等の改善のための組織的な研修	3-2

植草学園大学

		等)に基づき、授業改善のための実態調査を実施し、学生の評価や自由意見を反映させている。また授業改善等を目的としたFD研修会を、年2回実施している。	3-3 4-2
第26条	—	該当なし(昼夜開講制なし)	3-2
第27条	○	学則第49条(考査)・第50条(単位の認定)に基づき、単位を授与している。	3-1
第27条の2	○	学則第40条(履修登録単位数の上限)及び各学部規程第7条(履修登録単位数の上限)、各学部の「履修登録単位数の上限に関する細則」に定め、登録を認めている。	3-2
第28条	○	学則第42条(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)に定め、運用している。	3-1
第29条	○	学則第43条(大学以外の教育施設等における学修)に定め、運用している。	3-1
第30条	○	学則第44条(入学前の既修得単位等の認定)に定め、運用している。	3-1
第30条の2	○	学則第39条(長期にわたる教育課程の履修)において定め、運用している。	3-2
第31条	○	学則第66条(科目等履修生)及び「植草学園大学科目等履修生規程」により、授業に支障がない限りにおいて入学並びに単位認定を行っている。	3-1 3-2
第32条	○	学則第51条(卒業)において定め、運用している。	3-1
第33条	—	該当なし(授業時間制の適用なし)	3-1
第34条	○	教育にふさわしい環境をもち、学生が休息に利用するのに適当な空地(中庭広場等にベンチ等を置き、コミュニティスペースを設置している。校舎周辺には芝生広場が2カ所あり、休憩やレクリエーションに使用されている。)、隣接して植草共生の森(ビオトープ)整備している。	2-5
第35条	○	隣接した敷地にグラウンドを整備しており、主に体育の授業科目やサークルで使用している。	2-5
第36条	○	設置基準に基づいた施設を整備している。	2-5
第37条	○	設置基準に基づいて算定した校地面積を所有(参照:エビデンス集(データ編)【共通基礎】)している。	2-5
第37条の2	○	設置基準に基づいて算定した校舎面積を所有(参照:エビデンス集(データ編)【共通基礎】)している。	2-5
第38条	○	設置基準に基づいて図書や資料を備え、整理、提供を行い、専門的職員を中心とした運営を行っている。学生が主体的に教育研究を促進できるような設備を備え	2-5

植草学園大学

		ている。	
第 39 条	—	発達教育学部は教員養成を主たる目的としているが、免許取得が卒業要件ではないため附属学校は設置していない(参照:大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き(平成30年度改訂版)p279のQ.40)。なお、大学附属認定こども園(弁天こども園)、附属美浜幼稚園を有している。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし(薬学に関する学部学科の設置なし)	2-5
第 40 条	○	適宜必要な種類及び数の機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし(教育研究を行う二以上の校地なし)	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究経費として予算計上し、環境整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	学則第6条(学部、学科及び学生定員)に、本学の教育目的にふさわしい2学部2学科の名称を定めている。	1-1
第 41 条	○	「学校法人植草学園組織規程」により、必用とされる事務組織を設置している。	4-1 4-3
第 42 条	○	学務課を設置し厚生補導を行っている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	教育課程において、発達教育学部は「キャリア演習」、保健医療学部は各学年において体系的にキャリア構築としての科目を履修し、資質・能力の育成を図っている。事務組織としては、キャリア支援課を設置して就職支援を行っている。	2-3
第 42 条の 3	○	「植草学園職員研修規程」を設け、学内研修は毎年8月、12月の年2回実施、外部研修は、専任職員を中心に計画的に参加させている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし(学部の組織の枠を越えた学位プログラムなし)	3-2
第 43 条	—	該当なし(共同教育課程の編成なし)	3-2
第 44 条	—	該当なし(共同教育課程の設置なし)	3-1
第 45 条	—	該当なし(共同学科の設置なし)	3-1
第 46 条	—	該当なし(共同学科の設置なし)	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし(共同学科の設置なし)	2-5
第 48 条	—	該当なし(共同学科の設置なし)	2-5
第 49 条	—	該当なし(共同学科の設置なし)	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし(工学に関する学部の設置なし)	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし(工学に関する学部の設置なし)	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし(工学に関する学部の設置なし)	4-2

植草学園大学

第 57 条	—	該当なし（外国に設けた組織の設置なし）	1-2
第 58 条	—	該当なし（大学院大学の設置なし）	2-5
第 60 条	—	該当なし（新たな大学の設置又は薬学を履修する課程の修業年限の変更に伴う段階的整備なし）	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学則第 53 条（学位の授与）に定めている。	3-1
第 10 条	○	「植草学園大学学位規程」第 5 条（学位に付する専攻分野の名称）に、学部ごとに授与する学位に付記する専攻分野の名称を定めている。	3-1
第 13 条	○	学則及び「植草学園大学学位規程」に定めている。なお、学則は改正があれば文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	「学校法人植草学園常任理事会規程」第 9 条に定める（専門部会）として設置した「学園将来構想等検討会議」及び「学園経営強化会議」では、将来を見据えた運営全般について検討し経営強化に取り組んでいる。そして、FD 及び SD を計画的に実施することによって、教育機関としての質の向上に努めている。また、「学校法人植草学園寄附行為」第 39 条に（情報の公表）を定め、運営の透明性を図っている。	5-1
第 26 条の 2	○	「学校法人植草学園寄附行為」に規定はしていないが、「私立学校法」の定めに従い、（特別の利益供与の禁止）について、適切に対応している。	5-1
第 33 条の 2	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 38 条第 2 項（財産目録等の備付け及び閲覧）に定めている。	5-1
第 35 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 5 条（役員）に、理事 7 人、監事 2 人を置くとともに、理事の互選により理事長を選出することを定めている。	5-2 5-3

植草学園大学

第 35 条の 2	○	「学校法人植草学園寄附行為」に規定はしていないが、「私立学校法」の定めに従い、(学校法人と役員との関係)について、適切に対応している。	5-2 5-3
第 36 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 19 条 (理事会) に定めている。	5-2
第 37 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 11 条 (理事長の職務)・第 13 条 (理事の代表権の制限)・第 17 条 (理事長の職務の代理等)・第 18 条 (監事の職務) に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 6 条 (理事の選任)・第 7 条 (監事の選任) に定めている。	5-2
第 39 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 7 条 (監事の選任) において定めている。	5-2
第 40 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 9 条 (役員) の補充) において定めている。	5-2
第 41 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 22 条 (評議員会) に定めており、評議員会は 15 人の評議員をもって組織している。	5-3
第 42 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 24 条 (諮問事項) に定めている。	5-3
第 43 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 25 条 (評議員会の意見具申等) に定めている。	5-3
第 44 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 26 条 (評議員の選任) に定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 48 条 (責任の免除)・第 49 条 (責任限定契約) により定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	「学校法人植草学園寄附行為」に記載はないが、「私立学校法」の規定により責任が生じる。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	「学校法人植草学園寄附行為」に記載はないが、「私立学校法」の規定により責任が生じる。	5-2 5-3
第 45 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 46 条 (寄附行為の変更) に定めており、適切に対応している。	5-1
第 45 条の 2	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 35 条 (予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画) に定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 37 条 (決算及び実績の報告) に定めている。	5-3
第 47 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 38 条 (財産目録等の備付け及び閲覧) に定めている。	5-1

植草学園大学

第 48 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 40 条（役員の報酬）及び「学校法人植草学園役員報酬及び退職金等規程」第 2 条（報酬等）・第 3 条（報酬額及び支給方法等）に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 42 条（会計年度）に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 39 条（情報の公開）に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	—		1-1
第 100 条	—		1-2
第 102 条	—		2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	—		2-1
第 156 条	—		2-1
第 157 条	—		2-1
第 158 条	—		2-1
第 159 条	—		2-1
第 160 条	—		2-1

大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		6-2 6-3
第 1 条の 2	—		1-1 1-2
第 1 条の 3	—		2-1
第 1 条の 4	—		2-2
第 2 条	—		1-2
第 2 条の 2	—		1-2
第 3 条	—		1-2
第 4 条	—		1-2

植草学園大学

第5条	—		1-2
第6条	—		1-2
第7条	—		1-2
第7条の2	—		1-2 3-2 4-2
第7条の3	—		1-2 3-2 4-2
第8条	—		3-2 4-2
第9条	—		3-2 4-2
第10条	—		2-1
第11条	—		3-2
第12条	—		2-2 3-2
第13条	—		2-2 3-2
第14条	—		3-2
第14条の2	—		3-1
第14条の3	—		3-3 4-2
第15条	—		2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	—		3-1
第17条	—		3-1
第19条	—		2-5
第20条	—		2-5
第21条	—		2-5
第22条	—		2-5
第22条の2	—		2-5
第22条の3	—		2-5 4-4
第22条の4	—		1-1
第23条	—		1-1 1-2

植草学園大学

第 24 条	—		2-5
第 25 条	—		3-2
第 26 条	—		3-2
第 27 条	—		3-2 4-2
第 28 条	—		2-2 3-1 3-2
第 29 条	—		2-5
第 30 条	—		2-2 3-2
第 30 条の 2	—		3-2
第 31 条	—		3-2
第 32 条	—		3-1
第 33 条	—		3-1
第 34 条	—		2-5
第 34 条の 2	—		3-2
第 34 条の 3	—		4-2
第 42 条	—		4-1 4-3
第 43 条	—		4-3
第 45 条	—		1-2
第 46 条	—		2-5 4-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		6-2 6-3
第 2 条	—		1-2
第 3 条	—		3-1
第 4 条	—		3-2 4-2
第 5 条	—		3-2 4-2
第 6 条	—		3-2
第 6 条の 2	—		3-2
第 7 条	—		2-5

植草学園大学

第 8 条	—		2-2 3-2
第 9 条	—		2-2 3-2
第 10 条	—		3-1
第 11 条	—		3-2 3-3 4-2
第 12 条	—		3-2
第 13 条	—		3-1
第 14 条	—		3-1
第 15 条	—		3-1
第 16 条	—		3-1
第 17 条	—		1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—		1-2 3-1 3-2
第 19 条	—		2-1
第 20 条	—		2-1
第 21 条	—		3-1
第 22 条	—		3-1
第 23 条	—		3-1
第 24 条	—		3-1
第 25 条	—		3-1
第 26 条	—		1-2 3-1 3-2
第 27 条	—		3-1
第 28 条	—		3-1
第 29 条	—		3-1
第 30 条	—		3-1
第 31 条	—		3-2
第 32 条	—		3-2
第 33 条	—		3-1

第34条	—		3-1
第42条	—		6-2 6-3

学位規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第3条	—		3-1
第4条	—		3-1
第5条	—		3-1
第12条	—		3-1

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	—		6-2 6-3
第2条	—		3-2
第3条	—		2-2 3-2
第4条	—		3-2
第5条	—		3-1
第6条	—		3-1
第7条	—		3-1
第9条	—		3-2 4-2
第10条	—		2-5
第11条	—		2-5
第12条	—		2-2 3-2
第13条	—		6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名, 学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校, 附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部, 学科別在籍者数 (過去 5 年間)	
【表 2-2】	研究科, 専攻別在籍者数 (過去 3 年間)	該当なし
【表 2-3】	学部, 学科別退学者及び留年者数の推移 (過去 3 年間)	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況 (過去 3 年間)	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況 (前年度実績)	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況 (授業料免除制度) (前年度実績)	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況 (前年度実績)	
【表 2-9】	学生相談室, 医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要 (図書館除く)	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況 (前年度実績)	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級, 卒業 (修了) 要件 (単位数)	
【表 4-1】	学部, 学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成 (正職員・嘱託・パート・派遣別, 男女別, 年齢別)	
【表 5-1】	財務情報の公表 (前年度実績)	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率 (法人全体のもの)	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率 (法人全体のもの)	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率 (大学単独)	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率 (大学単独)	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率 (法人全体のもの)	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率 (法人全体のもの)	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況 (法人全体のもの) (過去 5 年間)	

※該当しない項目がある場合は, 備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	・学校法人植草学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	・大学案内 UEKUSA 2021 GUIDE BOOK	
【資料 F-3】	大学学則, 大学院学則	
	・植草学園大学 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項, 入学者選抜要綱	
	・植草学園大学・植草学園短期大学 入学試験要項 2020	

植草学園大学

【資料 F-5】	学生便覧	
	・令和 2 年度『履修要項』	
【資料 F-6】	事業計画書	
	・令和 2 年度(2020 年度)植草学園事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	・令和元年度(2019 年度)植草学園事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ, キャンパスマップなど	
	・植草学園大学アクセスマップ	
	・植草学園大学キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧(規定集目次など)	
	・学校法人植草学園規程一覧, 植草学園大学規程一覧	
【資料 F-10】	理事, 監事, 評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会, 評議員会の前年度開催状況(開催日, 開催回数, 出席状況など)がわかる資料	
	・令和 2 年度 学校法人植草学園 理事・常任理事・監事・評議員名簿	
	・令和元年度 学校法人植草学園 理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類(過去 5 年間), 監事監査報告書(過去 5 年間)	
	・平成 27 年度～令和元年度計算書類	
	・平成 27 年度～令和元年度監事監査結果について(報告)	
【資料 F-12】	履修要項, シラバス(電子データ)	
	・令和 2 年度履修要項, 令和 2 年度授業概要(シラバス)	履修要項は F-5 参照。
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	・発達教育学部発達支援教育学科: 三つのポリシー	
	・保健医療学部理学療法学科: 三つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	
	・該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)	
	・該当なし	
【資料 F-16】	法人及び大学の規程集	
	・学校法人植草学園規程集	
	・植草学園大学規程一覧	電子データで提出

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	・植草学園大学学則第 1 条	
【資料 1-1-2】	・発達教育学部規程第 2 条及び保健医療学部規程第 2 条	
【資料 1-1-3】	・『履修要項』(抜粋)	
【資料 1-1-4】	・植草学園大学 HP 発達教育学部紹介ページ 保健医療学部紹介ページ	
【資料 1-1-5】	・令和元年度第 6 回理事会議事要録 R2. 3. 27	
【資料 1-1-6】	・学校法人植草学園中期計画(UGPlan2018-2023)	
【資料 1-1-7】	・令和元年度(2019 年度)植草学園事業報告書	【資料 F-7】に同じ
【資料 1-1-8】	・平成 29 年度大学将来構想検討委員会議事録 H29. 6. 28	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	・平成 17 年度第 3 回理事会議事録(H18. 1. 25)	
【資料 1-2-2】	・発達教育学部発達支援教育学科: 三つのポリシー	【資料 F-13】に同じ
【資料 1-2-3】	・保健医療学部理学療法学科: 三つのポリシー	【資料 F-13】に同じ

植草学園大学

【資料 1-2-4】	・学校法人植草学園中期計画 (UGPlan2018-2023)	【資料 1-1-6】に同じ
------------	---------------------------------	---------------

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	・入学試験要項 アドミッション・ポリシー	
【資料 2-1-2】	・植草学園大学 HP 入試情報 アドミッション・ポリシー	
【資料 2-1-3】	・オープンキャンパス配付資料	
【資料 2-1-4】	・大学 HP 植草学園・動画アーカイブ https://www.uekusa.ac.jp/movie	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	・「授業科目履修状況確認票」および各専攻の「資質・能力自己評価票」	
【資料 2-2-2】	・トライアルコート概要	
【資料 2-2-3】	・スタディコート概要	
【資料 2-2-4】	・幼稚園教育実習・保育実習 手引き書	
【資料 2-2-5】	・教育実習の手引き (小学校・特別支援学校・介護等体験)	
【資料 2-2-6】	・令和元年度基礎理学療法学見学実習の手引き	
【資料 2-2-7】	・地域理学療法学実習 学外実習の手引き 2019 年度	
【資料 2-2-8】	・学外実習実施要項 理学療法評価学臨床実習, 総合臨床実 I・II	
【資料 2-2-9】	・理学療法学科臨床実習指導者会議資料	
【資料 2-2-10】	・フレッシュマンセミナーしおり	
【資料 2-2-11】	・植草学園大学・短期大学 障害等のある学生修学支援ガイドライン	
【資料 2-2-12】	・植草学園大学・植草学園短期大学修学及び生活に関する配慮申請書	
【資料 2-2-13】	・ノートテイク講習会	
【資料 2-2-14】	・障害等のある学生支援ガイド	
【資料 2-2-15】	・学校法人植草学園うるおい相談員一覧表	
【資料 2-2-16】	・平成 30 年 12 月 26 日実施 SD 研修会 資料	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	・令和 2 年度キャリア支援年間活動計画	
【資料 2-3-2】	・キャリアガイドブック	
【資料 2-3-3】	・令和元年度公立学校教員採用選考試験対策講座カリキュラム	
【資料 2-3-4】	・植草学園大学・植草学園短期大学 教職・公務員支援センター規程	
【資料 2-3-5】	・令和 2 年度教職・公務員支援センター学習会予定表	
【資料 2-3-6】	・令和元年度保健医療学部開設科目における国試対策状況	
【資料 2-3-7】	・令和元年度植草学園大学進路状況の概要【9 期生】	
【資料 2-3-8】	・保健医療学部主な就職先	
【資料 2-3-9】	・保健医療学部国家試験合格率推移	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	・学生生活ガイド 2020 年度版	
【資料 2-4-2】	・植草学園大学・植草学園短期大学スカラシップ制度規程	
【資料 2-4-3】	・植草学園大学・植草学園短期大学授業料等減免取扱細則	
【資料 2-4-4】	・学校法人植草学園植草こう特別教育資金規程	
【資料 2-4-5】	・植草学園大学・植草学園短期大学学費等取扱規程	
【資料 2-4-6】	・サークル一覧	

植草学園大学

【資料 2-4-7】	・健康管理室相談状況及び罹患状況	
【資料 2-4-8】	・大学における学生心理相談の概要	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	・令和 2 年度講義室, 実験実習室, 演習室配置数根拠資料	
【資料 2-5-2】	・「令和元年度事業報告書」抜粋	
【資料 2-5-3】	・図書館利用状況	
【資料 2-5-4】	・図書館資料の所蔵状況	
【資料 2-5-5】	・令和元年度授業科目と履修者数	
【資料 2-5-6】	・令和 2 年度授業科目と履修者数	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	・令和元年度学生による授業改善のための実態調査実施概要及び集計結果	
【資料 2-6-2】	・授業報告書様式	
【資料 2-6-3】	・2019 年度臨時大学 F D 委員会議事要旨(学生インタビュー) (令和 2 年 1 月 15 日)	
【資料 2-6-4】	・令和元年度学生生活満足度調査実施概要及び集計結果	
【資料 2-6-5】	・令和元年度学生生活満足度調査自由意見に対する回答	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定, 卒業認定, 修了認定		
【資料 3-1-1】	・発達教育学部・保健医療学部 ディプロマ・ポリシー	
【資料 3-1-2】	・『履修要項』p8-12 「11. 試験と成績について」	
【資料 3-1-3】	・シラバス作成依頼及び作成要領とシラバス例	
【資料 3-1-4】	・植草学園大学発達教育学部履修登録単位数の上限に関する細則	
【資料 3-1-5】	・植草学園大学発達教育学部実習に係る履修要件に関する申合せ	
【資料 3-1-6】	・植草学園大学保健医療学部進級基準及び学外実習履修資格に関する規程	
【資料 3-1-7】	・植草学園大学発達教育学部規程	
【資料 3-1-8】	・植草学園大学保健医療学部規程	
【資料 3-1-9】	・植草学園大学教養教育科目履修細則	
【資料 3-1-10】	・第 1 3 回教授会議事録(R2. 2. 14)及び発達, 保健卒業判定資料	
【資料 3-1-11】	・GPA の活用状況	
【資料 3-1-12】	・『履修要項』P. 12 「(f) グレード・ポイントの活用」	
【資料 3-1-13】	・植草学園大学単位認定試験等実施に関する細則	
【資料 3-1-14】	・学修時間に関するアンケート調査結果	
【資料 3-1-15】	・授業概要(シラバス)電子データ	【F-12】に同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	・発達教育学部・保健医療学部カリキュラム・ポリシー	
【資料 3-2-2】	・シラバス作成依頼及び作成要領とシラバス例	【資料 3-1-3】に同じ
【資料 3-2-3】	・発達教育学部及び保健医療学部科目ナンバリング及び教育体系	
【資料 3-2-4】	・令和 2 年度発達教育学部発達支援教育学科教育課程	
【資料 3-2-5】	・令和 2 年度保健医療学部理学療法学科教育課程	
【資料 3-2-6】	・令和 2 年度保健医療学部リハビリテーション学科教育課程	
【資料 3-2-7】	・英語, 国語プレースメントテストの受け方について(学生向け案内)	

植草学園大学

【資料 3-2-8】	・令和元年度 FD 研修会実施状況	
【資料 3-2-9】	・令和元年度第 3 学年評価学臨床実習前 OSCE 手引き	
【資料 3-2-10】	・令和元年度第 4 学年臨床実習後 OSCE 手引き	
【資料 3-2-11】	・『履修要項』p4 「5. 単位制について (2) - (b) 授業時間と学修時間」	
【資料 3-2-12】	・令和元年度学生生活満足度調査実施概要及び集計結果	【資料 2-6-4】に同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	・学修時間に関するアンケート調査結果	【資料 3-1-13】に同じ
【資料 3-3-2】	・発達教育学部・保健医療学部アセスメント・ポリシー	
【資料 3-3-3】	・「卒業研究評価ルーブリック」「レポート評価ルーブリック」「プレゼンテーション評価ルーブリック」	
【資料 3-3-4】	・卒業生アンケート結果（発達・保健）	
【資料 3-3-5】	・就職先アンケート結果（発達・保健）	
【資料 3-3-6】	・令和元年度学生による授業改善のための実態調査実施概要及び集計結果	【資料 2-6-1】に同じ
【資料 3-3-7】	・令和元年度学生生活満足度調査実施概要及び集計結果	【資料 2-6-4】に同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	・植草学園大学教員選考規程	
【資料 4-1-2】	・植草学園大学運営協議会規程	
【資料 4-1-3】	・植草学園大学教授会規程	
【資料 4-1-4】	・植草学園大学教授会規程細則	
【資料 4-1-5】	・学校法人植草学園組織規程	
【資料 4-1-6】	・植草学園中期人事基本方針 2018	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	・教職課程上必要専任教員数と現況	
【資料 4-2-2】	・植草学園中期人事基本方針 2018	【資料 4-1-6】に同じ
【資料 4-2-3】	・植草学園大学教員選考規程	【資料 4-1-1】に同じ
【資料 4-2-4】	・植草学園大学教員資格審査内規	
【資料 4-2-5】	・植草学園大学・植草学園短期大学ファカルティ・ディベロップメントに関する規程	
【資料 4-2-6】	・令和元年度第 1 回大学 FD 委員会議事要旨 (2019. 4. 24)	
【資料 4-2-7】	・令和元年度 FD 研修会実施状況	【資料 3-2-8】に同じ
【資料 4-2-8】	・植草学園大学教員活動評価実施要項	
【資料 4-2-9】	・平成 25 年度教員活動評価報告書(記入例)	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	・学校法人植草学園職員研修規程	
【資料 4-3-2】	・学校法人植草学園職員研修会実施要領 (平成 27 年度－令和元年度)	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	・令和元年度 研究倫理に関する説明会資料	
【資料 4-4-2】	・学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程	
【資料 4-4-3】	・学校法人植草学園公的研究費取扱細則	
【資料 4-4-4】	・植草学園大学研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-5】	・植草学園大学研究倫理審査実施細則	

植草学園大学

【資料 4-4-6】	・研究倫理審査の手引き及び申請書記載要領	
【資料 4-4-7】	・植草学園大学動物実験規程	
【資料 4-4-8】	・学校法人植草学園 HP「動物実験関係」	
【資料 4-4-9】	・令和 2 年度教員研究費及び教員研究旅費の取扱い	
【資料 4-4-10】	・植草学園大学共同研究規程	
【資料 4-4-11】	・研究費の有効的配分について 28.6.20 理事長・学長会議	
【資料 4-4-12】	・令和 2 年度共同研究実施配分額一覧	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	・学校法人植草学園寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-1-2】	・学校法人植草学園組織規程	【資料 4-1-5】に同じ
【資料 5-1-3】	・学校法人植草学園監事監査規程	
【資料 5-1-4】	・令和 2 年度監査計画書	
【資料 5-1-5】	・学校法人植草学園情報公開・情報提供規程	
【資料 5-1-6】	・学校法人植草学園公益通報規程	
【資料 5-1-7】	・学校法人植草学園ガバナンスコード	
【資料 5-1-8】	・学校法人植草学園中期計画 (UGPlan2018-2023)	【資料 1-1-6】に同じ
【資料 5-1-9】	・学校法人植草学園中期計画 (UGPlan2018-2023) 実行プラン	
【資料 5-1-10】	・学校法人植草学園「共生の森」運営要領	
【資料 5-1-11】	・植草学園大学ハラスメント防止委員会規程	
【資料 5-1-12】	・学校法人植草学園危機管理規程	
【資料 5-1-13】	・学校法人植草学園大地震対応基本指針	
【資料 5-1-14】	・植草学園大学・短期大学リスク・危機管理マニュアル	
【資料 5-1-15】	・植草学園大学・植草学園短期大学新型コロナウイルス対策行動計画	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	・学校法人植草学園寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-2-2】	・学校法人植草学園寄附行為施行細則	
【資料 5-2-3】	・学校法人植草学園組織規程	【資料 4-1-5】に同じ
【資料 5-2-4】	・学校法人植草学園常任理事会規程	
【資料 5-2-5】	・令和元年度理事会開催状況	【資料 F-10】に同じ
【資料 5-2-6】	・理事の役割分担	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	・学校法人植草学園組織図	
【資料 5-3-2】	・植草学園大学教授会規程	【資料 4-1-3】に同じ
【資料 5-3-3】	・植草学園大学運営協議会規程	【資料 4-1-2】に同じ
【資料 5-3-4】	・学校法人植草学園常任理事会規程	【資料 5-2-5】に同じ
【資料 5-3-5】	・令和 2 年度第 1 回学園常任理事会議事要録	
【資料 5-3-6】	・令和元年度事務職員からの提案及び業務改善報告一覧	
【資料 5-3-7】	・古本募金プロジェクト案内	
【資料 5-3-8】	・エコメッセ 2019 案内及び報告書	
【資料 5-3-9】	・志願者増 W G からの提案と学長回答	
【資料 5-3-10】	・評議員会議題一覧	
【資料 5-3-11】	・学校法人植草学園寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-3-12】	・令和元年度監事監査報告書	
【資料 5-3-13】	・理事会、評議員会、常任理事会への役員の出席状況	【資料 F-10】に同じ

植草学園大学

5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	・学校法人植草学園中期財務基本方針 2018	
【資料 5-4-2】	・植草学園中期人事基本方針 2018	【資料 4-1-6】に同じ
【資料 5-4-3】	・事業活動収支計算書関係比率（法人全体）	
【資料 5-4-4】	・貸借対照表関係財務比率（法人全体）	
【資料 5-4-5】	・積立率と運用資産の推移	
【資料 5-4-6】	・令和元年度財産目録	
【資料 5-4-7】	・大学・短期大学経常収支と人件費率，経費率の推移	
【資料 5-4-8】	・高等学校経常収支と人件費率，経費率の推移	
【資料 5-4-9】	・附属園等経常収支と人件費率，経費率の推移	
【資料 5-4-10】	・学校法人植草学園令和 2 年度予算編成方針	
【資料 5-4-11】	・令和 2 年度収支予算書	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	・学校法人植草学園経理規程	
【資料 5-5-2】	・学校法人植草学園経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	・学校法人植草学園物品管理規程	
【資料 5-5-4】	・学校法人植草学園固定資産管理規程	
【資料 5-5-5】	・学校法人植草学園令和 2 年度予算編成方針	【資料 5-4-10】に同じ
【資料 5-5-6】	・監査実施概要及び監査結果の説明書	
【資料 5-5-7】	・第 1 回理事会議事要録 令和元. 5. 23	
【資料 5-5-8】	・第 2 回理事会議事要録 令和元. 9. 25	
【資料 5-5-9】	・第 6 回理事会議事要録 令和 2. 3. 27	【資料 1-1-5】に同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	・発達教育学部・保健医療学部アセスメント・ポリシー	【資料 3-3-2】に同じ
【資料 6-1-2】	・植草学園大学・植草学園短期大学教学改革推進センター規程	
【資料 6-1-3】	・2019 年度中期計画と事業計画の進捗（大学）	
【資料 6-1-4】	・植草学園大学・植草学園短期大学ファカルティ・ディベロップメントに関する規程	【資料 4-2-5】に同じ
【資料 6-1-5】	・植草学園大学点検評価規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	・植草学園大学点検評価規程	【資料 6-1-5】に同じ
【資料 6-2-2】	・植草学園大学・植草学園短期大学教学改革推進センター規程	【資料 6-1-2】に同じ
【資料 6-2-3】	・令和元年度 IR レポート資料	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	・発達教育学部・保健医療学部アセスメント・ポリシー	【資料 3-3-2】に同じ
【資料 6-3-2】	・外部評価報告書(抜粋)	

基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域との連携・協力に関する方針と方策		
A-2. 地域との連携・地域への貢献の具体性・継続性		
【資料 A-2-1】	・子育て支援・教育実践センター利用案内	
【資料 A-2-2】	・子育て支援・教育実践センター利用状況	

植草学園大学

【資料 A-2-3】	・特別支援教育研究センター・パンフレット	
【資料 A-2-4】	・特別支援教育研究センター・ニューズレターvol.7	
【資料 A-2-5】	・令和元年度高大連携事業計画	
【資料 A-2-6】	・令和元年度高校生プレゼンコンテスト実施要領	
【資料 A-2-7】	・植草学園大学・植草学園短期大学公開講座 2019 リーフレット	
【資料 A-2-8】	・2019 年度公開講座利用状況	
【資料 A-2-9】	・更新講習・認定講習受講者数推移 (2017-2019)	
【資料 A-2-10】	・植草共生の森概要 (学園広報誌『U-heart』より抜粋)	
【資料 A-2-11】	・第6回ビオトープ祭り実施要領	
【資料 A-2-12】	・令和元年度ホタル観賞会実施要領	
【資料 A-2-13】	・拠点福祉避難所の開設及び運営に関する協定	
【資料 A-2-14】	・令和元年度拠点福祉避難所運営訓練資料	
【資料 A-2-15】	・令和元年度加曽利貝塚事業報告書	
【資料 A-2-16】	・2019 バラスポーツ講座	
【資料 A-2-17】	・2019 ボッチャ体験会	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。